

都市政策

季刊 第67号 '92.4

特集 地域情報化へのビジョン

地域情報化の政策	滑川 敏彦
地域情報化と産業振興	吉田 寛
行政情報と地域情報化	伊達 信昭
地域情報化とローカルキャプテン	石井 治
衛星時代のケーブルテレビ	野浪 建作
NTTの地域情報化対策	鹿野 隆
財神戸都市問題研究所・宮崎賞	編集部

特別論文

和泉村における観光開発戦略	池尾 長久
おし花の里をめざした町づくり	富田 従道
宮崎神戸市政の研究Ⅳ	神戸都市問題研究所都市経営研究会

行政資料

情報システム活用による市民サービス	
.....	神戸都市問題研究所市民情報サービス調査研究会

財団法人 神戸都市問題研究所

都市政策

第66号 主要目次 特集 住 宅 政 策

住宅政策の新時代	異 和 夫
神戸市における市営住宅の現状と課題	三 輪 素 士
住宅供給公社における住宅供給	原 田 健
都市再開発と住宅供給	廣 戸 敏 夫
民間分譲マンション市場の現状と対応策	朝 田 充 洋
土 地 信 託	櫻 井 清 泰

特別論文

宮崎神戸市政の研究Ⅵ 神戸都市問題研究所都市経営研究会

行政資料

第6期神戸市住宅5箇年計画 神 戸 市
「こうべ」の市民福祉総合計画の策定にかかる
基本的事項について 神戸市市民福祉調査委員会

次号予告 第68号 特集 國際化と經濟振興

1992年7月1日発行予定

企業における国際化戦略	松 永 宣 明
都市経済の発展と国際化	加 藤 恵 正
外資系企業と地域経済	サクラ総合研究所
神戸港の現状と課題	神 戸 市 港 湾 局
国際コンベンション都市の展開と經濟振興	神 戸 國 際 交 流 協 会
ファッショント都市づくりと經濟振興	神 戸 市 經 濟 局

はしがき

情報通信技術の発達は、社会・経済における情報化を飛躍的に促進している。

産業界では、情報通信関連の産業分野に限らず、製造業、流通業など全ての分野で情報化がすすめられ、従来の企業内システムから企業間、業種間での情報ネットワーク構築の動きが活発になっている。

また、日常生活にも、情報通信技術を利用した様々なサービスが生まれており、ホーム・キャッシングやホーム・ショッピングなどの新しいサービスも始められている。

このような情報化の進展のなか、国では東京一極集中の是正、国土の均衡ある発展、活力ある地域社会の実現のために地域社会の情報通信基盤の整備が重要な課題であるとし、情報化政策を展開している。昭和58年には郵政省が「テレトピア構想」を提唱し、平成2年度末現在で44都道府県87地域が指定され、既に198システムが運用されているほか、民活法によるテレコムプラザやテレビポートなど、さらには「ハイビジョン・シティ構想」、「郵トピア構想」など地域における情報通信基盤整備のため多くの取り組みがなされている。

神戸市においてもテレトピア構想、インテリジェントシティ構想の地域指定を受けていたのは、神戸ハーバーランド情報センターがテレコムプラザに認定され、地域情報化がすすめられている。今年10月には神戸ハーバーランド情報センターを核とした“地域サービス情報システム”が稼働することになった。このシステムは、行政情報の提供のほか、野球場やテニスコートなどの施設情報・利用申込み・料金精算まで行うもので、市民サービスの面から画期的なものである。

現在、自治体において地域情報化は重要な施策の柱となっており、各都市で都市型CATVなどニューメディアを中心とした情報化がすすめられている。しかし一方で、CATVやキャプテンの普及の伸び悩みなどの課題が生じているのも事実である。

地域情報化は、端末機を設置したり、施設を整備したりすることが重要な要件であるが、情報化の手段（ツール）や内容が利用者である“市民”的視点から検討されていくことが何よりも重要である。

特 集 地域情報化へのビジョン	
地域情報化の政策	滑川 敏彦 3
地域情報化と産業振興	吉田 寛 14
行政情報と地域情報化	伊達 信昭 32
地域情報化とローカルキャプテン	石井 善治 46
衛星時代のケーブルテレビ	野浪 建作 64
NTTの地域情報化対策	鹿野 隆 77
財神戸都市問題研究所・宮崎賞	編集部 89
■ 特別論文	
和泉村における観光開発戦略	池尾 長久 92
おし花の里をめざした町づくり	富田 従道 108
宮崎神戸市政の研究Ⅲ	神戸都市問題研究所都市経営研究会 120
■ 潮 流	
脳死臨調答申(138)	国道43号訴訟大阪高裁判決(140)
“こうべ”の市民福祉総合計画(141)	学校5日制(143)
■ 行政資料	
情報システム活用による市民サービス	
.....	神戸都市問題研究所市民情報サービス調査研究会 146
■ 新刊紹介	
.....	186

地域情報化の政策

滑川 敏彦

(大阪大学名誉教授)
(姫路獨協大学教授)

1 地域情報化事はじめ

情報化と言えば、国際化とともに時代の流れとして、誰もが否めない政策である。地域の振興の政策にも取り入れられて久しい。例えば、通産省が初めて地域情報化のための調査委員会を、電子政策課の所管のもとに設置したのは、昭45年の頃であった。当時初代の電子政策課長は、現在の平松大分県知事であったのである。

この時の調査委員会の委員長は、林雄二郎氏であった。日本で最初に、情報化社会について論じた著書「情報化社会」を書いたのが、いま東京情報大学の学長であるこの林雄二郎先生なのである。事更のように言うようであるが、「これだけは明確にしておきたい。情報化社会論は日本で始められた議論であり、「情報化社会」は日本語なのである。

日本文明の殆どは外国からの輸入文明であったが、ここに歴史始まって以来の、日本人が自分達で考えた新しい社会概念が生まれたのである。情報化社会は日本人の発想なのであることを、ここで明らかにしておきたいのである。

1991年ソ連邦は壊滅し、地球の上から消滅した。まさしくイデオロギー時代の幕は、いまや閉じられたのである。封建主義、帝国主義、資本主義、社会主义は、歴史的用語となった。資本主義社会、社会主义社会との差異を論じるよりは、情報化社会の姿についての論議の中にこそ、より具体的な地域発展のための政策の方向付けがなされるのでは無かろうか。

わが国的情報化社会論の以前には、フリット・マハラルプの知識産業論があり、ダニエル・ベルの提唱したポスト・インダストリアル・ソサイエティの到

來說があった。現在の、わが国情報化社会の概念は、これらの諸外国の学者の説に加えて、梅沢忠夫氏の情報産業論などの、先進的考察の発展線上に立てられたと言えよう。わが国では、先ず経済企画庁あたりから、情報化社会政策の検討が始められた。

1980年、トフラーのベストセラー、「第三の波」では、農業文明、工業文明に統いて、第三の波の文明が、地球上で見られるようになった。彼は、情報化社会の名を使う事を意識的に避けている。しかし、トフラーの在宅勤務、情報の生産者と消費者との重なりなどの議論の内容を見ると、第三の波は、我々日本人にとっては、情報化社会そのものなのである。

情報は、辞書的には、事柄の様子の知らせ、となっている。これまでの社会に比べて、社会機能の中で、情報的機能が重視され、付加価値が物質そのものからそれに伴う情報に、ウエイトが移っていく過程が情報化なのである、と言うような議論だけでは、情報化社会はなにかという答としては漠然としたものではっきりしない。

情報化社会をコンピュータの発展に結びつけて考える場面もある。確かにそうである。コンピュータの無い社会では情報化社会は成立しない。コンピュータでは先進国の米国では、コンピュータリゼーションが、新しい時代の牽引車となりおし進められてきた。

大型電子計算機の発達初期1948年に書かれた、ジョージ・オーウエルの著書「1984年」においては、大型電子計算機が、権力者側に独占され、一般市民が完全に管理されている被管理者社会を提示して、反響を呼んだ。現在の情報システムは、中央集中型と言うよりは、どちらかと言えば、分散知能型として構築されて行く方向にあるので、いまでは、オーウエルの書いたような被管理者社会の成立の心配は杞憂に終わると思われるけれども、情報化社会に於ける、プライバシーの保護と言う観点は、現在今日の重要な政策課題の一つである。

先進諸国の有識者が、ローマ・クラブの報告書として「成長の限界」を1972年に出版した。有限の地球資源のデータから、環境、経済、人口の未来に於ける増減の姿を、電子計算機によるシミュレーションで描いたリポートであった。

地球上に棲む人類に向かって、初めての資源環境問題を提示した有名なリサーチである。現在の情報化社会に於いても、地球から地域にいたるまで資源環境の問題を取り扱うための、データベース作成、ネットワークの構築などは、今でも人類の将来に向けての重要な課題なのである。

コンピュータに加えて、テレコミュニケーション、この両者の相互結合によるネットワークこそが、地域情報化のインフラストラクチャなのである。この情報化社会のインフラストラクチャが、市民のユーティリティとして生かされる日こそが、情報社会の始まる日となる。

2. 21世紀へ向けての情報化

国家百年の大計を計るという言葉がある。地域情報化に就いて計るにもそのような考え方方が望ましい。もし、長期的展望を計るならば、ここにその基礎をはっきりとしておく必要があるだろう。

先ず「情報」である。日本語としてのこの情報は、明治中期に文豪森鷗外が創った言葉として知られている。戦略論などの翻訳の中から生まれた言葉で、敵方に関する得られた我が方の知識となっていた。情報に就いての戦時中の暗いイメージは、戦後無くなり、情報は、単に、事柄の知らせを意味するようになったのである。

情報を取り扱う学問の中に、情報理論がある。この情報理論の立場からは、情報は次のように定義されている。可能性のある情報源の中から、その情報を受け取る時にそれによって取り除かれる不確かさを、情報という。情報理論はここから出発して、情報量の圧縮とか情報の誤り訂正などなどの情報理論の応用分野で大きな成果を挙げた。

ここまで、厳密に言う必要性は普通はない。可能性のある記号系列であるとか、データであるとかでも良いのであるが、知識と異なるのは、それが受けたり、送ったりする内容を指している点にある。

情報理論の基礎は、米国のシャノンによって築かれた。彼は彼の論文の内容をコミュニケーションの数学的モデルと呼んでいた。情報化というときには、

それがコミュニケーションの動作を内包したものであることは、明らかなのである。従って、情報化とは、コミュニケーションのより一層の充実を意味すると言えるのである。

来るべき21世紀は、コミュニケーションの世紀である。この話の具体化に向けてわが国の関係方面の間で進められている。

フランス革命の100周年記念として、米国に贈られたアイテムが、あの自由の女神であった。今、フランス革命200年を記念して、フランスから日本に、コミュニケーションのモニュメントが贈られることになった。このモニュメントは明石大橋の淡路側の丘の上に建設される予定で、計画が進められている。ここは、単なるモニュメントが立っているだけではなく、その周辺には、世界との間を結ぶコミュニケーションができるような施設を置く計画になっている。明石大橋の本土側は神戸市である。21世紀には、神戸の地域情報化システムは、地域に生きてそれが、世界の各地の諸文明と結ばれるようになる事を期待したい。

3. コミュニケーションとメディア

コミュニケーションはメディアの存在によって行われる。マックルーハンなどは、コミュニケーション論の前提として、メディアはメッセージであるとの認識を提唱している。つまり、メディアは、単なるコミュニケーションの媒体であるだけではなく、メディアは、その中を通していく情報の、形から内容にいたるまでを決めているんだ、と言うことである。

コミュニケーションは言い替えると、情報流通となる。わが国の政府、総理府と郵政省はそのメディアを3つに大別して、情報流通量の統計を毎年取っている。

第一の、空間系メディアは、言語と身ぶりを使う、人と人との対面コミュニケーションのメディアである。

第二の、輸送系メディアは、文字と絵などを使う、印刷物で代表される、輸送によって、コミュニケーションが成立するメディアである。

第三の、電気通信系メディアは、情報を電気信号の形に変換して、通信ネットワークによって、コミュニケーションが行われるメディアである。

第三の、電気通信系メディアは、1867年の電話の発明から、ラジオさらには、テレビと発展してきた歴史がある。その歩は着実に進められてきた。エレクトロニクスの技術の最近の進歩は、電気通信系メディアに急激な様相の変化をもたらす事になったのである。

1980年代に、わが国に於いて新しく登場したのは、ニューメディアであった。ニューメディアにも色々な種類のメディアが登場した。折しもの追い風に乗って、情報化社会への足がかりとして、ニューメディアは世の人々の注目を浴びた。

郵政省の、情報流通センサスに関する試算によれば、2000年に於ける総情報供給量は、1982年のそれに比べて約3.4倍に増加するものと予想されている。

メディア別の情報供給量で見ると、会話とか対話などの、空間系メディアによって供給される情報量の伸び率は約1.1倍で、新聞、書籍などの輸送系メディアによるものは約1.7倍になるが、電気通信系メディアにより供給される情報量のこの期間に於ける伸び率は3.4倍と見込まれている。

電気通信系メディアの中で比較すると、電話、ラジオ、テレビのような在来型のメディアによって供給される情報量の、2000年での伸びが約2.8倍であるのに対して、各種データ通信、ファクシミリ、CATVなどのニューメディアによるものは、約15倍と飛躍的に増加する事が見込まれている。

また、総供給情報量に占める割合についてみると、ニューメディアによるものは1982年には全体の5%弱であったが、2000年には約22%と、大幅にシェアを拡大する事が予想されている。

4 地域情報化とニューメディア

電気通信系のニューメディアは、在来型の電気通信系のメディアとは異なる特徴を持つている。

在来型のメディアは、その特性が固定化され定型化されてしまっているので

ある。たとえば電話は最も古くからのお馴染みメディアなのであるが、典型的なパーソナルメディアとして、ネットワークが組まれてしまっているのである。テレビは、開放空間の電波により情報を供給するので、そのより効率の高い使い方として必然的にマスメディアとして育てられてきた。

ニューメディアは、新しいシステムであるが故に、従来のパーソナルメディアとかマスメディアが得意としていた分野に伸ばす事ができる。その新しい分野とは、ローカルメディアとかグローバルメディアのような、地域情報化に直結した情報システムが創り上げるであろう分野である。

本誌「都市政策」の44号（昭和61年7月）ではニューメディア・シティへの課題と題しての特集が組まれていた。約5年前のことであった。当時ここで、都市としての新しい情報機能を獲得するための、政策展開のなかで、とくに取り上げているのは、CATVとローカルキャブテンであった。この当時に策定されたニューメディア・シティへの政策ビジョン報告書の中でもそのようであって、神戸市は、神戸市・CATVと神戸・ポートキャブテンとを設置した経過がある。

現在から次の世紀にわたり、地域情報化において重要な役割を演じるのは次のような、ニューメディアである。ニューメディアの理解なくしては地域情報化は絵に書いた餅になってしまいます。

(1) ビデオテックス

英国生まれのニューメディアで、わが国では、ローカルキャブテンと、これらを結んで全国展開している全国キャブテンがある。漢字を含む文字の処理は欧米に比べると不利になるなどの技術的な問題も抱えているので、わが国では普及が遅れている。神戸市の、ポートキャブテンは、加入者数に占める市民の数の割合は全国でもトップクラスである。

(2) CATV

米国育ちのニューメディアである。わが国では昭和47年の有線テレビ法でシステムが全国展開し始めた。これらは、CATVの第一段階である難視聴の救済の為のシステムとしてしか利用されなかった。神戸市の鈴蘭台地区には、日

本でも最初に作られた大規模システムが展開されている。

わが国では、最近になってやっと郵政省の腰も決まり、都市型CATVの名のもとに、米国のような、自主番組専用チャンネルを含む多チャンネル方式のCATVの普及が各地域で昨年あたりからスタートした。

(3) パソコン通信

ワープロも含めての、パソコンの普及はめざましいものがある。それは企業への進出のみならず、一般家庭への普及も、数百万から千万に及ぶものと推定される。これにつれてパソコン通信もかなり伸びてきた。通産省の最近の調査によても、パソコン通信の加入者数は、全国で、160万加入を越え、目下急成長中であると判断される。パソコンネットは、大手十数社と多数の草の根ネットに分かれるが、ここ数年、地域の自治体、産業界がその運営に当たるパソコン通信ネットの数も増加しつつある傾向にある。

(4) VAN

情報通信回線の又貸しと、自社の情報処理方式に合わせた回線の再利用の事である。この他人使用は原則禁止であったのが、昭和57年、中小企業に開放されたので、わが国での、ニューメディアの仲間入りをした。昭和60年には電気通信の全面的な自由化が行われ、VANは、第2種の電気通信事業として通常業務の中に吸収された。現在でも、ニューメディアとして産業振興の政策の中で取り上げられる事もあるが、VANなどによって展開されるSISの方が話題になってきている。

(5) 衛星通信と移動通信

電気通信の自由化に伴い、地方自治体でも自身で、通信メディアを持つ事が考えられ始めた。大阪市は、地下鉄線路沿いに光ファイバーを張り、南港に衛星通信基地のテレポートを建設した。これらを足がかりに、第一種の通信会社OMPを作った。

自治省は、地域衛星ネットワーク整備構想のもとに、自治体衛星通信機構を組織し、今年の2月からその一部運用を開始した。兵庫県と富山県が自前の防災・行政ネットワークを運用すべく、この今年からの衛星通信運用に参加した。

防災・行政の為のネットワークであるからには、ここには勿論自動車無線のような移動通信が含まれている。

地域衛星ネットワークは、兵庫県の構想にもあるように、21世紀には各地域で、政令都市も含む市町村に展開され、地域情報化のネットワークとして活用される将来計画が作られている。

(6) その他のニューメディア
データベースの構築、I C カードの有効利用、ハイビジョンの技術を利用した美術館、博物館、展示場などが、地域情報化社会造りに利用されるニューメディアとして検討されている。

文字多重放送、直接衛星放送も、ニューメディアとしてスタートしたのであるが、マスメディアとしての性格が強く、地域情報化社会には間接的効果を与えることになると考えられる。

(7) I S D N

電話、データ通信、ファクシミリ、画像通信など、現在は別々に行われている電気通信サービスの全てを、同じデジタル電気信号の形に統一して、総合的な一括サービスを行うネットワークなのである。少し長い説明になったが、このI S D Nに加入すれば、短い時間で、しかも安価に電気通信のサービスを受ける事も可能なのである。

現在、わが国で、このI S D Nの設置を進めているのは、NT T社である。今更、I S D Nがニューメディアとは言えないかも知れないが、現在では、まだ設置されていない地域の方が多いので、ニューメディアに入れておく。地域情報化の政策策定に当たっては、このI S D Nのその地域における位置づけは明確にしなければならない事の一つである。

5 わが国の地域情報化施策

地域情報化をめざす国の政策の第一歩は、多目的のC A T Vの実験システムの構築であった。昭和50年過ぎに、郵政省は多摩ニュータウン、通産省は奈良県東生駒市で、モデル実験を行った。これら地方都市における実験経過を踏ま

えて、まずこの両省から地域情報化の施策が策定され、地域自治体はこれに参加する事となる。

ここで、国の代表的な地域情報化施策を挙げてみよう。

(1) テレトピア
通信の自由化を、地域地方の振興のために、有効に活用さすべく、郵政省は、昭和60年から、テレトピア都市の指定を始めた。モデル都市には、先駆的にニューメディアの導入をはかるうと言う施策である。

現在までの指定地域は全国で87地域である。それぞれの地方では、いくつかのタイプのモデルを設定している。これらは、コミュニティタウン型77、物流・商流型30、観光レクリエーション型31、福祉医療型29、先端産業型25、伝統地域産業型19、先進農業型16などトータルの数となっている。

神戸市のテレトピア・タイプは、コミュニティタウン型、観光レクリエーション型、国際交流型、ファッショントウン型である。

(2) ニューメディア・コミュニケーション型

通産省が、昭和58年に打ち出した地域情報化施策の一つである。モデルシステムのタイプとしては、先端技術産業型、農林水産型、流通型、中小企業型、研究学園都市型、防災型、僻地医療型、行政情報型、公害対策型などのタイプが実施されている。全国で21のモデル地域が指定され、うち19地域では推進母体として第3セクターが設立されている。

(3) 情報化未来都市構想
これこそ、来るべき21世紀をめざす、新都市計画への構想である。21世紀に向けて発展が予想される新しい情報システムを、先進地域に導入し、その地域を核として、産業基盤だけでなく、市民生活、社会施設までを含む情報関連の都市基盤整備を図る計画である。ウォーターフロントの開発に重点がおかれている。関西地方では、大阪南港北港地域と関西新空港対岸前島地区が指定された。全国で10の地域が指定されている。

(4) インテリジェント・シティ構想

都市の道路交通などのインフラストラクチャの整備が仕事である建設省も

乗り出した。情報インフラストラクチャを核にした、新しい都市機能を積極的に整備することを目的とする、インテリジェント・シティ構想が、建設省によって、昭和61年提唱された。

指定の条件として、土地区画整理事業、新都市拠点整備事業または全面的整備事業施工地域などのいくつかの条件に該当する地域とされている。現在全国で50余の地域が指定されている。

神戸市では、既に、ハーバーランド地区を中心とした地域において指定を受け、高度情報センターの整備も建設大臣の承認を得て、今年の秋からその事業を開始する予定になっている。

(5) グリーントピア構想

農林水産省が、昭和61年から地域情報化施策として推進している、農村地域情報化構想推進事業である。現在全国で53地域が指定されている。

ニューメディアとしては、各種ニューメディアの併用が多いが、すべてがパソコン通信の導入を図っている点に特徴があると認められる。

6 地域情報化の課題と問題点

地域情報化に目的とか意義に付いては、改めてここで述べる必要はない。周知の事柄である。ここでは、地域情報化の施策に付いての問題となるような点に就いて、二三簡単に触れてみることにする。

前項においては、わが国各省庁の、地方自治体の地域情報化の施策に対しての、助成の計画についてその代表的なものを示した。この他にもまだあるのである。最近、自治省は、前述のように、民間通信衛星のトランスポンダーを借りて、自ら地域衛星通信ネットワークの構築を始めた。それから平成2年度から、全国の市町村に対して、地域情報化計画の策定を促すために、その計画策定費に対して、普通交付税措置を講じ、地域情報化を促進している。

全国の、各地域での企画実施状況を眺めて見ると、次のような問題点がある。

問題点 1 金太郎飴

国の地域情報化施策の中では標準化されたメニューしかない。地域情報化の政策策定に当たる自治体側には、情報化の専門家が絶無とはいえないまでも、ニューメディアの経験者はいない。ニューメディアとはそのように定義されたものなのである。シンクタンクに依頼すると、どこでもいつでも同じような政策草案が、飛び出す。港区現象とも呼ばれる金太郎飴がでてくる。自治体の担当当事者の更なる勉強努力に期待したい。地域独自の見解に基づく政策が無ければならないことは明白なのである。

問題点 2 見直しを避ける体质

これはあなたがちお役人だけの体质では無さそうではある。誰でも、企業でもそうであるが、朝令暮改を嫌う人とか組織が多い。情報通信分野に於ける技術の進歩、使い方の改良は、日に日に新たなのである。先んじてニューメディアの導入を図る勇気と、これを変えていく判断力が必要なのである。お役所仕事という訳には行かないのが、地域情報化である。いつでも見直しができるようにして政策の進行を図らなければならない。法制度も時代に見合って、積極的な見直しを行うべきである。

問題点 3 未熟なシステム

ニューメディアであるからまだこなれていないところが多いのである。システム設計の技術屋にも責任がある。もっと、自治体側は市民の立場に立って、人に優しい装置システムを用意してユーザビリティを作るべきである。システムの発注側にも責任がある。素人だからという遠慮は禁物である。技術屋は、とかく、自分たちだけが満足できるものを作りがちである。これではニューメディアのユーザーが逃げ出してすらう。

参考文献

地域情報化の考え方、進め方 編集：自治大臣官房情報管理官室
発行：開きょうせい 平成3年10月

県営地盤の地域情報化と産業振興

この講演は、まず地盤の現状を述べ、次に地盤の問題を解説する。地盤の問題は、地盤の現状を解説するうえで、必ずしも問題となるべきものである。

吉田 寛

(流通科学大学教授)

この講演は、まず地盤の現状を述べ、次に地盤の問題を解説する。地盤の問題は、地盤の現状を解説するうえで、必ずしも問題となるべきものである。

1 地域活性化と都市機能

(1) 都市化の役割

都市機能を代表するものには「住み」「働き」「憩う」がある。住むためには居住環境、働くためには産業環境、憩うためには快適空間(アメニティ)が整っていないと人々を引き付けない。

都市活性化のためにはこのような都市機能を複合的に活用する都市システムを構築することである。どうすれば複合的に活用できるだろうか。都市情報システムによる都市機能の連結環をつくりあげることである。一つ一つの機能をばらばらではなく都市集積を統合するようにまとめる。

このためには一つ一つの都市機能を点、線、面の組合せで幾つかの立方体に仕上げるように複合機能都市をつくる。それが都市活性化に役立つの、「住み」「働き」「憩う」機能のバランスがとれているときである。

過疎・過密は人のバランスが崩れている。過密産業都市には憩いがない。農村には退屈があって美しい自然に恵まれているが働き甲斐がない。山村僻地には生活の利便が無くて住みにくい。それぞれの欠けたところをおぎなうのが都市化の役割である。

(2) 地域化の目標

その時々の宰相の提唱に合わせて田園都市、定住圏、ふるさと創生がテーマになったように国の施策に基づいて地方の活性化が推進される。三全総から四全総へと全国総合開発計画のなかで地方の位置づけは微妙に変化してきた。地方の大切さを言うけれども東京一極集中は止まらない。人、物、金、情報の東

京一極集中は交通ネットワークの東京起点が整備されるなかで益々加速している。東北・上越新幹線が東京に乗り入れた。

地方の活性化が地方主導で実行されるための条件は地方の自主性が物心双方ともに發揮されることである。時はあたかも産業構造改革（リストラクチャリング）の時代に入って「民活」が喧騒になった。そして、財産活用のいわゆる「バブル経済」が金融・証券不祥事で終焉した。地方の活性化は再び地道な方向に転回しようとしている。

地方の活性化を地域の主導で実行するプログラムとして有名な「一村一品運動」が大分発で全国に広がった。地域産業のための異業種交流が盛んである。地場産業振興のための行政の挺入れも地方のためには欠かせない。しかし、その振興の視点と焦点をどこに求めるかは地域の主体性による。地場産業は伝統に生き、地域産業は革新の波をつくる。「軽・薄・短小」は地場產品の付加価値を高める。伝統の革新が地場産業の将来をつくる。伝統の地場産業と新規の産業立地（誘致・進出企業）とが充分にとけあつた活力のある街をつくるのが地域化の目標となる。新しい地域産業が其処に生まれる（吉田寛、1991b）。

(3) 情報化の展開

情報化社会の進展は地方の活性化に新しい展望を与えていた。ショッピングセンターのP O S ターミナル、家庭や仕事場のF A X、学校や職場のP C、商店や会社のV A N ターミナル、村や街のC A T V 網など情報化の技術が生活のなかに入り込んでいる。多機能電話の登場も間近い。地方の産業も生活もこれらの活用によって多様な発展の可能性を秘めている。家庭の情報化、産業の情報化、行政の情報化、情報の産業化を地域の活性化のためにどのように展開するかが地方の活性化の重要な課題となっている。

地域情報化のためにも地域交通網の整備が強く求められる。J R 以外に電鉄がなくバス路線もダイヤも乏しい地方ではマイカーに交通手段を求めていたがこれらでは大量交通を生まない。自動車交通だけにたよると駐車場スペースの確保に膨大な投資が必要なのに大量交通の便益がない。地方の悩みの一つは大量交通手段の不在にある。大量交通がないと人の往来が途絶えるだけではなくて

若者居住者が減少する。そこで、人口吸引政策に地域情報化を役立てることが出来るだろうか。

工場、大学、研究施設などの誘致と大型ショッピングセンターの立地、商店街のリストラクチャーリング、官府施設の集中とリモデリング、居住施設の整備などいわゆるハードの環境づくりが先行しないと情報化の種は育たない。花も咲かない。実も結ばない。

2 地域活性化と産業革新

(1) 自立する生活圏

田園都市、定住圏、ふるさと創生、そして民活は地域活性化の政策課題としても時の流れのように走り抜けている。臨海工業団地、住宅団地、工場誘致、農業構造改革、そして不況対策、地場産業対策など多彩な政策が展開されてきた。そのなかで、地場産業のための情報化対策、異業種交流など変化する環境への対応が生まれている。

地域化、国際化、情報化、そして多様化という時代の潮流に地域社会がどの様に対応していくのか、どの様な対応が可能なのか、地域の自然と歴史に調和する産業をどのように育てるのか、「地域化」の政策は地域の人々が主体となって推進すべきものであるように地域活性化における選択は地方の「自立する生活圏」（吉田寛 1983）をどのように構築するかに懸かっている。

このためには地域活性化のテーマの設定が欠かせない。例えば、西播磨では「播磨科学・公園都市」にみられるように、科学都市と公園都市の複合地帯の設定が一つの目玉になっている。このような新都市と地場産業に代表されるこれまでの都市とが相補って地域活性化を全体として自立する生活圏に仕上げることがこれから課題である。

(2) 産業革新への道

古いものを新しく、新しいものを創造的にするなかで多様な産業展開をはかり多様な価値を創造する。このような発想を地域活性化に役立てるためには旧来の重工業の再活性化、軽工業の活性化、新技術産業の創生といったプロセス

を地域の市場化を中心に展開する。そのなかで起業家を育成する。起業家は新しい技術を企業化する役割を期待されている。起業家の育成機関であるインキュベーターはおおむね第三セクターで運営されるように地方自治体と地域社会とが協力して地域活性化のためにインキュベーション事業をもり立てローカル・イノベーションを実現する。これが産業革新への道を拓く政策として登場している。

3 地域活性化と情報空間

(1) 地域情報化の参加モデル

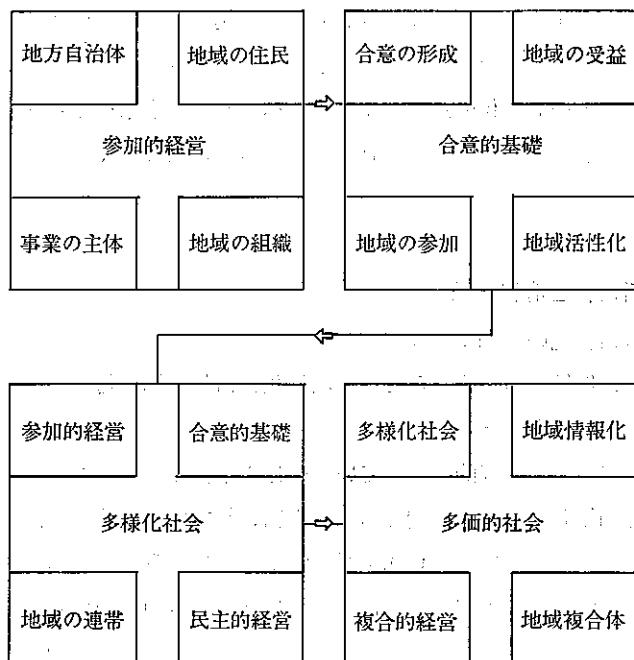
情報社会の地域政策からみると地域活性化は情報空間の再構築をどのように進めるかに大きな課題がある。

情報空間でいまや伝統的になっているのは電話網である。コンピュータリゼイションを利用した情報通信網は電話網と結合している。それに衛星通信が加わった。通信衛星を利用したCATVも営業されている。放送衛星による世界の情報空間の同時性の実現など、情報空間は地域格差の解消に向かって進んでいる。

地域活性化のための情報空間の創造では国の情報化施策が数多く展開されている。テレトピア（郵政省）、インテリジェント・シティ（建設省）、テレコムプラザ（郵政省）、ニューメディア・コミュニティ（通産省）、メディアダーミナル（運輸省）、新社会システム（厚生省）、グリーントピア（自治省）などが競い合っている。

情報化拠点地域をこのような施策によって構築するにあたっては国と地方自治体との協力はもとより地域住民や地域産業の情報化への理解と「地域づくり」の構想が求められる。このような理解と構想を具体化するためには「参加モデル」によって情報化の基本理念を確立しておくのが第一条件である。これによって情報化の基本姿勢を確認したうえで事業を展開する。事業の成否は地域住民の参加に懸かっているからである。そこで、つぎに「参加モデル」を図1によって提示しよう。

図1 地域情報化の参加モデル



このモデルの中核概念はデモクラシーである。地域活性化には地域住民の積極的な参加が不可欠である。特に情報都市の創造のように地域に情報空間をネットワーキングする事業では地域住民のコンセンサスが必要創造のためにも必須の条件である。事業の受益者でもある地域住民が事業の展開に参加するシステムを構築しなければならない。同時に事業から受益者にとっての価値を創造するためのコミュニケーション・ネットワークを組織化する。その場合、情報空間の複合的形成が地域の活性化に有効的である。個人、職場、家庭を結ぶ地域ネットワーク、教育、医療、コミュニティ活動、スポーツなどの活動を支援する情報ネットワーク、地域住民のための行政情報ネットワーク、中小企業のための産業情報サービスなど情報サービスの多様化が情報空間の複合的形成をもたらす。そして、複合的な情報ネットワークから情報空間の多様な価値を創

造する。このような情報空間の創造に主導的役割を果たすのは地域行政を担う地方自治体である。地方自治体は地域情報化の目標を示しその政策化に住民参加の多様な方法を採用すべきである。

地域情報化は情報化事業の展開という視点から接近すると供給側の思惑が先行し失敗の可能性が高い。地域活性化の総合的な政策展開のなかで地域情報化の必要性を地域住民が認める状況に適応するかたちでの地域情報化の展開が成功への道である。それが情報化事業にとって不可欠な地域の連帯を生む土壤を提供してくれるからである。このために事業の展開には地域の住民と地方自治体との間で事業に対する合意を形成することである。

事業の主体は概ね第三セクターであるから地方自治体のイニシアティブが求められるのである。そのなかで地域住民との参加的経営を実現する。このためには地域活性化の基礎を民主主義に置く事業運営によって地域の受益を創造する。地域の受益は多様な価値観を受容する多様化社会の方向性で地域情報化による多様な価値の実現をはかるべき時代に入っている。そのためには地域情報化の複合的経営を指向する多価的社会が想定される。多価的社会は地域情報化では複合的な情報ネットワーク社会である。

行政、教育、医療、保健衛生、商工業、レジャー産業、農林・漁業など地域の生活に係わりのある全ての活動分野で都市のインフラストラクチャーとしての情報通信ネットワークを整備し、それを活用するかたちで地域の各種の組織・団体・個人の地域的参加を誘発する。このなかでハード及びソフトの両面にわたって地域の連帯を生む。それが情報化社会を地域において構築する第一歩となろう。その目標は情報化社会に適応した地域複合体を形成することにある（吉田寛 1990）。

(2) 地域情報化の価値

地域情報化による地域活性化は地域の参加が前提であるというのはその事業の性格に基づいている。すなわち地域情報ネットワークは面的構成を必然とする社会システムであって地域を対象とする事業である。したがって地域住民の参加がないと事業が成立しない。この参加には事業への出資、運営への人的参

加、情報提供者（IP）としての参加、情報の受け手（受益者）としての参加など各種の形態がある。

地域社会にはすでに数多くの情報ネットワークが稼働している。電話、P C、F A X、そしてVAN、CAPTAINなどの総合サービスがある。これらは個人、家庭、職場で生活用および業務用に使われている。地域情報化はこれらの多様な情報ネットワークをI S D Nを目標に統合化する努力である。

このような方向性によって創造される情報化社会は地域の生活環境および業務環境をデジタル（digital）情報空間に包み込む働きを持っている。情報化社会はその意味では“on information”的社会である。このような社会の一つの部分的な現象として現れたのが沿岸情報戦争である。情報化は実体社会とは別に、情報社会をそれ自体の存在として形成する。実体経済と証券・金融経済とが別物であるように、情報は実体の写像の域を越えて独自性を持った資源となる。

都市の情報化は都市機能の拡張を情報のこの様な性格によってもたらすこととなる。情報次元での都市の活性化と実体次元での都市の生態との乖離現象が都市情報化のシャドウとしての潜在価値の存在を示唆する。

4 情報化と市場化

（1） 市場化創造機構

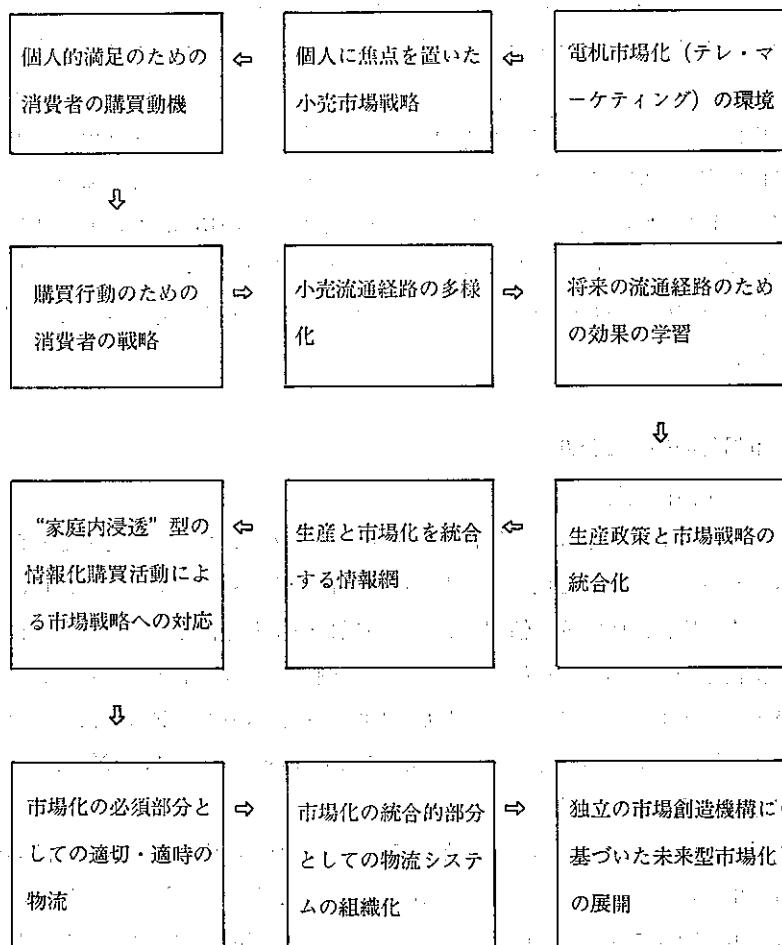
市場化は情報化と結合している。市場戦略は情報網に基づいている。販売時点情報管理システム（P O S）は市場化革新の象徴である。発注・受注システムはコンピューターシステムと結合し、付加価値情報通信網（V A N）は企業間の相互結合システムを形成する。

市場化技術はこのようなコンピューター化の環境のもとで高度技術を駆使する市場化、別言すれば、エレクトロ・マーケティングの方向に変化している。市場化は地球規模的市場化に推移し未来型市場化のスタイルを創造している。未来型市場化は“家庭内への浸透”型市場化と特徴化されるスタイルを持つであろう。伝統的に市場化は企業戦略上“街頭”を基礎に行われているが、今日

では企業の市場化はテレ・マーケティングによって消費者の家庭内に浸透している。

他方、市場化は統合的市場化を形成するように経済資源の流通の全ての局面を統合しそれによって経済活動を市場化の本部機構に集中している。情報化に基づく統合的市場化は市場化創造機構（マーケティング・プロダクション・イ

図2 市場化創造機構



ンク)を設立する方向に組織化されよう。

市場化創造機構は、設立されるとすれば、経済のソフト化の一環の象徴となる。それは契約者のために、市場戦略を生み出し市場化の本部機構として機能する。市場化創造機構の成立は、図2によって示される (Yoshida H., 1991)。

(2) コンピューターの小型化と経済のソフト化

今日の“ソフト経済”化の傾向はコンピューターの小型化によって促進されている。小型コンピューターをネットワークするコンピューター・ソフトに特化したベンチャー企業の数は日本でもアメリカでも増加している。レポーターの内田が“戻って来たアメリカのベンチャー”を日本経済新聞(19 August 1991)に寄稿している。アメリカのベンチャーはベンチャー・キャピタルによって総額U.S\$330億(日本のベンチャー・キャピタルの10倍, 1989)の支援を受け、州及び地方政府に後援された起業家孵化事業(インキュベーター)により支援されている(1992年には1,000事業単位がアメリカに存在すると推定される)。

5 市場化の個人モデル

(1) 商店街情報化

コンピューター化された市場化(マーケティング)システムで装備された大型スーパー・マーケットと比較すると商店街は情報化の優勢を欠く。各商店、大抵は個人商店は、戦略的な情報化された市場化の能力を持たない。しかし商店の情報化を助ける若干の可能な経路がある。例えば、カード・ショッピング、POSシステムを用いての決済、PCの顧客データベース、FAXによる発注と受注、卸商やメーカーと小売商を結ぶVAN、LOCAL CAPTAINによる販売促進、PCによる会計システム。

商店街のグループ情報化は全体として作用するので商店街を構成する諸商店は情報化投資とその管理に協力を要請すべき諸問題がある。通常、商店街組合が各商店を助けて商店街に便益をもたらすために共通の問題を処理する。しか

し情報化の問題は商店街組合内の共同事業を越えている。商店街情報化の新しいプロジェクトを立ち上げる組織は各商店と高度市場化中央機構（インテリジェント・マーケティング・センター）として機能する情報化センターとの間の水平的情報網を意図すべきである。立体的情報網は既に若干の商店とメーカー（または卸商）との間には存在する。

政府の計画と財政援助並びに大企業の支援が市場化相談センター（マーケティング・コンサルテーション・センター）を設立するために必要である。商店街を再生するために商店情報化は市場化相談センターによって支援されねばならない。市場化相談センターは第三セクターで運営されよう。市場化相談センターを運営できる一つの組織はローカル・キャプテンである。市場化相談センターは一つの商店街だけではなく、複数の商店街のためにも集団的市場化センター（コンソリデーテッド・マーケティング・センター）として運営される。

(2) 社会的市場化

市場化創造機構も市場化相談センターも市場化の個人モデルに基づいた需要に注意を集中せざるを得ない。このモデルは小売市場化のための行動的諸基礎を表明する。その関係は図3によって示される (Yoshida H., 1991)。

個々人は購買行動によって、快適な環境を創造しようとする。彼らは個人主義に基づいて生活様式（ライフ・スタイル）に対する個人的な欲望を持っている。彼らの購買行動は利害関係者間：消費者、小売商、卸売商、生産者、金融機関、運送業者等の相互作用に囲まれている。

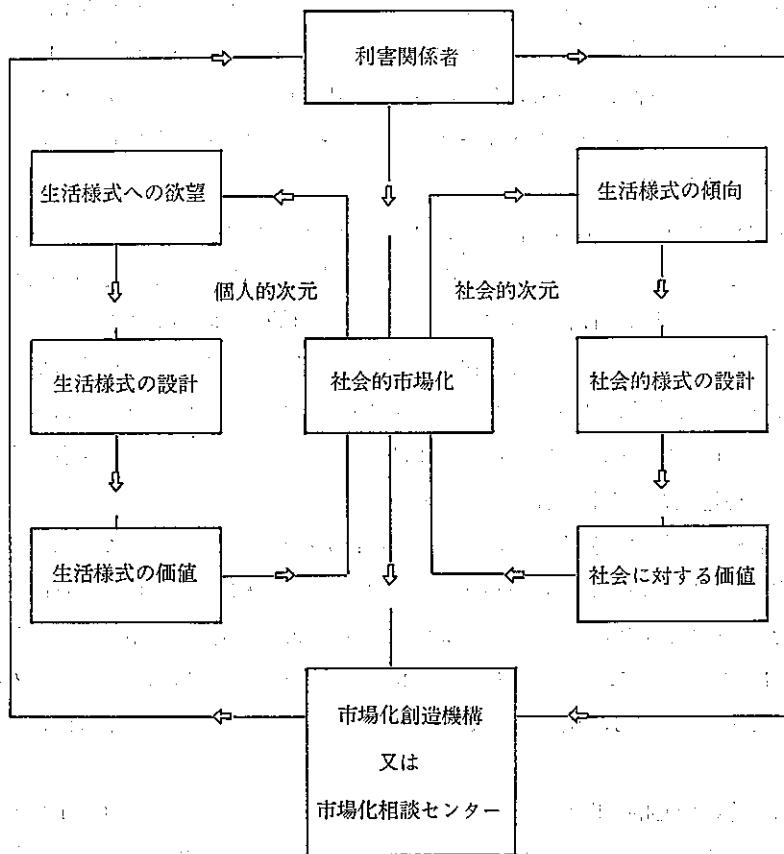
生活様式に対する個人的な欲望は個人的次元の事実であるが、この欲望の社会的集合は時代の生活様式の傾向（ライフ・スタイル・トレンド）を造り出す社会的次元の集団的事実である。そこには時代の傾向を展開する諸要素がある。この傾向は主として産業技術及び市場化技術の発展ならびに個人及び社会的心理的変化によって引き起こされる。市場化の発展はこれらの諸要素に依存している。

市場化の中心的な関心事の一つは消費者による生活様式の設計（ライフ・スタイル・デザイン）に置かれるであろう。市場化の創造者及び推進者は消費者

が生活のための増分価値を獲得しようとする環境の変化を追求する努力を必要とする。

市場化の経路は利害関係者間の一連の取引を通じて個々の消費者の戸口に到達する道である。市場化の経路は情報網の複合体でありそれ故に社会的意義を持っている。それらは社会的厚生の保護、社会経済の発展、社会的文化の支援等である。この文脈から未来型市場化は、社会的市場化と呼べよう。そしてそれは社会のための価値を創造することが期待される。社会のための価値は社会

図3 市場化個人モデル



的様式の設計（ソシアル・スタイル・デザイン）の流行によって先行されねばならない。社会的様式の設計は消費者による生活様式の設計の社会的集合である。

市場化創造機構や市場化相談センターが社会的市場化の役割を引受けける。社会的市場化は地域市場化（エーリア・マーケティング）への包括的接近であり都市化及び情報化の発展と足並みを揃えてる方向性で“商品市場化”を越えて機能する。

6 先端技術と産業革新

(1) 地域産業と先端技術

1980年代の日本では産業構造再編の波を経験した。これはエレクトロニクス、メカトロニクス、コンピューター及び情報技術を含む新技術の発展によって引き起こされた。

これらの技術の発展に影響されて、伝統的地域産業も新しい地域産業とともに事業のスタイルやスキルの変化に直面している。これらの変化を支援する三つの要因は適正技術、関連産業及び社会資本である。

これらの三つの要因はそれが異なる力の割合で結合して地域産業のための産業複合体を形成する。この結合の割合の違いは地域特性の違いを反映する事実上の前提である。この意味での地域特性には三つのタイプがある（吉田寛 1983）。

重工業とその関連産業が立地し各種の社会資本によって装備されている十分に発展した都市域は最も望ましいケースである。この地域は成熟した都市型産業地域と呼ばれる。

第二のケースは伝統的軽工業が活動している農村工業地域である。この地域では先端技術は殆ど展開されていないし社会資本投資も小さい。

第三のケースは新技術産業を立地すべく新しく建設された産業用途地域が該当する。これらの新技術産業の若干のものは情報社会に適合するよう古い重工業を再生するためであり、他のものは新しいビジネスの創設を可能とするた

めである。

これら三つのケースはつきのようない特徴を持っている。第一のケースは重工業の再生、第二のケースは軽工業の活性化、第三のケースは新技術産業の創造である。

(2) 新技術の市場化

インキュベーター（起業家孵化）は定義によって新しく事業を起こす企業家を育成する役割を持っている。1980年代に経験した現在の変化する時代では技術革新と新製品創造によって事業の後退を克服すべく重工業を再構築する傾向があった。

重工業の再生は固有製品への先端技術の導入及び製品系列の多様化の方向性で事業を変化することで支援されている。更に、この傾向は親企業に関連や関係を持つ小企業の設立に発展している。これは日本での産業再構築の一つの型である。産業技術の発展の現段階では、重工業の再生は社会の情報化の広範な波に助けられている。

しかし重工業には便宜機会の少ない農村地域では産業活動の殆どは織物、陶器、木製品、農工品などの軽工業で占められている。そしてまたこれらの地域では産業活動は労働者の不足に悩まされている。若年労働者は農村地帯から都市に移動している。その都市できえ労働人口は減少し都市産業は事業のスタイル（様式）やスキル（技倆）を変更する必要に直面している。

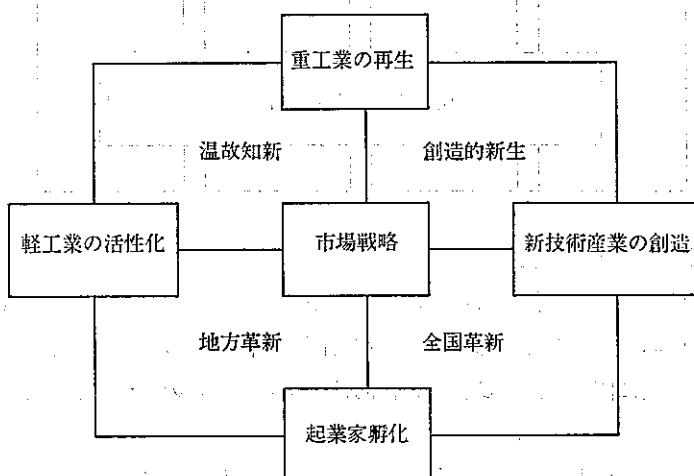
このような社会状況のもとでの軽工業の活性化は技術の変更と新しいマーケティング・アプローチ（市場創造接近）による地理的劣勢の克服に懸かっている。製品系列の変更もまた競争に生き残るために考慮されねばならない。

新技術産業の創造は産業の新しい開拓者精神を喚起する。この精神は全社会的な情報化に囲まれた新産業時代への道を開く、地域社会に根づき世界に伸びる情報網は世界のビジネスと地方産業を経営計画及び経営管理の地球規模化の方向に変化する。産業の様式と技倆は情報網を利用するこの種の新技術産業の創造を通じて変化する。

情報化への最近の動きは創造的なマーケティング戦略（市場創造戦略）を通

じて新技術環境に適応するように企業を押し進める。マーケティング・ネットワーク（市場戦略網）は事業の成功に向けて産業技術を越えて進む。新技術産業の創造は産業技術だけの問題ではなくて市場戦略を含むのである。この認識に従って、新技術産業の創造のための起業家孵化事業は市場戦略の重要性を視野に收めるべきである。市場戦略の成功なしには企業努力からは何も生まれない。それ故に、市場戦略は産業革新モデルの中心的関心事であるべきである。上述のこととはつきの図4に示される（Yoshida H., 1991）。

図4 産業革新



7 情報化と起業家孵化

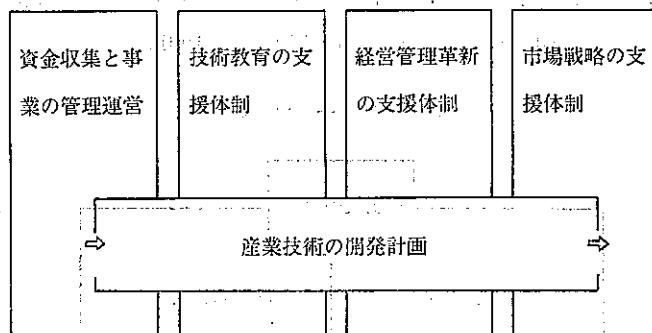
(1) 起業家孵化事業の役割

先端技術の発展のもとでの国民経済および地方経済の再生の目的から、公共部門と私部門の合作（第三セクター）によって組織された起業家孵化事業は製品および市場戦略によって産業の気風を変化する精神を持った新しい企業家を育成しようとする。

起業家孵化の役割はつきの五つの要素から構成される。(1)資金収集と事

業の管理運営、（2）技術教育の支援、（3）経営管理革新の支援、（4）市場戦略の支援、そして最後に（5）起業家孵化の基礎及び第一目的としての産業技術の開発がある。これらの要素は起業家孵化事業を支援するために互いにつぎの図5のように関連している（Yoshida H., 1991）。

図5 起業家孵化事業の役割



(2) 起業家孵化の環境要因

起業家孵化事業は新技術と国際的産業競争によって引き起こされた産業の構造変化に直面するなかで地方の経済発展を図る意図を持っている。起業家孵化の政策は一般に国民経済及び社会の再活性化プログラムの一つと認められている。

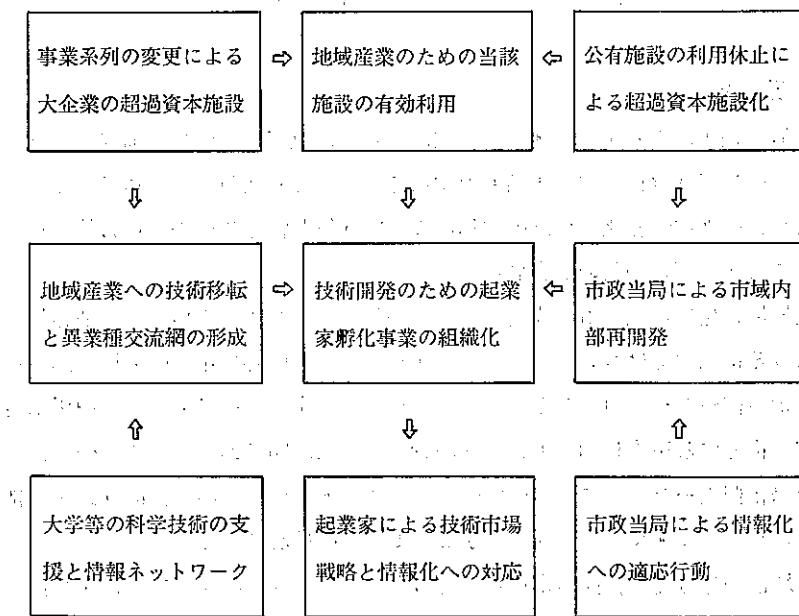
地域経済の発展上、起業家孵化は中小企業を活性化する社会改革計画の一種である。地方自治体による地域経済発展計画は、大企業を社会発展と再活性化のプログラムに参加するように誘導して産業構造を変化することを目的とする（吉田寛 1989）。大学は科学知識によってプログラムに貢献するよう期待されている。

起業家孵化に想定されている他の目的は企業内外の若年研究者のための起業機会の多様化にある。いわゆるベンチャー・ビジネスとベンチャー・キャピタルは日本では1980年代に起業家孵化事業に先行しているが、ベンチャー事業は基本的には営利目的の私企業型である。これらと比較すれば、起業家孵化事業

は、ベンチャー事業とは異なって、地域経済を活性化及び再活性化する社会的意図を持っている（吉田寛 1991）。

現在進行している起業家孵化事業は日本経済を取り囲む環境の変化に追いつくための一種の対抗措置である。都市産業地域では重工業設備の若干及び殆どは休止し先端技術産業に変わっている。他方、都市住民は新規に開発された郊外地に移り、その為に、学校、区役所、商店街が空いている。これらの環境要因が起業家孵化事業を推進するのに共に作用している。これらの要因の相互関係は図6によって次のように示される（Yoshida H., 1991）。

図6 起業家孵化事業の環境要因



(3) 情報化と起業家孵化

起業家孵化事業は情報社会における産業政策の意味においては産業の情報化を草の根から立ちあげる意義を担っている。先端科学技術に強い起業家による技術の産業化を情報社会の発展に役立てようとする公共的意図と新しく企業家

であろうとする技術者の私的欲望の出会いの場としてインキュベーターが機能する。この機能を情報化に対応するものとするためにインキュベーターの情報化装置が不可欠である。

具体的には大学・研究所等の科学技術の支援と異業種交流の情報ネットワークを基礎に地域産業への技術移転を促進する。他方、市政当局は中小企業の情報化政策の一つとして地域情報化を推進し情報化施設を建設する。起業家孵化は市政当局による情報化へのこのような適応行動に助けられて情報化投資の負担を軽減される。市政当局による市域内部再開発には技術開発のための起業家孵化事業の組織化が含まれねばならない。起業家による技術市場戦略を情報化に対応させることは起業家孵化事業の展望的課題である。

8 | 要 約

地域情報化による産業振興は情報化による都市機能の高度化を前提とする。地域の産業振興は自立する生活圏の創造を目指した産業革新への道である。このためには地域情報化を地域の参加によって構築し情報化の地域複合体を形成することが地域情報化の潜在価値を高める。

地域情報化は地域の市場経済の発展に寄与する市場化を支援する。情報社会における市場化ではエレクトロ・マーケティングを中心市場の発展を図る市場化創造機構を独立の会社とするマーケティング企業の創設あるいは商店街情報化を推進する市場化相談センターの設立が政策課題である。これらの機構は「市場化個人モデル」に基づいている。ライフ・デザインの社会的様式化を推進するソシアル・マーケティングがこのモデルの核心である。

地域情報化は先端技術の市場化を支援する。地域社会の産業構造は先端技術の市場化に特性化をもたらす。市場戦略を中心とする産業革新モデルでこの特性化の構造を示している。この関連で起業家孵化事業の役割を情報社会における産業革新の視点から再認識する必要性を提起している。起業家による技術市場戦略を情報化に対応させることは起業家孵化の展望的課題である。

参考文献

- 吉田 寛著 1983 地域産業活性化の構図 中央法規出版
- 吉田 寛稿 1989 新産業社会におけるインキュベーションの役割、日本インキュベーション研究会編「インキュベーター：企業創造の時代」日刊工業新聞社 51～56ページ。
- 吉田 寛稿 1990 地域情報化の基礎的問題 オフィス・オートメーション学会編「情報系」論集、学会創立10周年記念号 189～197ページ。
- 吉田 寛稿 1991 インキュベーションと地域経済、「都市政策」第62号、財団法人神戸都市問題研究所、3～13ページ。
- 吉田 寛著 1991 b 地域産業論 稅務經理協会
- Yoshida H., 1991 Incubation, innovation, and marketing based on individuals model. Global conference; International marketing, technology and innovation: 29-31 October 1991 Shanghai, Peoples Republic of China.

行政情報と地域情報化

——神戸市を例として——

伊達信昭

(神戸市総務局参事)

1 地方公共団体における情報システム化

(1) 行政事務の情報システム化の状況

自治省調査(平成3年度)によると、地方公共団体におけるコンピュータの利用状況は、利用団体数、設置台数、適用業務等いずれの側面からみても着実に増加、拡大しており、これを概括すると次のとおりである。

- ① 利用団体については、単独導入団体が着実に増加する一方、共同導入団体及び委託団体が減少する傾向にある。
 - ② 利用技術の面からみると、オンラインシステム、データベースシステム等の高度利用が着実に進展している。
 - ③ 適用業務については、特に市町村では税・給与事務等の内部管理事務から救急医療や各種検診等直接住民サービスの向上を図る業務へとその範囲が拡大しつつあることはもちろんのこと、従来、内部事務の効率化等に電子計算機が利用されるにすぎなかった業務についても、例えば税務において、オンライン化、データベース化により、事務の効率化のみならず証明書の発行の迅速化、窓口での待ち時間の改善が進むなど、住民サービスの向上に結びつく形で利用されてきている。また、財務会計における利用も顕著になってきている。
 - ④ OA機器の利用については、引き続き急速に進展しつつあり、設置台数でみると、この1年間にパソコンは1.3倍、ワープロは1.3倍、ファクシミリは1.2倍となった。
- という結果が出ている。

地方公共団体における情報システムは、①福祉・保健・医療・教育・文化など市民サービスに直結した「市民サービス情報システム」、②財務会計・人事・給与などの「内部管理情報システム」、③環境・交通・施設など住民の生活の場に関する「地域情報システム」に区分される。

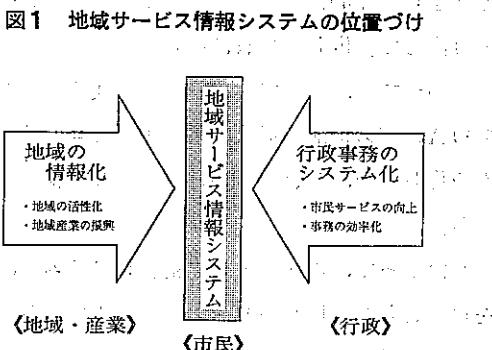
従来、「市民サービス情報システム」は、市民サービスを図るための内部事務の効率化であり、直接サービスを提供するものではなかったが、最近の住民票写しの自動交付機による取扱いを認めるという自治省見解にみられるように、行政事務のシステム化は行政内部にとどまらず、市民に直接的にサービスを提供する分野へと拡大している。

(2) 神戸市における情報システム

神戸市のコンピュータ利用は、昭和27年のP C S導入に始まり、順次、大型高性能のコンピュータにリプレースして、現在140種類を越える業務を処理している。昭和58年からは、OA化の要請に応えるため、職員共用のOAセンターを設置してOA研修を開始した。また、区役所窓口でのサービスの向上を目指して住民登録、印鑑、税務などの漢字オンライン化に順次取り組んできた。平成元年の新庁舎の完成とともに情報システム室も移転し、それを機会に情報・通信基盤の整備を行い、無停電電源装置等の安全対策を充実させ、平成2年には、市庁舎1・2・3号館を結んだ光ループ型LANが本格稼働するなど全局的なOA化が一層進展している。

平成2年9月から財務会計オンラインシステムが稼働し、本庁舎・区役所・事業所合わせて約270台のワークステーションが使用されている。

さらに、神戸市の保



有する市民向けの様々な地域サービス情報（福祉・教育・スポーツ・文化等の施設利用、制度・行事等の案内情報）をコンピュータを用いて市民に最新の状態で一元的に提供することにより、市民サービスの向上、市民参加の促進を図ることを目的とした地域サービス情報システムの構築を進めている。

この地域サービス情報システムは、行政内部から出発した行政事務のシステム化と地域の活性化・地域産業の振興を目的にした地域情報化との交差する接点に位置づけることができる（図1）。

2 地域サービス情報システム

（1）概 要

「4月の土曜日に、友達とテニスをしたいのですが、どこか空いていますか」

「広報紙『こうべ』にでていた計画を知りたいのですが…」

「子供が生まれたのですが、届出はどうしたらよいですか」

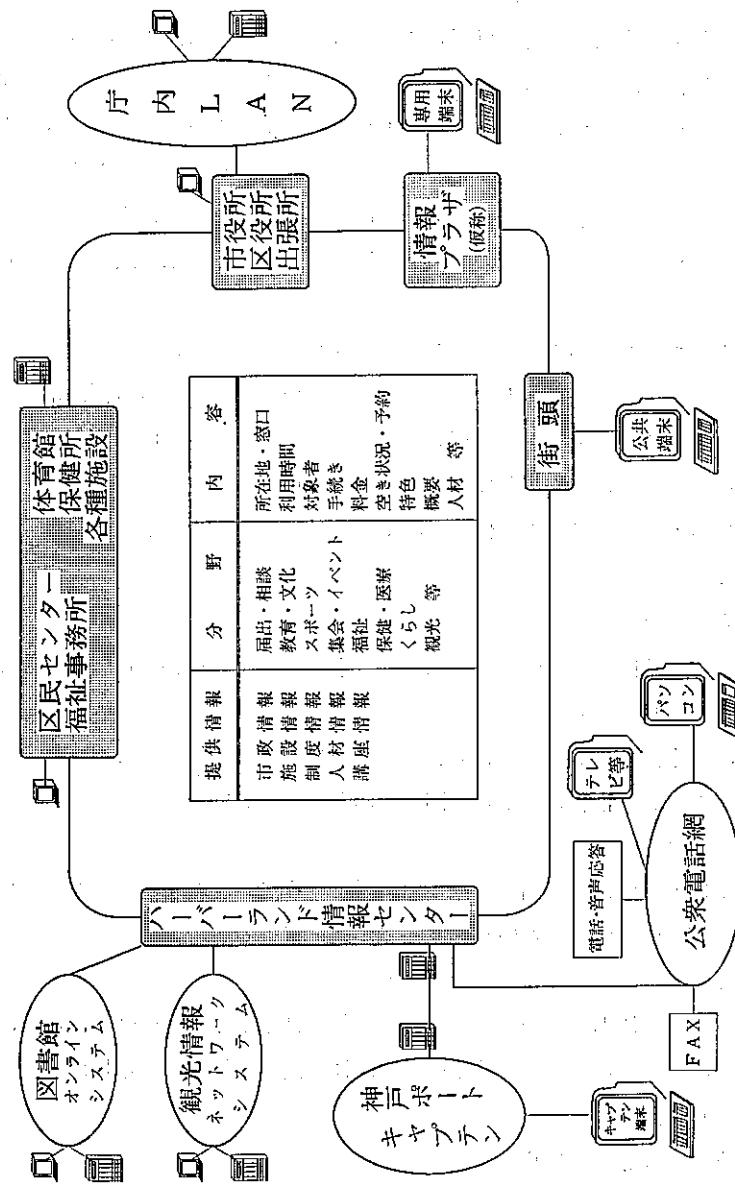
市民のこんなニーズに応えられるシステムは、考えられないだろうか。そんな素朴な疑問から、このシステムの検討が始まった。

市民の様々なニーズに応えるためには、市政に関する情報や制度・手続・施設・講座・人材・活動団体など、神戸市が取り扱っている種々の情報を、できるかぎり一元的に把握し、そして多くの情報の中から必要な情報だけをうまく取り出して提供しなければならない。

「いつでも、どこでも、誰でも」使えるシステム、行政と市民の垣根を越えてOA機器の機能を最大限に活用したユーザ・フレンドリな情報のネットワークを作りたい、これがこの地域サービス情報システムの検討を開始した発端である。

したがって、地域サービス情報システムは、直接市民に情報を提供することを目的とした市民サービスのシステムであり、市民と行政とのコミュニケーションの道具として、最新の情報処理や通信技術を使ったネットワークシステムということができる（図2）。

図2 地域サービス情報システム概念図



(2) 先進システムの状況

豊かな市民生活の実現を目指して、あるいは地域の活性化を図るため、消費生活・教育・医療・災害情報等の社会の様々な分野で、ニューメディアすなわちキャプテン・パソコン通信・CATV等を利用していろいろなシステムが構築されている。これらのシステムは地域住民と密着したシステムであり、地域生活に関連の深い情報を分かりやすい形で提供されるように工夫されている。

このような先進的な団体のシステム事例を調査した結果、次の4つに類型化できる。

- ①キャプテンを利用したシステム（テレコムわかやま）
- ②キャプテン及びホストコンピュータを利用したシステム（福岡市）
- ③ホストコンピュータを利用したオンラインシステム（府中市・名古屋市）
- ④パソコン通信を利用したシステム（徳島市）

これらの先進システムで使用されている各メディアの課題について簡単にまとめる。

①キャプテン

既存の電話回線をそのまま活用して文字情報や画像情報を比較的安価に提供しうる都市レベルでのニューメディアとしての有効性が高いとされている。しかし、端末機は一般家庭にまで広く普及しているとは言いがたく、その理由として提供される情報の量や質に問題があるといわれている。

②パソコン通信

端末機の操作性及び画像情報に不得手という点に課題がある。また、いまだにマニア的要素があるというイメージが残っている。

③オンラインシステム

ある目的の個別業務型システムで、当然の結果として拡張性、汎用性、標準性等の課題がある。また、端末機は機能性は高いが操作性（市民が直接操作できない）に問題がある。

というような点があげられる。

先進システムの事例から地域サービス情報のシステム化の要件として、次の

表1 先進システムの概要

都市名	システム名	使用端末	システムの概要	特徴
田辺市 (関テレ コムわか やま)	社会施設 利用支援 システム	キヤブテ ン	このシステムは、関テレコム・わかやまがプライベートキヤブテンの利用を前提に開発したものであり、スポーツ施設等の空き状況の照会・予約結果の確認、利用申請をキヤブテン端末から行うもので、施設の管理者もキヤブテン端末から入力を行う。	すべてキヤブテン端末を利用してるので比較的導入が簡単である。システムが有効に作用するかどうかはキヤブテンの普及率による。
福岡市 (関福岡 ニューメディアサ ービス)	スポーツ 施設利用 システム	キヤブテ ン及びホ スト 入力端末 はパソコン を使用	福岡市情報システム課、スポ ーツ振興課、福岡ニューメディ アサービス(関)で開発したシス テムで、福岡市が管理するスポ ーツ施設の空き状況の照会・予約、 抽選結果の確認、利用申請をキ ヤブテン端末から行うもので、 施設の管理者は、パソコンを利 用して入力を行う。	公共施設などにキヤブテン端末が かなり普及しており、このシステム も市民に定着している。
府中市	市民施設 利用オン ラインシ ステム	ホスト及 び専用端 末	府中市電子計算課で自主開発 を行ったシステムで、保養所シ ステム・会議室システムが稼働 中で、現在イベント情報シス テム・体育施設利用システムを開 発中。市が管理する保養所及び 会議室を本庁及び文化センター (文所的機能をもつ)から空き 状況の照会・予約ができる。	電子計算課のメ インフレームを使 用し、時間外運用 も行っている。
名古屋市	スポーツ ・レクリ エーション 施設利 用シス テム	ホスト及 び端末 端末はパ ソコンを 使用	名古屋市教育委員会が関名古 屋情報センターに委託して開発 したシステムで、関名古屋市ス ポーツ振興事業団に管理運営を 委託している14のスポーツ・レ クリエーション施設について空 き情報提供・予約処理を一元的 に行う他、民間も含めた施設案 内、スポーツ行事・催物、団体、 指導者情報も提供している。	教育委員会の施 設のみが対象で、 端末操作も職員が 行い、電話により 応対しているが、 将来は、全市のス ポーツ施設を対象 に、キヤブテンを直 接操作できるシ ステムを計画して いる。
徳島市	府内コ ミュニケ ーションネ ットワー クシステ ム	パソコ ン及びワ ークロ ード	各課でパソコン及びワープロ に蓄積した情報をネットワーク 化することにより、共有化を図 り、事務の効率化を進め。提 供される情報は、府内案内情報、 議会関係情報、人口統計、文例 集など。システムはメーカーの ソフト及び委託して作成。	通信機能を持っ たパソコン・ワー ープロであれば、機 種に係わらず端 末機。 市販のパソコン 通信用ソフトを利 用し、システム開 発を行っている。

ことが考えられる。

まず、単なる「最新情報のお知らせ」だけに終わらず、利用者にとって欲求が完結することが求められる。例えば、施設の空き状況の照会から予約・施設利用に伴う料金の払い込み等の処理が可能でないと有効に機能しないと考えられる。次に、市民にとって情報提供主体（県・市・民間）が異なると、文字・図形・動画・音声等情報形態を問わない統合的な情報が得られることが必要と思われる。第3に端末機を設置するだけでなく、端末機を操作しつつコンサルティングする人・場が必要と考えられる。

なお、システム構築に際して特に注意しなければならないのは、以下の点である。

- ①市民ニーズに合致した最新情報の提供
- ②既存システムの保有している情報の共有化
- ③異機種間のアクセスの通信手段等の標準化
- ④操作性の高い端末機の採用

(3) アンケート調査結果

システムの具体的な検討を開始するにあたり平成2年7月～8月に市政アドバイザー（約1,100人）を対象にした意識調査を実施した。その結果は次のとおりである。

①関心のある情報

ふだんの生活の中で、どのような情報に関心があるかたずねたところ、「余暇の利用や趣味などレジャー情報」（42%）がもっとも高く、ついで「医療・保健・年金に関する情報」（39%）、「音楽・演劇・絵画などの文化・芸術情報」（30%）、「自然保護・環境保全に関する情報」（30%）の順となっている。

②市政に関する情報量や提供方法等

「十分である」「まあ十分である」「満足している」「まあ満足している」と答えた人は次のとおりである。

情報量について → 56%

提供方法について → 63%

内容について → 68%

③利用したことのある施設、講座・教室

施設については、「図書館・博物館」(59%) がもっとも高く、ついで「スポーツ施設」(39%)、 「観光・レジャー施設」(35%) の順になっている。

講座・教室については、「スポーツ」(35%) がもっとも高く、ついで「料理・手芸」(14%)、 「絵画・美術」(14%) が続いている。

④コンピュータ機器の利用

「利用したことがある」のは、1位「ワープロ」(44%)、2位「ファックス」(40%)、3位「パソコン」(35%) の順になっている。

この意識調査から以下のことが考えられる。

①対象とする情報

対象とする情報の種類は、関心の高いレジャー・文化・芸術・スポーツのほか医療・保健・年金等の行政情報は必要である。情報の形態としては、施設案内や制度案内のような静態情報のみならず、催し物や予約状況のようなリアルな動態情報を提供する必要がある。

また、民間情報については利用する側からみると対象としたほうが便利であるが、行政と民間の責任分担や営業活動等の限界があり、今後検討していかなければならない。

②システムで活用すべき機器

パソコン・ワープロ・ファクシミリについては、かなりの人が利用経験があり特に若年層が顕著になっている。

「情報を直接家庭に届ける」をキーワードとして各家庭への情報提供の点からは、ワープロ・パソコン・ファクシミリを中心としたネットワークシステムを構築し、これに多機能電話・キャプテン端末等を加えて、将来的にはCATVの有効活用も図る必要がある。

③システムの利用対象者

システムの有効性の観点からすると、できるだけ利用者を制限しないオープ

ンなシステムが好ましいといえる。一方、施設側で利用対象者を市内在住・在勤等の資格制限を設けている場合もある。

したがって、情報提供については市内外にかかわらずオープンにし、予約入力等については、一定の制限を行うことも必要であろう。

(4) システムの稼働時期及び内容

神戸市の地域サービス情報システムは、ハーバーランドの街びらきである平成4年10月に第1次のスタートを行い、平成5年4月以降には第2次のスタートを予定している。

地域サービス情報システムにより提供される情報は、公共性という観点からの制約はあるものの市民生活のあらゆる分野にわたり、次のようなサブシステムで構成される。

①情報提供システム

市民を対象に、これまで広報紙等により提供されていた神戸市からのお知らせや制度情報、人材情報・サークル活動の案内などの情報を、家庭・街頭・公共施設のキャプテン端末等により市民が直接入手することができるシステムである。

②施設情報システム

野球場やテニスコート・体育館などのスポーツ施設及び会議施設、宿泊施設について案内情報等の提供を行うシステムである。特にスポーツ施設のうち野球場、テニスコート、ゴルフ場については、空き情報から利用申込、抽選、結果確認、料金精算、利用確認をシステムにより行う（宿泊施設は、第2次から実施）。

案内とは、対象施設の案内情報を一元的に提供することであり、空き情報とは予約申込みが必要な施設について最新の申込みや空き状況のことである。

利用申込とは、予約の必要な施設について端末装置や電話から申込みを受け付けることであり、利用者は登録番号及び利用したい日時・施設等を入力する。したがって、利用者は事前に氏名・住所・口座情報等を登録する必要があり、これにより利用申込みが簡便にできるようになる。

表2・システム化対象情報及び施設（予定）

区分	内容																												
1 情報提供システム	<p>(1) 神戸市からのお知らせ</p> <ul style="list-style-type: none"> •くらしと人材に関するお知らせ •市政ニュース <p>(2) くらしのための情報</p> <p>(制度情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> •福祉と健康 •文化と教養 •その他 <p>(3) 人材情報・サークル活動の案内</p>																												
2 施設情報システム	<p>(1) スポーツ施設</p> <table> <tbody> <tr><td>野球場</td><td>21施設</td></tr> <tr><td>テニスコート</td><td>20施設 (124面)</td></tr> <tr><td>体育館</td><td>21施設</td></tr> <tr><td>ゴルフ場</td><td>4施設</td></tr> <tr><td>球技場</td><td>16施設</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 会議室・ホール・展示場</p> <table> <tbody> <tr><td>区民センター</td><td>6カ所</td></tr> <tr><td>公会堂</td><td>8カ所</td></tr> <tr><td>勤労市民センター</td><td>4カ所</td></tr> <tr><td>国際展示場</td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td>21カ所</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 宿泊施設</p> <table> <tbody> <tr><td>しあわせの村</td><td></td></tr> <tr><td>国民宿舎摩耶ロッジ</td><td></td></tr> <tr><td>国民宿舎須磨荘</td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td>6施設</td></tr> </tbody> </table>	野球場	21施設	テニスコート	20施設 (124面)	体育館	21施設	ゴルフ場	4施設	球技場	16施設	区民センター	6カ所	公会堂	8カ所	勤労市民センター	4カ所	国際展示場		その他	21カ所	しあわせの村		国民宿舎摩耶ロッジ		国民宿舎須磨荘		その他	6施設
野球場	21施設																												
テニスコート	20施設 (124面)																												
体育館	21施設																												
ゴルフ場	4施設																												
球技場	16施設																												
区民センター	6カ所																												
公会堂	8カ所																												
勤労市民センター	4カ所																												
国際展示場																													
その他	21カ所																												
しあわせの村																													
国民宿舎摩耶ロッジ																													
国民宿舎須磨荘																													
その他	6施設																												
3 講座・教室システム	<p>(1) 趣味</p> <ul style="list-style-type: none"> •文学 •音楽 •工芸 •古典芸能 <p>(2) 実用</p> <ul style="list-style-type: none"> •ビジネス •技術 <p>(3) スポーツ</p> <ul style="list-style-type: none"> •スポーツ <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> •ボランティア •特定対象者向け 																												

抽選とは、申込み者の重複チェック等を事前に行った後、システムにより公平かつ迅速な抽選を行う。利用申込者は、端末装置や電話により抽選の結果を確認する。当選した場合は、事前に登録している銀行口座から利用料金が引き落とされ、利用当日には、各施設の管理者が利用者を端末装置等により確認する。また、実績管理のため、施設の予約状況や利用状況等の資料をシステムで作成する。

③講座・教室システム

区民センターや勤労市民センター等で開催されている種々の講座や教室について、案内情報や空き状況・利用申込・抽選・結果確認・料金精算・利用確認・実績管理を行うシステムである（第1次では案内情報を提供）。

(5) 運用体制

地域サービス情報システムが、より市民にとって利用しやすいシステムであるためには、休日も含めて毎日早朝から夜間まで運用されていることが望ましいが、そのような運用を行うには、地方公共団体では限界があり、神戸市においては、出資団体（第3セクター）である㈱神戸ハーバーランド情報センターに運用を委託する。

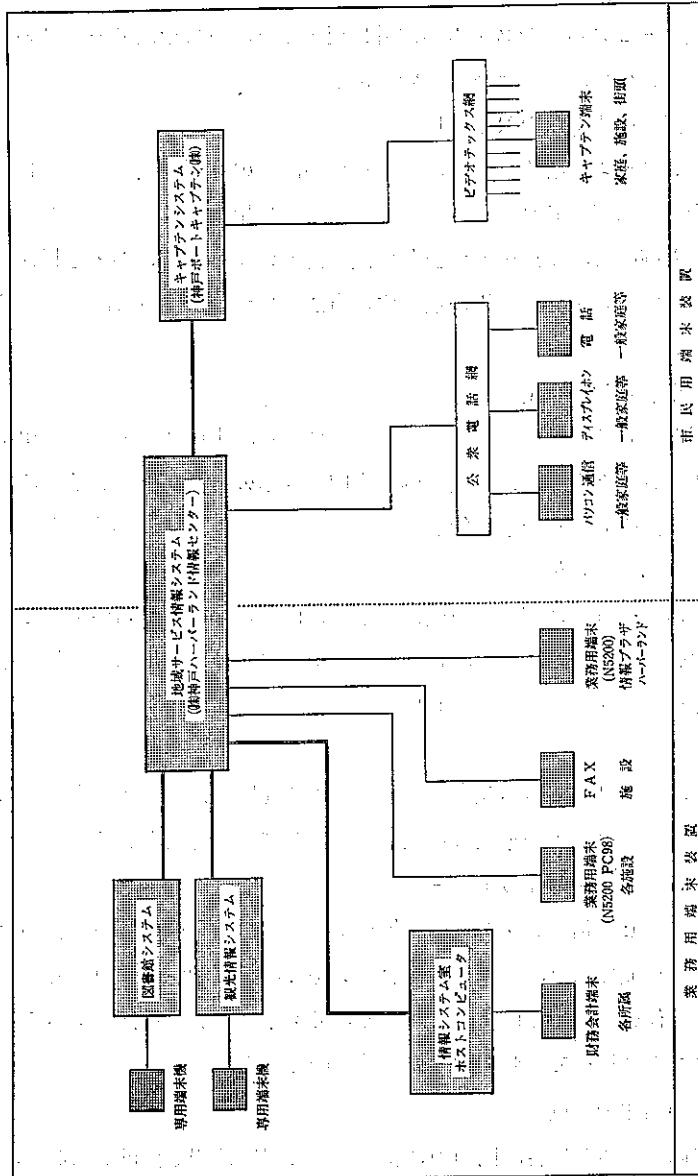
㈱神戸ハーバーランド情報センターは、21世紀の高度情報化社会に対応するための情報ネットワークの拠点である高度情報センターの建設・運営主体であり、独自のホストコンピュータを所有している。

㈱神戸ハーバーランド情報センターのホストコンピュータを中心に神戸市や神戸ポートキャプテン㈱等のホストコンピュータと結び、市民用端末装置や業務用端末装置を含めたネットワークを構成する（図3）。

また、一般家庭にもっとも普及している電話による施設等の利用申込みを可能とするため、コンピュータに音声応答装置を接続し、利用者がコンピュータからの声にしたがってダイアルやプッシュボタンで選択入力することができるシステムになっている。

さらに、高齢者やOA機器になじめない市民の方々のために、情報プラザを設置して、必要な情報を人により提供する場も検討している。

図3 ネットワーク構成図



(6) 今後の課題

地域サービス情報システムが円滑に運用され、真に市民サービスの向上に結びつくためには、次のような課題がある。

①市民への十分なPRと説明

このシステムの導入により、スポーツ施設等の利用申込みが一元化されるため、十分に市民にPRを行うことによって、無用の混乱を防止しなければならない。と同時に、市民の方が公共施設や街頭のキャブテン端末を操作する方法や一般家庭から電話で利用申込みする方法等について十分に説明をする必要がある。

②利用者登録の促進

利用者として事前に登録しておくことにより、市民にとっても利用申込みが簡便化されるとともに、各施設側でも内部事務の軽減が図られるため、できるかぎり市民の方に利用者登録をしてもらうように促進する必要がある。

③最新情報の提供

市政情報や制度情報等を市民に対して提供する場合、最新の情報でなければならないが、そのためには、神戸市の各部局において提供情報の修正ができるかぎり早いタイミングで行う必要がある。

また、地域サービス情報システムが、より充実したシステムとなるためには次のようなシステムの拡大も将来的に検討していく必要があろう。

①他都市との広域ネットワーク

地域サービス情報システムは、神戸市だけでなく近隣の都市も含めた広域的な利用が可能であり、各都市の保有する施設の相互利用も検討することにより広域的な住民の利用を図ることができるであろう。また単独でシステムを運用するコストに比べて行政費用の低廉化を図ることができる。

②民間情報の提供

市民側からみた場合、同種の情報について民間情報も提供されれば、より便利であるといえる。しかし公共サービスとして民間情報を扱っていくことは、

その性格や目的を十分検討し慎重を期する必要がある。

③市民のネットワーク

地域サービス情報システムは、市政と市民をつなぐネットワークとしてだけでなく、将来的には、市民相互間のネットワークとしても機能していくことが期待される。パソコン通信や自由にメッセージを交換したり、またサークル活動やボランティア活動等、様々な地域活動を側面から支援して、地域活性化の役割を担い、コミュニケーションの輪をひろげていくことによって一層の市民福祉の増進が図れるものと考えられる。

地域情報化とローカルキャプテン

——神戸ポートキャプテンの現状と課題——

石井 治

(神戸ポートキャプテン)
株式会社常務取締役

1 事業としての出発

(1) 会社の設立—地域情報化の手段としてのキャプテンシステムの採用と期待

神戸ポートキャプテン株式会社（K P C）は昭和61年（1986年）10月、神戸市、商工会議所、N T Tに加え地元民間企業50数社の出資を得て第3セクター形態のローカルキャプテン会社として設立されました。

近年飛躍的な発展をみせる通信技術とコンピュータの普及を結びつけて高度に利用することは情報化社会の不可欠な要素です。地域として来るべき情報化社会の到来に対応する市の基本政策にとっても重要な取り組みでした。これには技術的に具体化しやすく、市内全域への展開で社会的効果が期待できるメディアとして「キャプテン」が選ばれました。

キャプテンは既存の成熟した技術即ちT V受像機、電話網とコンピュータを組み合せたシステムで利用者にとても操作の容易な費用のあまりかからない人に優しい通信メディアです。神戸ポートキャプテンは今後の都市活力の増強、地域生活の向上、地域アイデンティティの確立に寄与するものと期待され「神戸らしい」活用が検討されました。

基本的姿勢としては、社会の構成員誰もがコンピュータを使いこなし必要な情報を隨時引き出して活用するような高度情報社会の到来に応じて、①都市構成員全体が積極的に対応する「ローカルキャプテン」であること、②市民や企業相互の交流基盤の強化に活用すること、③生活の豊さや都市活力の起爆装置として位置づけること、④コミュニティづくりや都市のアイデンティティの場

を提供するとともに質の高い個性的な地域情報を発信しうる基盤づくりを目指すことでした。

システム構築の理念としては、①都市装置として位置づけること、②利用者である市民や事業者が情報システムの創造に主体的に参加すること、③神戸らしい情報システムを構築し、情報発信機能を充実させることなどがあげられました。加えてシステム構築の具体的構想として、①サービスの対象として市民（家庭）を中心に事業者、各種団体、観光客、来街者などとし、②サービス対象地域は当初神戸市内とし、順次隣接地に拡大していく方向がうちだされ、構想実現のためには、①都市構成員の幅広い参画システムの構築、②都市装置づくりという共通理解と負担、③ハード、ソフト、経営基盤の個々の解決策を見出すための実証的開発と利用チェックの過程を設けることなどが提言されました。

(2) 事業計画の策定とKPCの特徴

事業計画の中心となり、またKPCの特長となったのは①独自開発の端末機の取扱いと②この端末機の一定期間無償貸付プランでした。三鷹での実験期間を経て商用化されたキャプテンもこの頃すでに端末機の普及が思うようにすすまないという問題に直面していました。この原因は提供情報の内容の不足、端末機の普及の遅れの悪循環にあるとの見解が一般的でした。なによりもまずこの悪循環を絶ち同時に都市装置としてのシステムを完成させるという点からみてこのプランは時宜に適したものと考えられました。

市内の婦人団体を中心に約4,000台の端末機が、神戸市民に貸し付けられました。

結果論になりますがこれをフォローするプランが上手く作動しなかったのは残念でした。都市装置づくりという点は完成したものの情報システムの創造への利用者の参画、進行過程で発生する問題を一つずつ解決するための利用チェックの過程は未完成に終りました。事業の中心となる収入は、①独自開発端末機の販売と②情報利用料（有料情報としてのカラオケ、ゲームなどの使用料）から大半を得るように計画されました。

これにはキャプテンの収入源としての料金体系などが全国キャプテンをモデルにしてあらかじめルール化されており、事業計画策定の選択肢或いは自由度に限りのあったことが消極的な要因としてあげられます。

積極的な要因は独自開発の端末機の機能と情報提供の方法に求めることができます。

キャプテンマルチステーションという名称の与えられた端末機は会社の主たる出資者の考案、開発によるものでいわゆる多機能端末でした。多機能の中心はMSXパソコン機能を内蔵させ、これにICカードを併用することでテレソフトの受信を行い電話回線オフラインでの情報処理、情報再現を万能にした点にありました。テレソフトによる情報提供というKPC独自の方式はこの端末機能によって万能になったものでした。

番組ソフトそのもののICカードへの取り込みと回線オフラインでの情報再現、処理は有料情報の一回料金での多回利用を可能にするもので、キャプテンの利用を促進するものと期待されました。残念ながらこの多機能は端末操作を少々複雑にしてしまいました。「時機尚早だった」がこの端末機に対する評価です。

2. 事業の現状

(1) 事業計画の実現

事業計画の課題であり、KPCの特長でもあった端末機の無償貸付については、貸付台数約4,000台、一定期間無償利用後の買い上げ継続利用は約1,000台、貸付端末機の定着率は25%にとどまりました。事業損益の面からも資金運用の点からも残りの75%が会社の経営にとって大きな負担となってしまいました。モニターとして位置づけた貸付者へのフォローが不完全であったとの多機能性が招いた操作の複雑さが貸付者の大半を占めた婦人団体の構成員であった高齢の女性には適当なものでなかった点にこの結果を生む原因がありました。キャプテンの利用者には昼間在宅者の多いことがその後の調査で分りました。このような利用者層に対するアフターケアをきちんと行うことで利用者の定

図1 月次接続（アクセス）回数 単位：万回

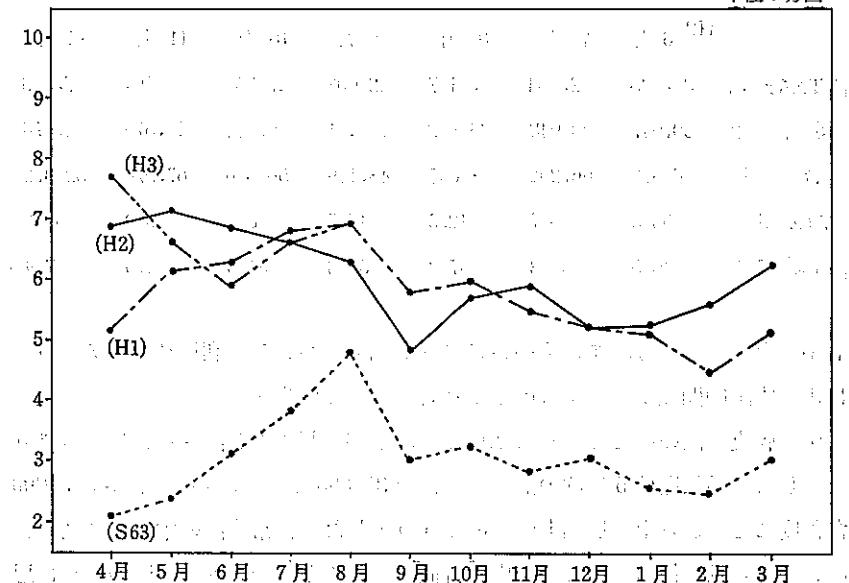


図2 月次画面検索数 単位：万画面アクセス

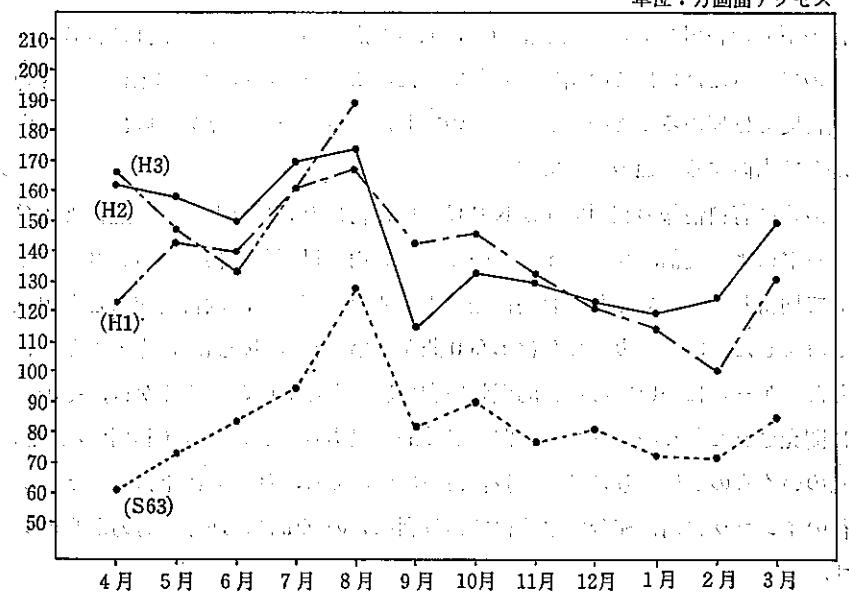


表1 VTX網・電

	H2 6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
VTX網経由	35,605	32,254	27,187	22,008	27,252	28,394	27,398
電話網経由	30,947	33,948	36,662	26,141	29,364	29,576	24,676
合 計	66,552	66,202	63,849	48,149	56,616	67,970	52,072
VTX 網 %	53.5	48.7	42.6	45.7	48.1	49.0	52.6
電話 網 %	46.5	51.3	57.3	54.3	51.9	51.0	47.4

着率を上げることも、またその後のソフト開発についても利用状況のチェックによる実証的開発ができたものをと残念に思っています。

事業収支計画の中心であった独自開発端末機の販売も計画通りにはいきませんでした。事業開始5年間の計画販売台数35,000台に対し実販売台数は5,000台程度にとどまり事業展開上の蹉跌となりました。日常生活の中に既に情報は溢れています。システム導入の事前調査では、①システムの認知度も高く②一定条件の下での利用希望者の数も相当率に上った点からみると希望条件に合致したものであっただけにこの結果は意外でした。この基本的問題は端末機の機能の差程度では埋めることのできないものでした。ニューメディアと呼ばれるものが全て当面する課題のようです。

最後に有料情報の利用ですがKPCの場合特にテレスoftによる送信とICカードによる受信、オンラインでの多頻度利用を目指した特長あるシステムとして期待したものでした。有料情報はカラオケ、ゲーム、教育番組などが用意されました。中でもカラオケは1,000曲が準備され費用の嵩んだものとなりました。ゲームについては比較的根強い利用層があるもののカラオケは、その後に開発された種々のカラオケ機器に品質的な見劣りを避けられず利用状況は満足のいくものとはなりません。教育番組についても、都会では学習塾など放課後のインフラ整備は充分すぎる程であり利用者の拡張には地味な努力が必要です。

話綱別月次接続回数(単位:回)

H3.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
27,698	26,360	30,872	40,417	31,003	29,096	31,448	34,624
25,078	29,796	32,308	36,126	35,422	30,020	34,743	34,348
52,776	56,156	63,180	76,543	66,425	59,116	66,191	68,972
52.5	46.9	48.9	52.8	46.7	49.2	47.5	50.2
47.5	53.1	51.1	47.2	53.3	50.8	52.5	49.8

(2) 利用状況とメディア特性

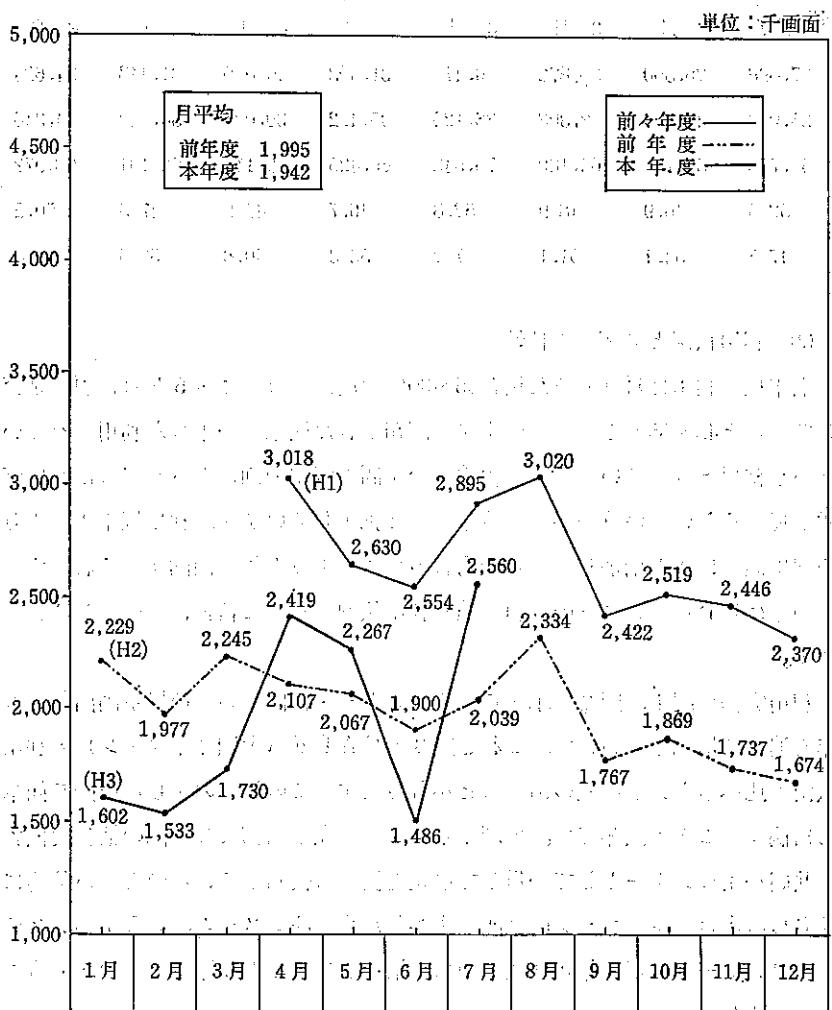
端末機の利用は月度でみた場合25~30%程度、これを4~5ヶ月に引き延ばしてみると45~55%となっています。配布された端末機の半数が利用されないという結果となっています。情報検索の手間と費用の割にどうしても欲しい情報が見当らないというのが主たる原因だと推定しています。利用端末1台当たりの利用回数は年々増加しており利用者のマニアチック化の傾向がみられます。

つぎにKPCセンターの利用実績と利用状況からみた特長についてご報告します。

利用実績は図1、図2に示すごとくセンター接続回数および検索画面数とも年を追って増加しています。これを図3のCAPF(全国キャプテン)の利用状況と比べると大きな差のあることが分ります。この違いの生じた原因を簡単に指摘することは困難です。全国キャプテンが発足当初より全国の情報提供者の共同利用センターとして一貫して情報提供型に終始しているのとは対象的にKPCの場合はキャプテンの機能を生かした受発注システム、施設予約システム、アンケートなど情報処理型の利用が増加している点に原因の一つがあるものと推測しています。

利用状況からみた当社の特長は表1にあるごとくビデオテックス網経由の利用度の高いことをあげることができます。これは①有料情報の利用が多いか、②遠方からの利用が多いかを示しています。有料情報の利用頻度の低いことは既に指摘しました。従ってこの要因は神戸市域と近隣地域以外からの利用の多

図3 全国キャプテン(CAPF)共通案内画面検索状況(月別比較)



月別検索回数は、(H1)は6月が最も多く、(H2)は7月が最も多く、(H3)は4月が最も多く検索回数が多いことを示しています。「神戸—K.O.B.E.」というブランドの効き目がみられます。最後にセンターは誰が何時利用しているのかという点です。図4からこれが

図4 週日別時間帯別利用回数

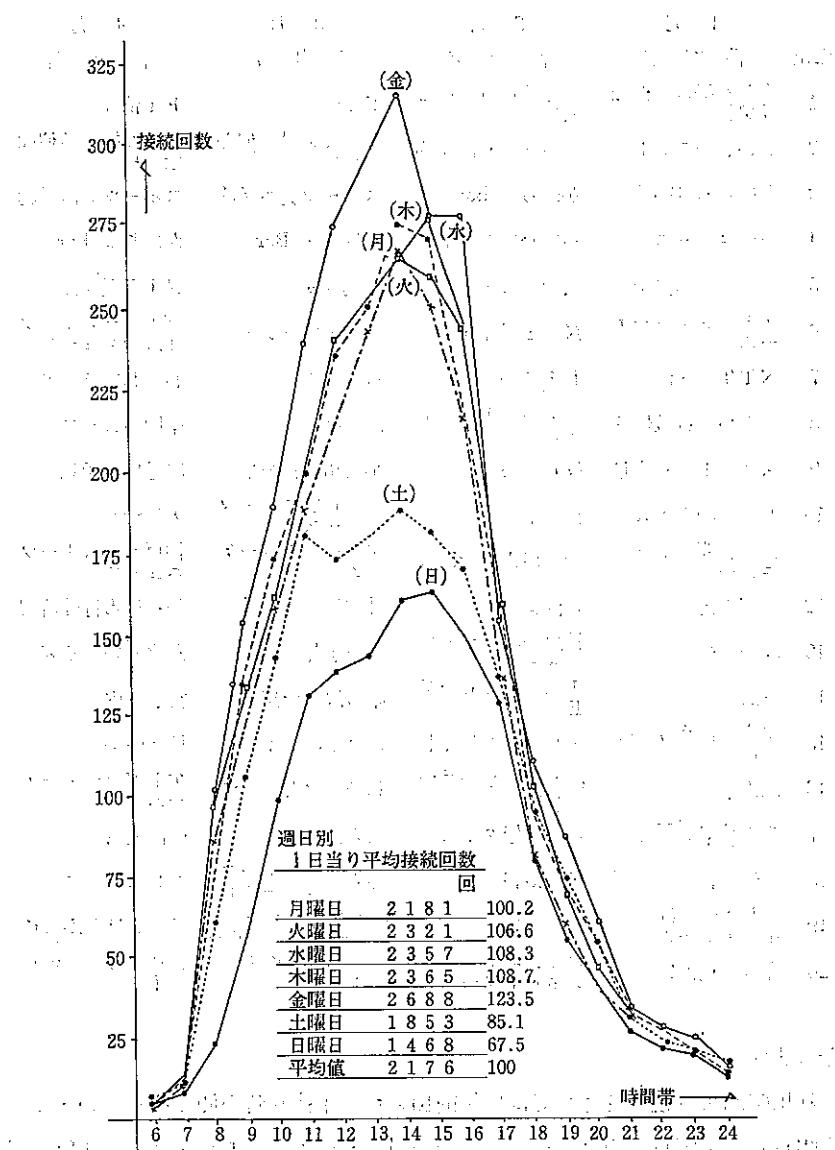


表2 利用度(検索回数)

順位	1月 番組名	2月 番組名	3月 番組名	4月 番組名
1	楽しく描ける似顔 絵黒板	楽しく描ける似顔 絵黒板	F 1情報	F 1情報
2	わいわいランド	スポーツ施設予約	楽しく描ける似顔 絵黒板	楽しく描ける似顔 絵黒板
3	かぼちゃ Bar	かぼちゃ Bar	スポーツ施設予約	スポーツ施設予約
4	全国ニュース	わいわいランド	かぼちゃ Bar	かぼちゃ Bar
5	スポーツ施設予約	全国ニュース	全国ニュース	N T T受発注
6	アドベンチャーゲーム	N T T受発注	わいわいランド	デイリースポーツ 「野球ニュース」
7	N T T受発注	F 1情報	行事案内	わいわいランド
8	加古川市行政情報	アドベンチャーゲーム	映画案内	全国ニュース
9	スロットおみくじ	株式情報	加古川市行政情報	暗号馬券予想
10	かぐや姫クイズ	行事案内	神戸新聞スポーツ ニュース	天気予報
11	神戸新聞スポーツ ニュース	加古川市行政情報	アドベンチャーゲーム	神戸新聞スポーツ ニュース
12	行事案内	映画案内	株式情報	加古川市行政情報
13	映画案内	神戸新聞スポーツ ニュース	天気予報	かぐや姫クイズ
14	株式情報	IあなたにLOVE	暗号馬券予想	行事案内
15	星座で占う今月の あなた	スロットおみくじ	かぐや姫クイズ	株式情報
16	求人情報	星座で占う今月の あなた	私の恋はどんな色	アドベンチャーゲーム
17	コミュニケーションネットワーク	かぐや姫クイズ	求人情報	映画案内
18	天気予報	求人情報	デイリースポーツ 「芸能ニュース」	プレゼントクイズ
19	楽しさいっぱいク イズ・ゲーム	天気予報	鶴光オスメコース ショートストーリー	私の恋はどんな色
20	今月の星占い	コミュニケーションネットワーク	あの子にアタッ ク!	あの子にアタッ ク!

分ります。

利用時間帯は週日を通してほぼ午前10時から午後6時の間となっています。月曜日から金曜日迄のウィークデイの利用状況に大差はありませんが土曜、日曜のウィークエンドには利用頻度が落ちることが一目瞭然です。家庭内のテレ

地域情報化とローカルキャプテン

の高い情報の順位

5月 番組名	6月 番組名	7月 番組名	8月 番組名
F1情報	F1情報	F1情報	楽しく描ける似顔絵黒板
スポーツ施設予約	スポーツ施設予約	楽しく描ける似顔絵黒板	F1情報
かぼちゃBar	かぼちゃBar	かぼちゃBar	スポーツ施設予約
楽しく描ける似顔絵黒板	デイリースポーツ「芸能ニュース」	わいわいランド	わいわいランド
デイリースポーツ「野球ニュース」	楽しく描ける似顔絵黒板	スポーツ施設予約	かぼちゃBar
NTT受発注	わいわいランド	デイリースポーツ「芸能ニュース」	アドベンチャーゲーム
わいわいランド	デイリースポーツ「野球ニュース」	全国ニュース	かぐや姫クイズ
全国ニュース	全国ニュース	デイリースポーツ「野球ニュース」	デイリースポーツ「野球ニュース」
デイリースポーツ「芸能ニュース」	NTT受発注	かぐや姫クイズ	全国ニュース
天気予報	天気予報	アドベンチャーゲーム	デイリースポーツ「芸能ニュース」
加古川市行政情報	加古川行政情報	NTT受発注	神戸新聞スポーツニュース
暗号馬券予想	行事案内	神戸新聞スポーツニュース	NTT受発注
かぐや姫クイズ	神戸新聞スポーツニュース	行事案内	映画案内
神戸新聞スポーツニュース	かぐや姫クイズ	加古川市行政情報	私の恋はどんな色
アドベンチャーゲーム	アドベンチャーゲーム	天気予報	あの子にアタック！
映画案内	暗号馬券予想	映画案内	楽しさいっぱいクイズゲーム
株式情報	株式情報	オールスター・ミスティーリーグ・ゲーム門田消	天気予報
求人情報	映画案内	私の恋はどんな色	加古川市行政情報
行事案内	競馬ニホン（無料）	株式情報	行事案内
競馬ニホン（無料）	私の恋はどんな色	あの子にアタック！	星座で占う今月のあなた

ビ、電話を利用する方が影響しているものとみています。成熟した既存技術の利用のデメリットの部分です。利用度の高い情報は表2に整理しています。受発注、施設予約を別とすれば、電子メール、電子伝言板（「かぼちゃBar」「わいわいランド」）利用の個人、グループ通信、一般情報としては、ニュース

ス、株価、競馬情報、ゲームなどに集中する傾向が読みとれます。

今迄にみてきた利用状況からメディアとしてのキャプテンには、①ウィークディの昼間のメディアであり、②利用者層としては在宅主婦、在宅老人と街頭端末を利用する若年層であるなどの特性のあることが分ります。

3 事業としての問題点と事業性評価

(1) 事業の位置づけと問題点

当社に限らずローカルキャプテン会社のほとんどが「株式会社」として設立され大半は第3セクターの形態をとっています。

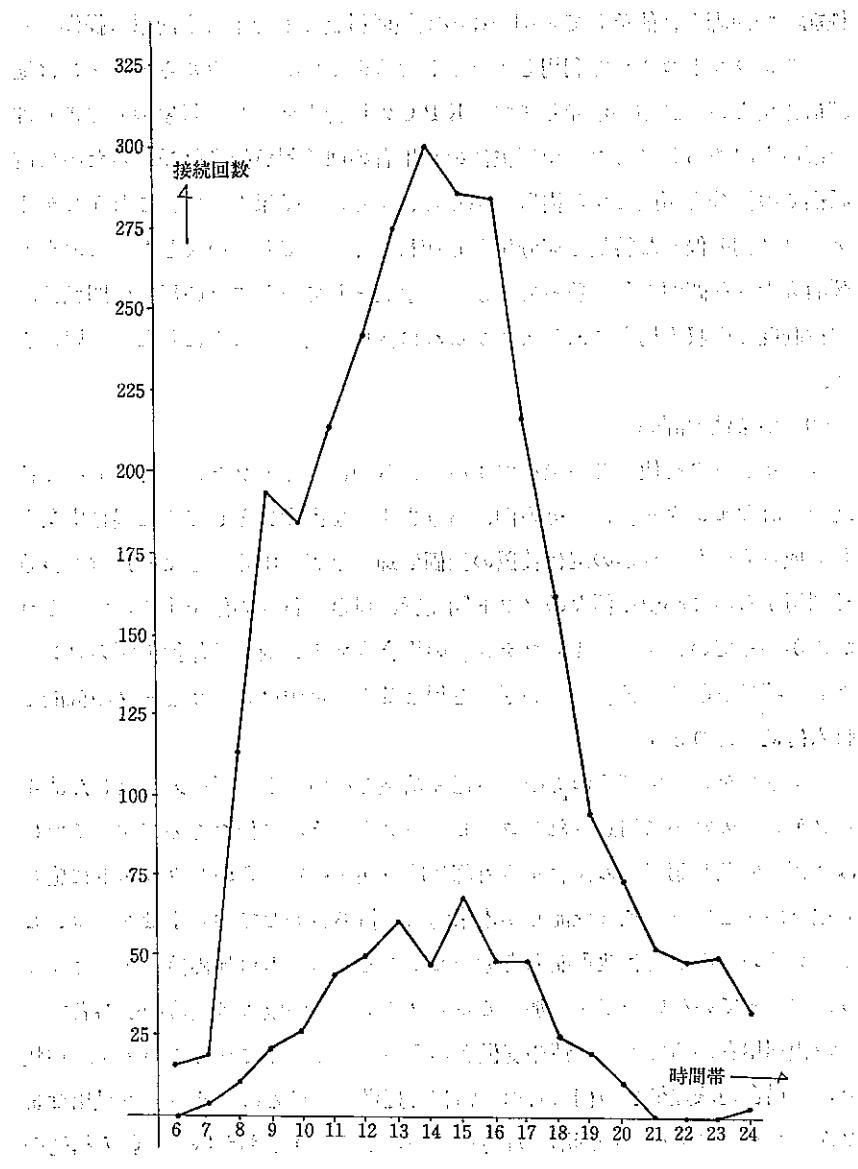
言い換えれば「キャプテン」が地域情報化のツールとしてだけでなく「事業」の対象として評価されたものと云えます。

問題はこの評価が具体的にはあまりよく分らない「高度情報化社会」の到来を期待してのフィーバーの中で行われたことでした。事業性の有無、事業成立の要件などを客観的に判断する以前に「このバスに乗り遅れたら」という感覚が先走った跡を見受けます。

これが商用化後6年経ってローカルキャプテンが改めて事業の本質、位置づけ、生きる道を問い合わせ直すという難題に直面する原因を作っています。キャプテンは「情報産業」と云ってしまったのでは問題の解決にはなりません。この事業に不可欠な道具立てはまず通信機能を備えたコンピュータです。それも需要のピークに対応できる回線数と容量を持つ装置が必要です。ちなみに当社の場合の同一時間帯における利用回数（接続回数）の最高と最低の差は図5に示す通りです。実にこの装置は事業者側の意志で稼動せず端末保有者の利用があつて始めて動き出すものです。端末保有者の利用状況は図5に示す通り極めて気儘性の高い不安定なものである点が問題です。このようにみると事業としてのキャプテンは自己非完結型装置産業ともいえるのでしょうか。

次にローカルキャプテンには接続回線としてNTTがキャプテン専用に用意したビデオテックス網と一般公衆電話網の双方を準備しているという特長と問題を兼ね備えています。キャプテンがビデオテックスとも称されるように本来

図5 同一時間帯における接続回数の最高及び最低の差



はビデオテックス網の持つ種々の特長例えばセンターアルtern切換え機能、データ引継機能、画面課金機能そして全国一律の定額低料金などを誰にも簡単な操作（キャプテンプロトコル）で利用しようとしたものです。ローカルキャプテンは地域情報化という課題が優先します。KPCの場合もサービス対象地域はまず神戸市域と決められました。市民主体の利用者の回線料負担を軽減するために電話網での接続を可能にする措置が講じされました。結果としてはこれがビデオテックス網の優れた特長を充分生かし切れなくなってしまいました。この点の解消も大きな問題として残っています。事業としてみた場合の最後の問題は、現行制度での収入構造にありますですがこれは次項で述べることにしたいと思います。

(2) 事業性の評価

コンピュータを使って事業をすすめているのは「キャプテン」だけでなく各地の「計算センター」にもその例はあります。装置産業としてみた場合事業として成り立つかどうかの鍵は装置の減価償却と金利を中心とした固定費と装置を利用するのに必要な種々のソフト開発費に見合う付加価値を生みだすかどうかにかかっています。「キャプテン」の場合今迄の単純な情報提供型のコンセプトで続ける限り「否」といわざるを得ません。理由はコンピュータの機能と収入構造にあります。

「キャプテン」事業そのものが自己完結型でないことは既に述べました。「キャプテン」のために用意されたコンピュータも又それに似たものです。これには情報を貯蔵し第三者の保有する外部装置（端末機）からのリクエストに応じて送り出すという単純な機能しか本来的には持ち合わせておりません。コンピュータそのものが情報処理能力を働かせることで自らの付加価値を生みだすようにはなっていないのです。加えてキャプテン会社の収入は直接の受益者である情報利用者からではなく情報提供者からいただくことになっています。現状でみた場合情報提供者の側に有料で情報を提供するほどのメリットは見出せません。フランスではこの問題は片付いているようですがわが国では収入構造の改善が大きな課題として残っています。ローカルキャプテンには端末配布とい

ういわば社会的インフラ整備に近い仕事までが残されています。こうみていきますとローカルキャプテンが現状のコンセプトのままで（情報提供仲介）事業として存続することは極めて難しいと言わざるを得ない状況です。

以上は、筆者個人の見解であり、必ずしも実際の状況を反映するものではありません。

4 事業環境の変化

(1) 郵政省による「家庭向け情報通信サービス」に関する調査研究と自治省による「コミュニティネットワーク構想」の提言
コンピュータの普及と通信技術の絶えざる進歩は社会の全ゆる面に Computer & Communication の世界を具現化してきています。

当初企業内の情報収集、処理を目的に始まった情報通信システムの利用は次に企業間のシステム構築に移り今では企業と消費者としての家庭を結ぶシステムに重点が置かれるようになりました。一方家庭の側でもライフスタイルの多様化、個別化と所得水準の向上などを背景に情報化の歩みは早まっています。

通信政策懇話会は先に「'90年代の通信政策ビジョン」で家庭の情報化についての方向を次の通り示しました。①単なる情報の購入、消費でなく情報ネットワークと結びつくことでの家庭の機能拡大複合化を前提とした生活基盤充実のための情報化、②家事の省力化、省時間化と付加価値の高い情報サービスに対するニーズに応えることを目的とした便利で快適な生活を実現するための情報化、③自己実現のための文化的、創造的活動に対応し精神の豊かさを実現するための情報化、④高齢者に対する社会的援助を適宜、効率的に行うための社会の高齢化に対する情報化などの諸点です。

企業側からの家庭への働きかけは金融機関を中心既に始まっています。この家庭向け情報通信サービスを健全に育成することを目的にその在り方を研究する機関が郵政省に設けられ種々の業界から多くの企業が参加して検討を始めました。この原稿が上梓される頃には結論が出されているものと思いますが、①誰もが簡易に利用できるようにサービス提供形式をどのように平準化するか、②利用端末機の標準化をどうすすめるか、③共同利用ネットワークとして何を利用しどう構築するか、④効率的な利用を促進するための連携サービスサポ

ネットセンターの整備をどのようにすすめるかなど、検討課題となっています。種々な面からみて企業、家庭の双方のニーズに合致するネットワークはビデオテックスでありプロトコルはキャプテンということになるものと確信しています。一方自治省は、地域住民の福祉向上と地域活性化を図る上で、地方公共団体は積極的に地域の情報化を推進する必要があるとしてコミュニティ・ネットワーク構想を発表しました。具体的には、①公共施設を中心とした施設予約システム②図書検索システムを含む図書館利用のシステムおよび③住民カードシステムの夫々について標準モデルを設定しこれを地方特別交付税算定の根拠とするというものです。この措置で地方行政と住民（家庭）の間の情報通信サービスネットワークの構築、整備をすすめようとしています。この中施設予約、図書検索には既にキャプテン活用のシステムが全国で数ヶ所ずつ稼働し利用者（住民と行政双方）の好評を得ており今後の普及が期待できます。

（2）ビデオテックス網電送速度の多重化と端末機の多様化

前項のような国の政策レベルでの動きに呼応するようにNTTでは平成3年10月23日よりビデオテックス網の汎用モデム—1200, 2400 bps—への開放を開始しました。

今迄ビデオテックス網のサービスは75/4800 bpsという特殊な電送速度でのみサービスをしていました。従ってキャプテンシステムのサービスを受けるためにはこの通信モデムを搭載した専用のアダプターを必要としていました。結局これが裏目でビデオテックス網の利用を阻害してきました。今回は汎用モデムに開放することで一般公衆回線を利用してパソコン、多機能電話機をも端末機としてビデオテックス網に取り込む措置となりました。パソコンの普及は目ざましく既に120～130万台に達しておりこの中通信モデムを持っているものは40～50万台あると云われています。更に一昨年夏頃より世の中に顔を出した画像受信機能のついた多機能電話機は全国の都銀、地銀を中心に広く配布される傾向を示しており昨年10月末の実績では既に10万台を超えたとの情報もあります。

ここへきてキャプテン利用万能の端末機は量的に急増することが容易に予測

できるようになりました。ローカルキャプテンとしても新しい形態のサービス提供の万能性が生まれたと言えます。反面端末機の機種の多様化もさけられないので画面情報のつくりについて種々の検討が必要となる他ローカルキャプテン固有の問題として電話網での拡大サービスについての意志決定と投資が必要になるという難しい問題も残ることになりました。

しかし今回の汎用モデムサービスの開始はビデオテックス網電送速度の多重化につながるだけではなく、①サービス時間の延長②新しい機能をもった端末機の開発③新しいセンターの設置などにもつながるものとして評価をしてよいものと考えています。

5. 事業展開の今後と経営課題

(1) 地域情報化センターとしての役割

前項でご紹介した郵政省の政策あるいはNTTのビデオテックス網への措置は、ビデオテックス網の利用拡大を目的に今迄の情報提供型の通信系メディアとしての利用から情報処理を主体としたネットワーク型利用への転換を図ろうとするものです。ローカルキャプテンとしてもこの措置を積極的に受け止めて新しい事業展開を検討することが必要となりました。とは申してもローカルキャプテンは地域情報化のためのセンターとして設立されたものだけにこれに必要不可欠な情報提供機能を無視して事業を展開する訳にはいきません。

反面従来型の市政情報等の漫然たるたれ流し的提供では利用者も少なく情報提供者としての行政側にも情報提供を仲介するローカルセンターにとっても有益なものとはなりません。自治省の推奨する施設予約あるいは図書検索システムのキャプテン利用は行政と住民の間の効果的なネットワークとなることは既に実績が証明しています。加古川市の場合についてみるとスポーツ施設予約システムは見事に市民の日常生活のリズムの中に定着しました。住民にとっては申し込み、抽選と何度も役所に足を運ぶ手間が省け時間の節約につながる、行政にとっても受付け、抽選、結果通知などの手間とそれに必要な専任要員の必要がなくなり行政の省人化、省力化につながるというメリットを享受していま

す。実に行政側から見た場合には予約システムの利用者がついでに市の行政情報を検索する、それが自分にとっても便利と分って習慣となって定着するという思わぬ副次的効果を期待できることがデータからみて分ります。(前掲表2)

神戸市では平成4年秋より全市域の情報ネットワークの構築が始まることになりました。市民、来街者を問わず誰にも便利な、誰にも楽しい街づくりの手段として情報基盤の整備がすすめられています。

これには、データベースの一元管理と幅広い接続手段の採用と公衆向け接続装置の準備が含まれています。市民の利便性と行政の効率化だけでなく情報都市神戸として市政全般の中に情報通信システムを取り入れ、市民生活そのものを将来の情報化社会にふさわしいスタイルに変えるための都市基盤の創造を目指されています。この市民向け情報サービスシステムは今後の地域情報化の優れたモデルとして評価を受けるものと期待しています。

情報化が本来の手段として市政の全般に亘って市民の利便性のために幅広く採用利用されることになりました。ここでもキャプテンは電話と並んで住民に優しい接続手段として施設予約を含む種々な用途に利用されることになっていきます。今後の事業展開の一つの方向と柱が明確になったものと考えています。

私見に過ぎませんがこの面での今後の課題は①システムの行政区域を超えた広域利用と②地域情報化機能の一元化だと確信しています。

(2) 利用用途、利用範囲の広がったビデオテックス網の利用
地域通信情報システムの構築に当っては利用者としての住民の負担を軽減するため、通信手段としては一般公衆電話回線が主対象となることは避けられません。ローカルキャプテンもビデオテックス事業者です。事業者としては利用用途、利用範囲の拡大が期待でき且つ種々な特長をもつビデオテックス網の利用、活用を出発点に戻って検討することが必要になっています。事業経営の効率化を図るためにも、企業間競争に勝ち抜くためにもSISに代表される企業内外の情報ネットワークの構築が不可欠な要素となる世の中になりました。自社の力だけで情報通信ネットワークの構築が可能な大企業は別としても、ネットワーク構築のチャンスはそれを必要とする地域の申請、中小企業にも平等に

与えられるべきものです。ネットワークの自社構築の可能な大企業にとっても情報量と利用頻度の少ない末端までを専用ネットワークでカバーするには費用が嵩みすぎることになるでしょう。

幸い当社を含めて全国のローカルキャプテンには第3セクター会社が多く公共性と中立性の高いセンターになっています。

地域企業の共同利用センターとして必要な要素は具備しています。改善されたビデオテックス網と増加した端末機の利用はこの他にも全国のローカルキャブテンが共同してのマーケットリサーチのためのネットワークとしても効果を発揮するものと期待しています。

最後にこれらの諸企画を現実のものにするための当社の経営課題としては、
①単純な情報提供用センターとデータ保管、引き継ぎなどセキュリティと情報
処理を必要とするセンターの分離運営、②利用用途多様化に必要なアプリケー
ションソフトの自社開発力の育成に加えて③貸付端末機に関する残務を含む債
務処理が一部残っていることをご報告して稿を閉じたいと思います。

衛星時代のケーブルテレビ

野 浪 建 作

(財団法人神戸市開発管理)
事業団CATV課長

はじめに

1980年代初頭、日本各地で、INS（高度情報通信システム）、VAN（付加価値通信網）、ビデオテックスあるいは双方向CATV（ケーブルテレビ）等の活用をめぐって、いわゆるニューメディア・フィーバーがおきた。その主人公であるケーブルテレビは、多チャンネル映像伝送機能と双方向通信機能の「才色兼備」のメディア特性を有するがゆえに、これを駆使したケーブルテレビ事業は、当時、「ニューメディア・ビジネスの旗手」として、緻密な社会的ニーズの把握やその事業特性の分析等が不十分なまま、計画され、動き出したようと思われる。

1990年代に入った今日、事例研究としてのニューメディア論議はともかく、その事業性に関して、少なくとも、双方向ケーブルテレビ事業について、バラ色の未来像を描いている関係者は少なくなってきた。

しかし、それでもなお、電気通信に関する技術革新の勢いは、事業創始意欲をそそらずにはいられない程、すさまじく、極めてダイナミックかつアップテンポである。

低廉化した光ファイバー、その光ファイバーと同軸ケーブルとの複合伝送路の実現、電波送受信新技術の確立、限りない広帯域を許容する中継増幅器類の高性能化、家庭内端末のインテリジェント化等々、ケーブルテレビ周辺技術の進歩は驚異的ですらある。

こうした超先進技術が番組革新を促し、今やケーブルテレビ事業は、衛星利用と大きな相関関係を持つに至り、ビデオ・コミュニケーションともいべき

新しい時代を切り開きつつある。

しかし、ケーブルテレビ事業を、「日本型」として、着実に発展させていくためには、この事業を、多チャンネルの娯楽産業（アミューズメント・ビジネス）として短絡的にとらえるのではなく、地域住民の日常生活に不可欠な「21世紀の生活インフラ」として、位置付けされなければならないようと思われる。こうした事業コンセプトをベースに、事業主体の地道な経営努力はもとより不可欠であるが、相当、長期に亘る損益分岐点までの建設費およびその原資の利払い、少なくない運営費用等に十分耐え得る資本力とこの事業に対する、より一層の行政的支援と理解が必要であると考えられる。

2 衛星多チャンネル時代の到来

(1) 放送と通信

1990年代における放送界のキー・ワードは、「衛星多チャンネル」化である。衛星波の多チャンネル化が進展する中で、'90年代から21世紀にかけて、従来の地上波による放送体制に少なからず、地殻変動がおきてくることが予測されている。すでに、放送衛星（BS: Broadcasting Satellite）や通信衛星（CS: Communication Satellite）、ケーブルテレビ等、映像ソフトの供給源が多様化してきている。

放送衛星は、'91年（平成3年）8月、BS-3bの打ち上げ成功により、NHKの2チャンネル（衛星放送第1、第2）に、民間の日本衛星放送株式会社（会社名の略称：J.S.B、チャンネルの愛称：WOWOW）の1チャンネルを加えた、3チャンネル体制が確立した。衛星は、その広域性と同時速報性を保障するため、静止軌道上から、絶えず日本列島に対置していかなければならぬが、その位置を修正するための燃料搭載量は、約7年間分しかなく、それがなくなる前に、後継衛星を打ち上げる必要がある。このため、1997年には、次期放送衛星BS-4[※]の打ち上げが予定されており、この衛星により8チャンネルの衛星放送体制が敷かれようとしている。従って、現在の3チャンネルから5チャンネル増えるわけで、すでに民放各社等は、BS-4を見据えて、その

参入に、しのぎを削っているといわれている。さらに、放送波の周波数圧縮技術の開発により、1つの周波数帯域を4分割して使用することで、将来、最大32チャンネルのB S放送の実現が可能である。一方、通信衛星は、民間大手企業の出資による通信衛星会社が、その運営母体となり、すでに、日本通信衛星株式会社（会社名の略称：J C—S A T、衛星の愛称：ビデオバード）と宇宙通信株式会社（会社名の略称：S C C、衛星の愛称：スーパーバード）の2社があり、スーパーバードの故障があったものの、今後、「92年から'94年にかけて、新たに5基の打ち上げが計画されており、3社、7基体制となることになっている。なお、C SはB Sに比べて、1基あたりに搭載されている電波中継器（トランスポンダ）の数が多く、（J C—S A Tの場合、1基あたり32本）その分、より多チャンネル映像伝送が可能である。

B Sが、その使用資格を、放送事業者に限定し、一般家庭などの不特定多数向けの放送サービスとして、利用されるのに対して、C Sは、映像通信用として、ケーブルテレビ局向けの番組供給や企業内映像通信、テレビ局のニュース現地中継（SNG:Satellite News Gathering）、自治体の防災無線利用など、特定ユーザーとの通信として利用するというのが、制度的建前である。また、B SとC Sの主たる技術的相違は、赤道上空36,000kmに静止している衛星から、地球に向けて発射される電波の出力の差にある。音声やデータのやりとりを主目的としていたC Sは、出力がせいぜい20ワット級であるのに対し、映像を送るB Sは、100ワット級の出力が必要である。出力が大きい程、地上では、小さなアンテナで受信できることとなり、B SはC Sに比べて高出力のため、直径45cm程度のパラボラ・アンテナで受信可能であるが、C Sから地上で受信するには、直径1.8mの大型アンテナが必要であった。

しかし、現在、映像メディアは、静止画であれ、動画像であれ、高度情報化の進展や急速な技術革新を背景に、メディア融合化時代を迎えており、放送産業を取り巻く環境も、従来の放送と通信という法制度体系を緩和させるまでに変容してきている。

'92年（平成4年）6月から、現行NHKとJ S BのB S放送に加えて、C

Sを利用した「放送事業者」の参入で、衛星放送は、新たな競争に突入する。実質的なCSによる不特定個別受信=CSテレビの実現である。従来、放送事業者は、放送設備（ハード）と番組供給（ソフト）の双方を具備していることが、その免許取得の要件であったが、'89年（平成元年）10月の放送法改正により、「委託放送事業」の規定が新設された。これは、CSを利用して番組供給会社等が、放送設備（衛星）を有していないなくても、ソフト供給能力があれば、第1種電気通信事業者たる民間衛星会社に、放送に係る電気通信業務を委託することにより、放送局としての免許を得させようとする制度改正である。郵政省は、すでに、この「委託放送事業者」として、J C-S A T系ユーザーおよびS C C系ユーザーから各々3社、計6社を認定しており、将来、15チャンネル程度を「CS有料放送」として割り当てる意向である。

（2）スペース・ケーブルネット

もともと、通信に利用するはずのCSが、放送に利用されるきっかけとなつたのは、1986年（昭和61年）に、電気通信事業が大幅に自由化され、民間企業による通信衛星の打ち上げ、およびその運用が許可されたことによる。通信衛星を自由に使用させ、立ち上りが遅れているケーブルテレビ局を支援すべく、郵政省が、「スペース・ケーブルネット」構想を体系化した。

映画、音楽、スポーツなどの米国型の専門番組を通信衛星経由で、全国のケーブルテレビ局に配信すれば、ケーブルテレビの多チャンネル化が飛躍的に促進され、その事業の経営見通しがたてられやすくなる。

一方、ケーブルテレビ局を支援するソフト供給源として、多数の番組供給会社が出現し、これらの会社が年間約6億円（月額約5千万円）といわれる、衛星トランスポンダのリース料を支払うことによって、トランスポンダのユーザー不足に悩んでいた民間通信衛星会社の経営改善にも寄与する。ケーブルテレビとCSという2つのニューメディアをドッキングさせて、双方を普及させようとする「一石二鳥」の政策であった。1985年（昭和60年）当時、ケーブルテレビの先進国、アメリカでは、約9,000万世帯の約40%が、ケーブルテレビに加入し、約50社の番組供給会社がCS経由でケーブルテレビ局へ番組配信をし

ていた。

しかも、当時、全米保有のトランスポンダの約60%をケーブルテレビ局が専用使用していたといわれており、このことを考えれば、「スペース・ケーブルネット」は、もっともな構想であった。事実、この構想どおり、我が国においても、多くの番組供給会社が出現しており、世界のニュース専門番組CNNの配信をはじめ、ノーカット、ノーセンターミュートの特選洋画専門番組など、CSソフト供給会社は、約20社を数えている。しかし、「都市型ケーブルテレビ」は、全国の主要都市で、普及の兆しを見せているものの、その加入者獲得については、初期始動時の「産みの苦しみ」ともいべき諸問題をかかえている。従って、ケーブルテレビ局からの番組配信料を主たる収入源とする各番組サプライヤーの経営も、非常に苦しい状態にあり、一部を除いて、現時点では、事業成立のメドが立っていないのが実情である。番組供給会社の立場にたてば、ケーブル敷設に長期間を要するケーブルテレビ局に供給するだけでなく、一般家庭を市場にできればと想起することは、至極当然のことである。一方、技術的にも、受信アンテナの感度も高まり、家庭での使用に耐え得る直径50cm程度のアンテナで、CS波を受信できるまでに改善し、テレビメーカーも、すでに「BS & CS内蔵型テレビ」の生産に着手している。前述のCSテレビの出現は、以上のような背景が存在しているのである。

3 ケーブルテレビ事業の概要

(1) ケーブルテレビの発展経緯

我が国のケーブルテレビの成り立ちは、アメリカ等と同様に、テレビ放送の黎明期にあって、家庭のアンテナでは、無線の微弱なテレビ電波をキャッチできない難視聴地域において、好受信点に大型アンテナを設置し、有線（ケーブル）によって受信、分配することで視聴したことに由来する。

1953年（昭和28年）テレビ放送開始直後の1955年（昭和30年）4月、NHKの共同受信施設として、群馬県伊香保に設置されたのが始まりとされている。

1960年頃（昭和30年代中頃）より、「テレビ放送の全国的な多局化が始まった

が、この結果、地域によって局数格差を生じさせた。そこで、山梨県や長野県など大都市周辺の諸県内での難視聴地域では、大型受信アンテナを設置して、数少ない地元波を補完して、その地域では視聴できない在京キー局の地上波を区域外再送信しようとするケーブルテレビが建設されはじめた。

1965年頃（昭和40年頃）より、こうした区域外再送信のモアチャンネルを商品として、一定の加入金と使用料をその経営基盤とする営利的ケーブルテレビ局が相次いで誕生していった。

このような、営利的ケーブルテレビ事業の草分けとなったケーブルテレビを後述する「都市型ケーブルテレビ」と区別する意味で、便宜上、「地方型ケーブルテレビ」と呼称すれば、現在、「都市型ケーブルテレビ局」の経営が、困難を極めている中で、「地方型」は、順調に発展してきている。

その典型例を紹介すると、第1は、1970年（昭和45年）、僅か200世帯加入で、開局して以来、22年間の歳月を経た今日、営業エリア2市1町2村をカバーし、加入世帯数9万世帯を突破しつつある、日本最大規模のケーブルテレビ会社である山梨県甲府市所在の鶴日本ネットワークサービス（略称：NNS）である。

第2は、1974年（昭和49年）より施設建設に着手し、現在、長野県諏訪市はじめ4市3町1村を主幹線100kmの光ファイバーで結び、総延長1,000kmの同軸ケーブル網で7万世帯をネットしたレイクシティ・ケーブルビジョン（略称：LCV）である。

この2社は長年の経営努力の結果、確固たる経営基盤を築き、現在我が国における、ケーブルテレビ事業の先駆者として、この業界全般の発展に寄与されているのである。

一方こうした「地方型ケーブルテレビ」の建設と相前後して、都市部においては、大都市圏を中心に、建造物の高層化が進み、これら建造物による受信障害が多発し、都市難視聴対策施設としてのケーブルテレビが建設されている。その後、1982年末に、電気通信産業への新規参入の一環として関東地方の電鉄系企業を中心に、大規模・多チャンネル・双方向のいわゆる「都市型ケーブル

「テレビ」の建設計画が相次ぎ、続いて流通、商社、放送、新聞、電力などの主要企業が、ケーブルテレビ事業への参入を計画するようになった。

こうして前述のスペース・ケーブルネット構想のもと、「都市型ケーブルテレビ」は、受信障害の解消や区域外再送信という役割をも包含し、30～50チャンネルの衛星多チャンネル時代を築こうとしているのである。

(2) 都市型ケーブルテレビの現状

「都市型ケーブルテレビ」という用語には正確な定義はないが、郵政省は政策論的に都市型といいうイメージを固めるために、また、あまねく、広く、早期にこれを普及させるべく行政指導的立場から、

- ① 加入世帯規模（事業計画上の設置端子数）が10,000以上であって、
- ② 自主放送……地上波のテレビ再送信以外のサービスが5チャンネル以上であるで、
- ③ 幹線伝送路に双方機能をもつものという3要件をあげている。

そして、事業認可の前提として、原則として最長5年間で、許可エリアの大部分の施設建設をしなければならないことを事業者に要請している。しかし、都市型ケーブルテレビという概念を事業主体の立場からあえて定義するとすれば、次の要件が決定的に欠落しているように思われる。

それは、「テレビの良視聴地域を含めて事業するもの」という要件である。都市型ケーブルテレビ事業は、当時のNNSやLCVのように、仕入れ価格が、ゼロに近い、区域外再送信のモアチャンネルを主たる商品として、サービス展開することのできない事業である。すなわち、都市部において、現在、8～10チャンネルもの地上波を無料で視聴し得ている地域で、これらの地上波と有料衛星波をセットした、約30チャンネルの基本サービスの対価として、視聴者から平均5万円の加入料と3万円～5万円の工事費、月額約3千円の使用料（NHKの視聴料は別途）を求めるなければならない事業である。

1986年（昭和61年）に、発表されたスペース・ケーブルネット構想における都市型ケーブルテレビの普及・発展シナリオによれば、その加入世帯数は、'89年に64万世帯、'90年に116万世帯、21世紀初頭には1,300万世帯に達すると予

測している。

'91年12月現在、都市型ケーブルテレビの許可施設は、約130局であり、そのうち、約100局が、サービスを開始し、全国的にCATVブームを印象付けている。また、その総施設の建設済端子数（接続可能世帯数＝ホームパス）は、約400万世帯といわれるが、その加入契約世帯数は、約35万世帯にすぎず、ビジネスとしての普及率は、8%である。経営的な判断材料としては、開局後3年で、対ホームパス加入率が、20～25%なら順調といわれているが、許可施設数の伸びとその建設ピッチは、比較的好調であるのに対し、肝心の加入促進については、順調な業績をあげることができないでいる。その主要原因是、商品であるCSソフトのインパクト不足があげられるが、現在以上のCSソフトの量的・質的向上を期待するには、番組供給事業者の経営実態を考えると、なお相当の期間を要するものと思われる。

従って、衛星多チャンネル時代においても、ケーブルテレビは、地域メディアであるという側面を重視すべきであろう。

ケーブルテレビ局が、地域における良好な「映像情報発信基地」として、住民のテレビライフに必要な生活・行政・コミュニティ情報をどううまく提供し得るかということが、改めて、クローズアップされてくるのではないかと思われる。

4 ケーブルテレビの公共性

(1) マイナーからメジャーへ

① 地形的な自然難視聴であれ、高層ビルや鉄道等による人為的な都市難視聴であれ、いずれも難視聴を救済するものであること。

② 番組の多様化を図り、地域情報格差を是正することであること。

③ 自主制作番組の放送により、地域メディアとしての役割を果たすこと。

これらが、従来より、ケーブルテレビの公共性を論ずる場合の論拠となっている。

電気通信事業が、その100年以上にわたる長い事業史の中で、徐々に普及率

を高め、その結果として、今日、社会的にも法制度上も当然に、公共性を有するものとされているのに対し、ケーブルテレビは、その普及率がいまだ低いため、電気通信事業と同程度の公益性、公共性を有しているとはみなされていない。

しかし、ケーブルテレビ事業は、その特性として、

- ① 典型的な設備投資先行型産業であり、いきなり初期投資に見合う、加入者が得られないこと。
- ② 独占的な地域事業権を付与される一方、不採算であっても、未来永劫、その地域に対し、責任をもってサービスを継続しなければならないこと等は、少くとも、電話事業と特性を同じくしており、その電話事業が、家庭に浸透し切り、確固たる黒字経営基調に到達したのは、つい20年前のこととすぎない。

ケーブルテレビは、確実に地域メディアであり、公共的メディアである。そして、この事業は、今後、高度情報化社会の進展に伴い、市民の文化的日常生活に及ぼす影響は、ますます増大し、その普及率が高まるにつれ、社会的責任も重くなってくることが予想される。郵政省は、この事業の普及・発展のため、各種の金融・税制面における行政支援措置を講じてきており、最近に至り、自治省も、地域における基幹的情報通信施設の1つとして、ケーブルテレビをあげ、自治体による第3セクターでの協力支援を要請している。

しかし、これらは、初期の施設建設時における部分的金融支援が主体であり、施設建設途上において、多くのケーブルテレビ事業者が遭遇している、土地空間利用上の様々な制約（電柱共架の制限、道路横断の禁止、地下共同溝利用の阻止等）に対する調整機能的支援は不十分であり、また、運営面において、住民に対する行政・生活・コミュニティ情報の提供者としての積極的な参画にまでは至っていないように思われる。

(2) 神戸市のケーブルテレビ

神戸市においては、地域情報化の拠点として、六甲アイランド、ハーバーランドのほか、市が開発した西神ニュータウン、須磨ニュータウン、ポートアイ

ランドを対象に、ケーブルテレビ事業を推進している。

特に、(財)神戸市開発管理事業団の運営しているケーブルテレビ事業は、難視聴対策として、1972年(昭和47年)、高倉台団地において施設建設を開始して以来、約20年間、名谷、落合、ポートアイランド、神戸研究学園都市および西神ニュータウンへと施設基盤の充実・拡大を図り、今や、ホームパス約4万を擁する全国屈指のケーブルテレビ施設に成長してきている。

また、1985年(昭和60年)10月から、本市のニューメディア施策の一翼を担って、この大規模ケーブルテレビ施設を有効利用し、地域コミュニティ番組や衛星放送等の多彩な自主放送を実施し、あわせて魅力あるニュータウンづくりの推進に寄与すべく、「CATV実験自主放送」(自主放送局の愛称:こうべケーブルビジョン……その略称:KBCV)を続けてきた。

(財)神戸市開発管理事業団のケーブルテレビ施設のうち、研究学園都市と西神ニュータウンの施設については、その建設当初から、多チャンネル時代を取りし、かつ、地域内の大学等教育施設をはじめ各種公共施設との映像情報交換に対応するため、幹線双方向・30チャンネル伝送可能な施設として整備されている。

他方、「実験放送」の後半には、多チャンネル自主放送の本放送化を志向して、難視聴専用施設の更改期にあった、名谷・落合の基幹施設を、幹線双方向・30チャンネル・ハイビジョン対応へと、施設のグレードアップ化を図ってきた。この施設更改のために、調査、設計に約1年、実工事に約2ヶ月を要したのであるが、こうした大規模難視聴施設の多チャンネル化へのグレードアップ方策およびその技法は類例が少なく、都市型ケーブルテレビの新規建設と一体となって、既存難視聴施設のグレードアップ化を推進しなければならないことを指摘している、スペース・ケーブルネットの貴重なモデルとなり、全国の注視をあびているところである。

現在、こうべケーブルビジョンの多チャンネル有料加入世帯数は、約5,800を突破しており、難視聴再送信加入世帯数約36,000に対する加入率は16%であり、順調な立ち上りをみせている。これは、加入金や工事費は不要という他

の都市型ケーブルテレビ局に比べて、極めて有利な条件下にあることに加え、B SやC Sに依存した番組供給にどまらず、地域メディアとしての特性をフルに活用し、住民が登場する身近な素材を取材し、放送することによって、地域コミュニティの核としての役割を発揮しており、「このことが、多チャンネル有料サービスの普及に貢献している。」

(財)神戸市開発管理事業団のケーブルテレビ事業の採算性に関しては、その事業の母体が難視聴救済の補償目的であることから、ビジネスライクに述べることはできないが、西神ニュータウンやポートアイランドの幹線伝送路は、地下埋設比率が高く、かつ団地形態からも、戸当りの建設費が非常に高く、その再構築費用がかさんでいることなどから、経営を圧迫していることは事実である。しかし、自主放送事業における加入者の漸増傾向による增收によって、施設の有効利用の効果が、徐々に現れてきており、事業の安定化のためには、早期に、加入者を1万世帯に乗せる必要があろう。

この「CATV実験自主放送」の多チャンネルサービスの展開が、1つのインパクトとなり、神戸市全域に、本格的な都市型ケーブルテレビを導入すべく、神戸市、神戸商工会議所および民間主要企業をはじめとする約100団体が参画して、1990年(平成2年)8月、「近畿CATV事業化研究会神戸部会」が設立された。

翌年3月には、「神戸部会」において、情報格差を是正し、豊かな市民生活の実現をめざす高度情報化社会の都市情報インフラとして、第3セクターにより、全市域に都市型ケーブルテレビを整備する方針が打ち出され、現在、そのための詳細な事業化調査に着手している。

神戸市における都市型ケーブルテレビ導入の意義について、「神戸部会報告書」は、次のように述べている。

現在、土地の合理的な利用と都市機能の向上のため、土地の高度利用が図られている。しかし、市街地の再開発や高層ビル建設などにより、新たに問題となっているのが、これら建築物による電波障害である。現行制度上、電波障害については、原因者が未来永劫に補償対策を講じなければならない。今後、高層建築物の建設が数多く見込まれるため、その補償対策は大規模に行う必要がある。

そこで、高層建築物の施主からすれば、電波障害対策の円滑な解決が期待され、一方市民からは、テレビ電波の安定的な供給が必要となる。これらの要請に応えるものとして、ケーブルテレビ網の広域的整備が考えられる。広域的都市型ケーブルテレビの整備は、都市開発による電波障害の煩雜さを解決する効果がある。

新たな都市難視聴対策の受け皿として、ケーブルテレビ網を整備することの必要性を説いていることは、極めて大切な視点であろう。テレビは、市民の日常生活に、必要不可欠なものとなっており、一方、正当な土地利用を行った結果、それが電波障害として表面化し、建築主と周辺住民との係争が発生し、市民生活に重大な影響を及ぼす社会問題として深刻化しつつある。

しかも、都市における複合電波障害は、その因果関係が不明確で、従来の「原因者主義」による紛争解決には、限界があり、そのため、先発ケーブルテレビ事業者が、都市共聴を受託しようとする動きがでてきている。

さらに、都市型ケーブルテレビは、既設難視聴対策施設の存在を考慮しなければならない。神戸市内の既設電波障害施設は、約770施設あり、かつ、そのほとんどが、加入世帯500端子以下の小規模施設である。

そして、神戸市の全世帯数の約30%に相当する、約15万世帯が、これらの既設電波障害施設によって、テレビライフを享受しているのである。

市内に点在している、こうした小規模電波障害施設の多くが、施設の更改期を迎えるとしていることをあわせて考慮するとき、まさに情報格差是正の観点から、本市におけるケーブルテレビ事業の展開上、既設電波障害施設をどうネットワークしていくかが、極めて重要な課題となろう。

5 おわりに

先発都市型ケーブルテレビが、まだ加入者獲得に苦戦を強いられている状況のなかで、また景気のかけりが深まるなかで、先を見越しての投資エネルギーの源は、一体どこにあるのであろうか。

それは情報化の進展という大きな潮流のなかで、社会の情報基盤としてのケーブルテレビに寄せられる期待の大きさを物語っているともいえよう。

無料の地上波から有料の衛星波へ離陸しようとしているケーブルテレビ事業者は、このままでは、必ずしも成功するとは限らない。なぜなら、彼らが抱えている問題は、決して簡単な問題ではないからだ。

- ① 困難性を伴うものの、長期的観点から、有望かつ壮大な事業であること。
 - ② 公共的事業として、育んでいかねばならない事業であること。
 - ③ 地域コミュニケーションを活発化する手段として、最も期待できるメディアであること。

少なくとも、以上のこととは、まちがいないと見える。

鹿野 隆 NTTの地域情報化対策

鹿野 隆

(日本電信電話株式会社)
(神戸支店副支店長)

1 はじめに

明治23年(1890年)に始まった日本の電話事業は、平成2年(1990年)で100周年を迎えた。20世紀後半における発展は目覚ましいものがあり、特に第二次世界大戦によって壊滅的な打撃を受けた電話サービスは、昭和27年(1952年)に設立された日本電信電話公社によって、復旧、拡充された。この結果、昭和52~53年頃には「申し込めばすぐつく電話」、「全国どこへでもすぐつながる電話」の体制が出来上がった。そして、平成元年(1989年)9月末には電話加入契約数が5,000万を超えて、アメリカについて世界第二位の電話大国となった(平成3年9月末5,521万)。

一方、昭和60年(1985年)には、新しく電気通信事業法が制定され、電々公社は民営化されて日本電信電話株式会社となり、公正な競争市場で電気通信サービスを提供していく、複数の事業者の一つとなつた。また、同時に施行された日本電信電話株式会社法において、日本電信電話株式会社(NTT)は電話の役務を「適切な条件で公平に提供することにより、あまねく日本全国における安定的な供給の確保に寄与する」ように求められている。

ソビエト連邦の再編、E C統合と、21世紀においては、世界は相互依存を強めながら、ますます平和裡に発展していくものと思われるが、そのためには、人々の相互理解を深める人的交流や活発なコミュニケーションが欠かせない。その手段として大きな役割を果たす電気通信の将来について明確なビジョンを持ち、その実現に向けて努力していくことがNTTや他の事業者に期待されている。そこで、NTTでは2005年を展望し、「新高度情報通信サービス(VI

& P)」の提供をサービス目標とし、高速・広帯域化や知能化の進んだ I S D N (統合ディジタル通信網) の構築を推進しているところである。

V I & P とは I S D N を活用し、“もっと豊かなサービスを、どこでも手軽に、好みで選択”することができる“見える、賢い、私の”通信サービスである。これまでの電話と同じように全国的に、豊富な映像通信、インテリジェントサービス、パーソナルサービスなどの高度通信サービスを、先駆的に開発・導入していくことが、これから NTT の使命であると考える。このように、NTT では、I S D N (統合ディジタル通信網) という通信のデジタル化の推進を基幹としながら、従来の技術との併用・融合を図り、全国の情報化をさらに進展させていく。

2. 21世紀の情報通信

(1) 社会・経済の動向

21世紀初頭の社会は、次のような20世紀後半に現れた傾向が、さらに進むものと予想されている。

第1は、個性化の進展である。個性尊重の風潮が強まり、感性や美感を重視したり、物質の豊かさから心の豊かさを求めるように価値観が変化していくであろう。

第2は、高齢化の進展である。2000年には65歳以上の人口が全人口の16%に達すると予測されており、高齢化は欧米諸国の3倍以上の速さで進んでいる。高齢者の大部分は社会参加を求めて、適した職場、職種の整備が必要となるであろう。また、病弱な人も増えることが予測され、医療福祉施設の充実も求められるであろう。

第3は、情報化の進展である。産業における知識・サービス生産部門が2000年に国内総生産 (G D P) の32%になると予測されている。このことから、情報が経営資源の一つとして重要な役割を果たすようになるであろう。価値ある情報の生産、効率的な伝達、有効な活用が、いま以上に不可欠となるであろう。

第4は、グローバル化である。国際的な経済・社会の相互依存関係の深まり

を背景に、世界を股にかける人が増えている。そして企業の海外進出が一段と進み、社会・経済活動において国境がなくなってくるであろう。

第5は、社会環境問題の深刻化である。都市集中や都市と地方の格差の問題、大気汚染やゴミ公害等が大きな社会問題化するであろう。

こうした社会・経済動向を見ると、情報通信の貢献できる分野が沢山考えられる。情報通信に求められる主要点は、次のように整理されるのではないだろうか。

① パーソナル化への対応

個性に応えたサービスの選択性の拡大、人間らしさ、人間との親和性を追求したサービスの提供

② 安心・信頼性の確保

快適で安心な生活の支援、災害等に強く信頼度の高い情報通信システムの提供

③ 産業の高付加価値化

生産・サービスの向上、経営の効率化に寄与する情報通信システムの提供

④ 新コミュニケーション環境の創造

通信によるフェイス・ツー・フェイスの実現、時間・空間・言語等を克服できる通信システムの提供

⑤ 社会環境問題解決への貢献

都市機能の分散や行政の効率化的支援、地方との情報格差是正の支援、環境問題解決への支援等の情報通信システム

(2) 技術の動向

21世紀の情報通信技術は、マイクロエレクトロニクス技術やソフトウェア技術を中心とし、さらに進展するであろう。

第1に、「超化」、「光化」である。半導体記憶素子の容量が格段に増となる超高密度化、半導体素子の動作時間の超高速化、超小型モータ等の「超化」と、光記憶媒体の大容量化、高速光スイッチ素子等の「光化」が一層進展するだろ

う。これが、今後、世界の通信技術の進歩によって実現されるものである。

第2に、知能化である。部品とソフトの進歩によりコンピュータの能力は飛躍的に高まり、推論・学習等の人間の知的な機能を実現する知的処理技術が進展する。

第3に、ヒューマン化である。機械を人間にとてより違和感の少ないものとするための技術が進展する。機械が音声や文字・物体を認識できるようになり、立体の生成・表示が可能となるとか、自動翻訳装置で外国人と対話が可能となるような、人工的現実感を生み出すことになるであろう。

第4は、伝達の大容量化と移動性の向上である。光ファイバケーブル1本で電話なら1,000万回線、映像なら1万回線を一度に送ることができるようになるであろう。

これらの技術の進歩によって、21世紀には次の3つの通信サービスが脚光をあびることになると予測される。

- ① 高精細や立体の映像通信サービス
- ② 認識・認知・理解・推論機能を持った知能通信サービス
- ③ 携帯性の向上した移動通信サービス
- ④ 情報通信サービス

社会・経済の動向や情報通信技術の進展から、21世紀初頭の情報通信サービスは、次のように発展するものと予想される。

第1は、サービスの質的変革である。電話中心の「話す」通信から、文字や映像を扱う「見える」通信へ拡がっていくであろう。また、「個」を尊重するとともに、従来の発信者主体の通信から、発信者と受信者が対等な関係をもつ通信に変わるであろう。そして社会の基盤として常に信頼度の高い通信サービスが求められるであろう。

第2は、サービスの多様化である。音声、文字、映像と情報メディアが拡がることによって多様なサービスが生まれ、端末機器も多彩になるであろう。たとえば、通信によって「出かけなくてもこと足りる」映像会議、遠隔検診、電子発券、ホームショッピングなどのサービス、「快適さをもたらす」壁面映像サ

ービス、「楽しさを演出する」多画面テレビ、高臨場感の擬似的演出、立体映像劇場などのサービス、「安心感をもたらす」遠隔監視や家の管理を外から行うことのできる遠隔操作などのサービスが求められるであろう。さらに、「多彩な情報源」として、電子新聞、電子図書館、電子美術館などが考えられるし、「多彩な端末」として携帯に便利なポケット電話、パソコンなどが普及するとともに、映像をより楽しめる大型で薄型の表示装置が用いられることになるであろう。

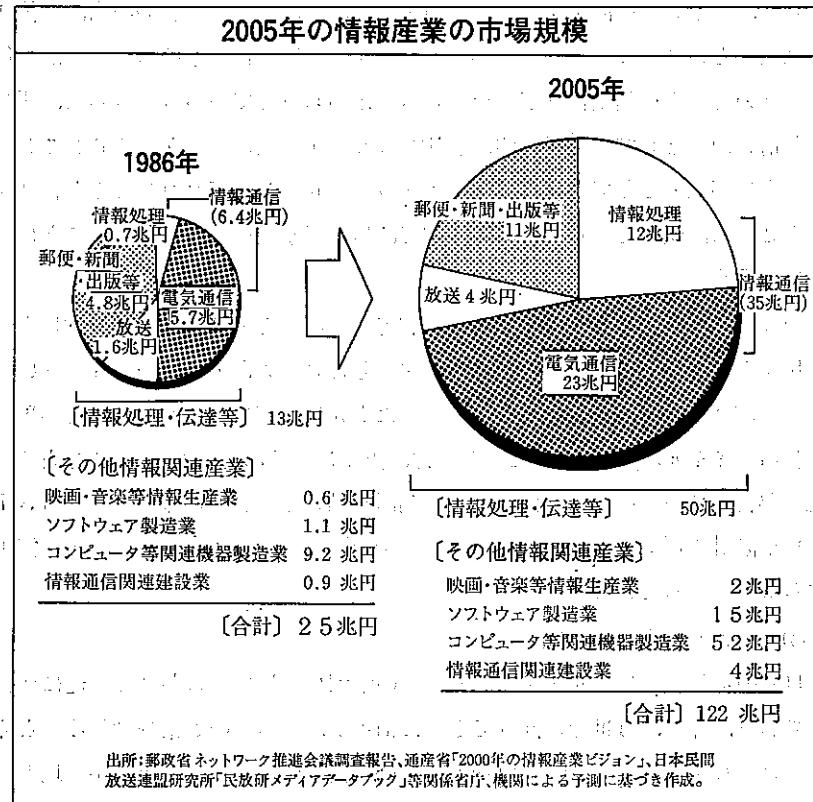
第3は、サービスの高度化である。認識や理解などの高度な情報処理技術を併用することによって、もっと使いやすくしたり、人間の作業を補完するいろいろな高度サービスが現れるであろう。たとえば「容易なアクセス」を実現する音声ダイヤル、手書き文字による入力、点字による出力など、「手間を省く」電子秘書、データベース検索代行、「判断を助ける」戦略情報システム（SIS）や設計支援システム、さらには「言語の壁を越える」翻訳通信などが実現することになるであろう。

(4) 情報通信産業の発展

日本の情報産業は、産業・家庭・社会の情報化の進展に合わせて急速に成長しており、今後、21世紀に向けてさらに拍車がかかるものと推測される。とくに、コンピュータによる情報処理と情報機器製造の分野では、年率10%以上の高い伸びを示すであろう。また、電気通信分野は、情報処理のネットワーク化やテキスト・映像通信の進展に合わせて、伸び率が現在の年率5%から8%程度に高まるものと予想される。

情報産業の市場規模は、昭和61年（1986年）で約25兆円であったが、2005年には、120兆円を超えるものと予測される。このうち、情報通信関係（情報処理+電気通信）は、昭和61年に6.4兆円だったものが約35兆円に拡大し、情報産業全体に占める割合が26%から30%へと比重が高まることになるであろう。

こうした発展を支えるのは、ソフトウェアの生産性向上である。とくに、ソフトウェアの必要量は爆発的に増え、昭和61年に約1.1兆円であった市場規模が、2005年には約15兆円と14倍に拡大すると予想される。ソフトウェアは情報



通信産業を支える要であるから、今後、いかに効率よくソフトウェアを生産するか、また過去に生産されたソフトウェアをいかに活用するかが大変重要になる。

3 情報通信と利用トレンド

これまで、21世紀の情報通信の展望について述べてきた。21世紀は、映像系をメインに様々な分野に飛躍的な進展をすると予想される。そこで、20世紀と21世紀の「かけ橋」ともいえる現在の情報通信が、地域においてどのように利

用されているのか、また、どのような利用方法があるのか、それが地域の情報化にどのように関与しているのかを考えてみよう。

(1) テレコムとアプリケーション
いまの社会は、高度成長から安定成長への転換であり、供給力が需要を上回るようになったといえる。それはまた大量生産時代から多品種少量生産時代への転換でもあった。自動車は、「移動する」こと自体が目的であった時代から、乗る側が乗る人の自由で乗る状況を設定し、想像を膨らませ、いかに面白くクルマで「遊ぶ」かの時代になっている。そして企業側も、想像をかきたて、遊ぶ状況を提案するというスタンスで新車種を続々と市場に投入している。

これは、テレコムに関してもまったく同じで、電話はすでに貴重品でなくなったといえる。いろいろな使い方を、いろいろな場面で試し、遊びつつ、便利に楽しく使うことを考える。電話もようやく、単に事務的な用件を伝えるだけでなく、生活を豊かにするための手段、あるいは素材として考えられ、テレコムを使う側と提供する側双方から試行錯誤が繰り返され、その中から新しい使い方が生み出されるのである。こうした状況はまさに「テレコム利用高度時代」といえるものであろう。テレコムを「どういうシーンで、どのように使うか」を「アプリケーション」と呼んでいるが、面白い、役に立つアプリケーションを利用側と提供側が相互に提案し発展させることが、豊かな情報社会・情報文化を創造するために不可欠なのである。

テレコム本来の機能は離れている人と人の間のコミュニケーションを取り結ぶということであると考えられるが、電話線で人と人を結べば、あとはその線で何をしようが基本的には勝手であり、そこでは本来の機能よりもどのように使うかということの方が重要で、アプリケーションの入り込む余地がそれだけ広くなり、また重要度も高いといえる。

(2) 高齢化社会をやさしい社会に
博報堂生活総合研究所が隔年実施している「生活定点」調査によると、60代シルバー世代の遊びの時間が増えていくという（昭和63年5%，平成2年17%）。

リタイヤ後の自由な時間を豊かに過ごすことができるのは結構なことであるが、シルバー世代の遊びの楽しみも、健康あってのものである。

N T Tの調査によると、シルバー世代にとっての電話は、「緊急連絡用機器」が66%とトップで、ついで「子供とのホットライン」42%，「いつも人とつながっているという安心感を得られる機器」38%がベスト3である。来るべき高齢化社会に向けての緊急の課題は、むしろシルバー世代の「安心」をいかに保証していくかということであろう。核家族化の進行による、お年寄り夫婦だけの所帯や一人暮らし、寝たきりのお年寄りの方々が、緊急の時、すみやかに病院や関係機関・近隣のボランティアの方等のあらかじめ登録（1ヶ所）した相手に、ボタンを押すだけで連絡・通報する簡易緊急通報装置（N T T 花ちゃん）が登場したのもこのようない背景からである。

また、長野県H村では、村の委託で週3回一人暮らしのお年寄りの家へN T Tのオペレーターが電話を入れ、健康状態や悩みごと等を聞き取る「こんにちはコール」を実施し、「動けない」等の緊急事態発生時には、F A Xで村役場のヘルパーへ連絡するシステムを整え、好評を博している。

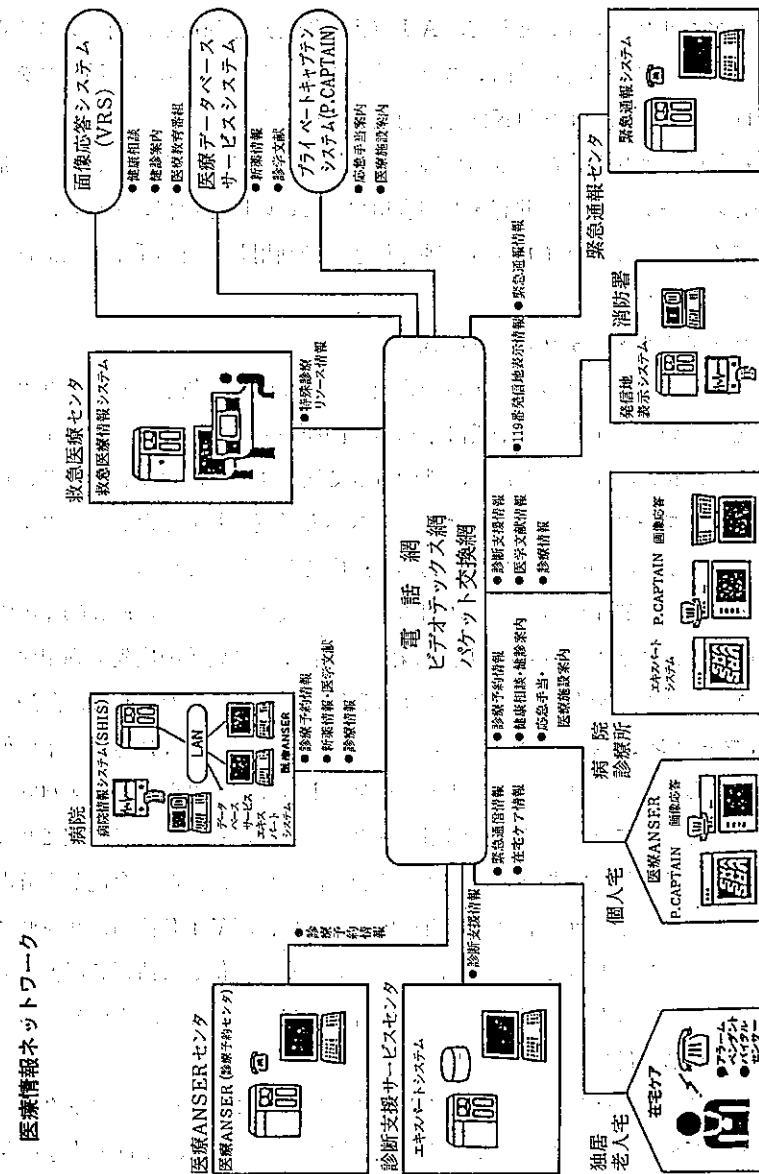
テレコムの活用法を、ちょっと考えるだけでお年寄りに、何物にも代え難い「安心」を与えることができる。

（3）テレコムで変わる医療

一昔前のジョギングから最近のフィットネスまで、健康に対する関心度は高まるばかりで、企業が社内にフィットネスルームを作る等、社会全体が健康に対して能動的な働きかけを始めている。企業戦士にとって、自己の健康管理も重要な仕事ということなのだろう。このような背景で、電話による心電図解析サービス、キャプテンを利用した医療相談等の種々の新サービスが登場してきている。

N T Tが他社と共同開発した「インテリジェントトイレ」も、そのようなニーズに応えたもので、腰掛けるだけで尿の検査や肝機能のチェック、血圧測定もでき、将来はI Cカード機能付電話機を利用し、通信回線で医療機関と接続し、コンピュータに入力するという健康情報管理システムの開発をめざしている。

NTTの地域情報化対策



る。

今後のアプリケーションとして、A I（人工知能）を利用した問診システムやテレビ電話等による遠隔診断システム等が考えられる。これら各種システムの通信回線としては、I S D N回線が有効な手段となる。

医療情報の専門化が進み、さらに高度化・複雑化してくると、さまざまな情報・知識のデータベースを共有・共同利用するための医療情報システムが必要となってくる。また、ハイビジョン映像伝送等を利用した遠隔手術の可能性も模索されるだろう。

(4) パーソナル・ファクシミリ時代

個人が自宅からテレビの討論・音楽番組やラジオの深夜放送に意見やりクエストを送る。施主が工事業者や設計事務所と図面のやりとりをする。自宅に友人を招く招待状は、イラスト付き、地図付きで送信する等、ファクシミリは従来のビジネスコースから、パーソナルユースへと様変りしてきた。ファクシミリはオフィスから、街へ、そして家庭へと進出をはじめている。

N T Tが、昭和55年からサービス開始した「公衆ファクス」。昭和60年の電気通信の自由化とともに出現した、花屋や酒屋、文具店等の店先で利用する「街角ファクス」が現在のファクシミリの利用に先鞭をつけた。以降、急速に普及し、ファクシミリのパーソナルユースに拍車をかけたのは、10万円以下の低価格機の登場である。ファクシミリのターゲットはオフィスから全国4,000万世帯の家庭になってきている。家庭用ファクシミリのユーザは、会社員が24%，学生・O Lが10%程度であり、このユーザ層の需要はまだ伸びる余地が十分あると考えられている。カード会社や百貨店の一部には、V I P待遇のユーザに対しファクシミリを無償で貸与して、ファクシミリに特化した情報を提供していると考えているところがある。また郊外のマンションには、入居時からファクシミリが備え付けられているところがある。

しかし、家庭におけるファクシミリの普及率は数%にすぎない。ファクシミリのパーソナルユースを推進している一翼を担っているのが、宅配便大手のY社が平成2年11月より開始した「伝言F A X」である。全国のコンビニエンス

ストア約3,000店にファクシミリを設置し、24時間以内なら、送信した文書を暗証番号で受信することができるという新サービスである。ますます手軽になるファクシミリ、いまやファクシミリはオフィスにとって不可欠のツールであり、同時に家庭にも浸透していっている。ファクシミリの家庭への普及とともに、いろいろな新アプリケーションを生み出すツール（ビジネス創造ツール）として期待されている。

ファクシミリのアプリケーションは種々あり、その一部は有効なツールとして発展している。たとえば、新聞紙面の複数枚を一括で送信する「複数枚送信」、市場調査サービス、求人情報、通信添削塾、ファクシミリを利用した郵便「レタックス」（郵政省）サービスでの大学入試の合否通知 etc.。

ファクシミリの情報保存性、認識度の高さは、確実な情報を、タイムリーにわかりやすくそして自在に取り出せるパーソナルなニュースメディアとして発展している。

(5) 液晶画面付電話機の活用

コンサートや演劇のチケット予約はもちろん、いまや電話回線を利用してホームトレード、ホームバンキングも可能になりつつある。K証券では、パソコン・ファミコン端末に変わり、液晶画面付電話機を使用したホームトレードサービスを実施している。一方、都銀でも、M銀行をはじめT銀行でも電話機の画面を見ながら振替、振込、入出金の照会ができるエレクトロニック・バンキングが導入されつつある。

これらのサービスの特徴は、液晶画面付電話機を使い手軽にサービスの提供を受けられるということである。

今後、ICカードとドッキングさせて、アプリケーションソフトを開発すれば、いろいろな応用が可能であろう。例えば、市民サービスとして、公共施設、各種スポーツ施設等の予約、キャブテンセンタとの接続、行政・税務情報の提供等活用方法はアイデアしたいといえるのではないだろうか。

来年開催される「アーバンリゾートフェアK O B E '93」の魅力あふれるまちづくりの5つのコンセプト。

- （参考）神戸市が目指すまちのコンセプト
- ① 人と環境にやさしいまち
 - ② 快適で便利なまち
 - ③ 個性がいきいき発揮できるまち
 - ④ 感動と会えるまち
 - ⑤ 世界と未来に開かれたまち

この5つのコンセプトは、テレコム、情報通信のさまざまなアプリケーションによって一層効果的にシステム化が可能であると考えられる。地域の情報化を考えるとき、この5つのコンセプトを効果的に演出し、来るべき21世紀に向って準備すべきことがおのずと見えてくるように思える。少なくとも、21世紀初頭は、ISDNの成熟期となるだろうと予想される。

NTTは、近未来の地域情報化の礎を築くため、神戸市域、神戸経済圏の通信ネットワークのデジタル化を推進していかねばならないと考える。

（参考）NTTが目指すまちのコンセプト

- ① 地域社会の活性化
- ② 生活の快適化
- ③ 産業の活性化
- ④ 経済の活性化
- ⑤ 環境の保全

平成3年度

(財) 神戸都市問題研究所・宮崎賞

神戸都市問題研究所
編 集 部

(財) 神戸都市問題研究所・宮崎賞

(財) 神戸都市問題研究所の宮崎辰雄理事長は、神戸市長として5期20年間にわたり、都市経営を実践し、その理論と実績を通じて、わが国の地方自治体の地域経営のあり方に大きな影響を与えました。また、当研究所の創設者でもあり、今日まで地域の経営政策システムの研究を奨励し、新しい地域経営研究にも寄与してまいりました。

そこで同様の政策・研究により、優れた地域経営の実績をあげ、理論を構成した全国の自治体、団体、研究者等を顕彰し、さらに地域経営政策が進展するよう、昭和60年に財団設立10周年を記念し、「(財)神戸都市問題研究所・宮崎賞」を創設いたしました。

対象・表彰基準

都市及び地域経営において、顕著な実績をあげ、または優れた政策研究をなした自治体、団体、研究者、運動家を対象とする。

表彰基準は、地方自治・地域主義に根ざした視点からみて、その経営成果、政策志

向性などにあって、顕著な実績がみとめられることである。

選考方法

当研究所機関誌「都市政策」において、自薦、他薦を含め広く推薦を求める。推薦された団体、研究などを下記の審査委員によって審査し、決定する。

審査委員 (五十音順)

- 伊藤 善市 (東京女子大学教授)
- 伊東 光晴 (京都大学名誉教授)
- 伊賀 隆 (流通科学大学教授)
- 柴田 徳衛 (東京経済大学教授)
- 嶋田 勝次 (神戸大学教授)
- 高寄 异三 (甲南大学教授)
- 新野 幸次郎 (神戸大学名誉教授)
- 吉田 寛 (流通科学大学教授)

表 彰

賞は、都市・地域経営の実践に対し「地域経営活動賞」、同政策研究に対し「地域経営研究賞」を数点とする。賞金は、地域経営活動賞は50万円、地域経営研究賞は30万円とする。

平成3年度

第7回(財)神戸都市問題研究所・宮崎賞

受賞者

平成3年度の受賞者は、地域経営活動賞として、下記の2地方自治体に決定した。

- 福井県和泉村
- 熊本県菊鹿町

表彰式

平成3年11月5日、神戸国際会議場において、当研究所が主催する第7回「地域の経営シンポジウム」の会場において行った。

「地域の経営シンポジウム」は、経済の安定成長、財政悪化などの厳しい環境下にあって、かつ高齢化、情報化、活性化などの多くの課題を持つ自治体に、各種の創意工夫による地域振興策を探る機会を提供するために実施するものである。

審査経過

第1次の選考は、当研究所の理事、審査委員の方々および関係団体からの推薦とこれまで蓄積してきた各種の文献および新聞情報からの調査によった。

地域経営活動賞は、多数にのぼる選考対象があり、その実績・内容を検討し、40程度に絞り、審査委員、学識経験者の方々の意見を参考に、最終12団体を候補とした。

これら12団体について、実地調査を行い、候補とした事業のみならず、全体としての取り組みやその効果などについて、詳細にヒアリングを行った。

これらの調査結果をもとに、9月9日に

審査委員会を開き、上記のとおり地域経営活動賞を決定した。

また、あわせて地域経営研究賞の審査を行ったが、本年度は該当なしとした。

受賞理由

• 福井県和泉村 和泉村は村の活性化に向けて地域特産物開発、観光開発に積極的に取り組んでいる。特に、観光開発では村の恵まれた四季を生かした通年滞在型の観光村を企図し、家族旅行村やスキー場などを整備、四季を通じたイベントを行っており、なかでもシャンソンを通じて活性化を図ろうとする“シャンソン村”的活動はユニークで、コンサートの開催、基金の設置、野外ステージを建設したほか、シャンソン発祥のフランスの村と国際交流を予定するなど、その事業展開は村の活性化に貢献している。

• 熊本県菊鹿町 菊鹿町は自然を生かして、まちのイメージをつくるためおし花の里づくりをすすめている。平成元年に設立された「菊鹿フラワーパンク（押花銀行）」でおし花の生産、製品化、販売を行っており、おし花教材用の「花パック」のほか、おし花カード、おし花名刺、しおり、ブローチ、ペンドント等も生産している。行政としておし花を売り出したのは、全国でも菊鹿町がはじめてで、町の豊かな自然を保存する方向での活性化策としてその独自性は高く評価されるものである。

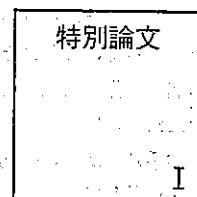
なお、詳しい内容については、本書の「特別論文Ⅰ、Ⅱ」において、実践報告をしていただいているので、ご参照いただきたい。

平成4年度 第8回（財）神戸都市問題研究所・
宮崎賞の推薦について

第7回の表彰式が終わり、既に、次年度に向けての選考を開始している。

各団体、研究者にあって、また、それらを熟知されている方々にあって、これはと思われる事業名、団体名、著作・研究名を当研究所までご連絡いただきたい。

推薦に当たっては、お手数ながら、推薦の理由、過去の実績等を添付していただければ幸甚である。



和泉村における観光開発戦略

池 尾 長 久

(福井県和泉村長)

1 はじめに

自然の中にそびえたつ九頭竜ダム、水面に映え移り変わる自然の美、清らかな水と空気……。こんな四季折々に変化する素晴らしい大自然とロマンに恵まれた和泉村では、「豊かな自然とやすらぎの里—ウッディランド和泉」を村づくりの基本ビジョンに定め、「観光立村を行政の重点施策に、活力ある美しい村の実現にむかって取り組んでいる。

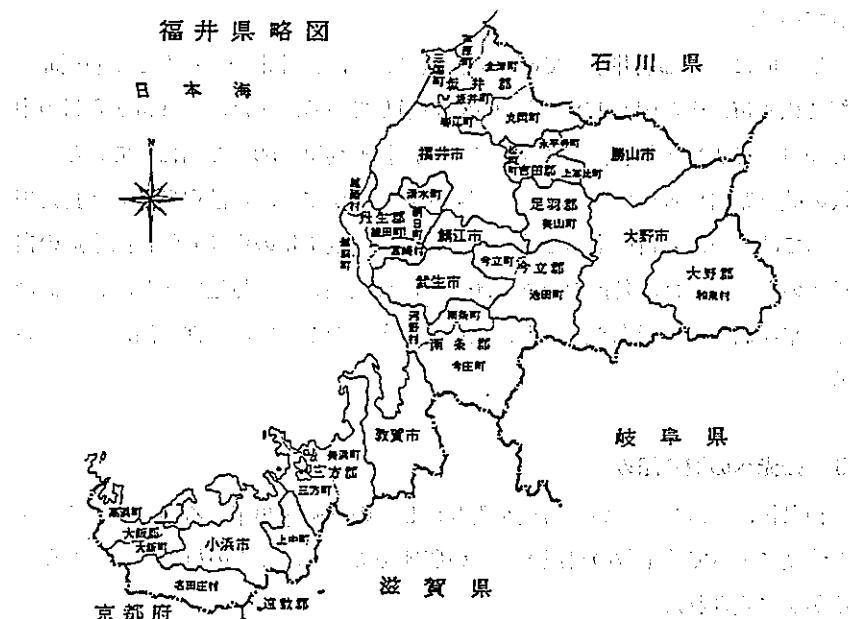
九頭竜国民休養地、和泉前坂家族旅行村、九頭竜ダム湖という三大レクリエーション基地を核に冒険とスリルの地底探検が楽しめるアドベンチャーランド中竜、肌がつるつるになると評判の九頭竜温泉「平成の湯」、白い恋人たちに好評の2つのスキー場等施設ハード面の充実整備に加えて、ユニークな名称と文化の香り高い「サンソンでしゃんそん」、悲恋のロマンをかき立てる「青葉の笛」の里づくりをはじめ、新緑まつり、サマーフェスティバル、紅葉まつり、かまくらまつりといったイベントを開催し、四季を通じた滞在型の観光地ースポーツとやすらぎのファミリーリゾートづくりを開催中である。

2 和泉村の概況

福井県の最東部、白山山系の山すそに展開する和泉村は、西を大野市の荒島岳、他の三方を岐阜県境の平家岳、滝波山、昆沙門岳など1,000メートル級の山岳に囲まれた神秘的な伝説と民話が受け継がれている山里である。

昭和31年旧上穴馬村と下穴馬村との合併により和泉村が誕生した当時5,000人余りであった人口も、昭和38年に開始された九頭竜川電源開発事業によって

和泉村における観光開発戦略



旧上穴馬村の全域及び旧下穴馬村の一部の住民が水没等の影響を受けて村外移住し、その後も住民の村外流出が相次ぎ、現在では857人（平成3年12月末現在）と1,000人を割る状態が続いている。

村域は、東西20km、南北18km、総面積332.38km²で、その94%は森林であり、森林の68%は広葉樹でほとんどブナからなり、人工林率は30%と低位にあります。平地は、各河川に沿ってわずかしかなく、農用地は36haと少ない。

岐阜県境に源を発する九頭竜川が大小の河川と合わさって東西に貫流しており、村の中央部にこの九頭竜川をせき止めて作られたロックフィールド式の九頭竜ダムが作り出す、十和田湖に匹敵する大きさの人造湖が広がっている。

気象は、日本海側特有の気候で夏季も比較的晴天が少なく、冬季の曇天降雨降雪の多い寒冷多雨型であり、気温は平均14.6°C、最高気温40.0°C、最低-19.0°Cと寒暖の差が激しく、年間降雨量は、3,000 mm～3,500 mmあり、積雪期間は11月下旬から3月下旬でその量は2 m～3 mにも及び、特別豪雪地帯に指定さ

れている。

地理的には県都福井市まで60kmの距離にあり、福井市を起点として油坂峠を経て松本市に至る国道158号が東西に貫通している。また、福井市から村の中心朝日までJR越美北線が開通しており、快速列車で59分で結ばれている。隣接の岐阜県白鳥町へは車で30分で到達することができ、美濃白鳥からは長良川鉄道で岐阜市、名古屋市へと接続しており、平成7年の東海北陸自動車道の白鳥への開通時には、名古屋市まで90分程度に短縮される見込であり、日本海側と太平洋側を結ぶ観光ルート上に位置し、観光地としての条件は満たされている。

3 観光への取り組み

和泉村に「観光」という言葉が現れだしたのは昭和40年ごろからである。ダム建設によって約半数の村民と多くの農地を失ない、今後の村づくりをどうするかが論議された。

調査開始以来7年の歳月と総工費259億円をかけて作られた長さ564m、高さ128m、総貯水量3億5,300万m³、総発電出力32万Kwの巨大なロックフィールド式ダム「九頭竜ダム」は強力な観光資源として、村民に大きな期待を与えた。昭和42年に答申された和泉村再建方策審議会報告書においても、「今後の村づくりは『森林、観光、地下資源』の三本柱によって進めるべき」とうたわれており、同年に和泉村観光協会が設立され、翌43年には和泉村観光開発基本計画が策定された。この計画では、村再建のため朝日駅前利用計画の作成、ダム湖以外の観光拠点としてスキー場とまぼろしの滝の開発、白馬洞、天狗岩、夫婦杉の整備開発も挙げられている。また、観光土産品の開発、観光客の食事、休憩、土産品等の供給施設、民俗館の建設、白竜神社の再興、県立自然公園の指定等も要望している。昭和44年に穴馬総社が完成し、いくつかの観光会社も誕生し、ボート場やキャンプ場および待望のドライブルイブも建設され、九頭竜ダムを中心とした観光地が形成され、翌年にはダム湖面に遊覧船が就航した。

また、昭和47年には九頭竜湖の周辺に1万本の桜を植栽し「昭和の桜の森」をつくることを目ざして「財団法人九頭竜万本さくら会」が設立され、全国より寄附金を募り植栽を開始した。現在までに9,700本を植えたが多雪地帯のため育成が悪く、特に56豪雪の被害は大きく約半数が折損枯死している。

昭和47年の旧国鉄越美北線の九頭竜湖駅までの開通は、観光面に大きな影響を及ぼし、冬期間の交通確保は周年観光の実現を一段と早め、冬期間の観光施設として、スキー場の建設に着手し、リフト1基とゲレンデ整備が行われ、昭和49年にはリフト3基、ロッジ1棟の村営九頭竜スキー場が完成した。これに伴い村民の中には民宿や旅館の営業を始めるものもあり、日帰り通過観光から宿泊滞在型観光へと脱皮をめざす動きが現れだした。

また、その年には基本構想が策定され、「自然とやすらぎ、水と緑、雪と生活」を掲げて、新しい村づくりが始まった。

4 宿泊滞在型観光地へむけて

昭和53年、奥越高原県立自然公園の指定記念事業として、環境庁の補助を受け福井県と和泉村が事業を分担して九頭竜国民休養地の整備に着手し、昭和56年6月に完成した。

同休養地は総面積77haで国民宿舎を中心キャンプ場、球技場、テニスコート、プール、バーベキュー広場、芝生広場、林間広場、散策路などを配し、隣接する村営スキー場と相まって、四季を通じて楽しめる一大プレーゾーンである。また附近一帯の鷲ヶ鞍岳は「森林浴の森全国百選」にも選定されており森林浴やバードウォッチング、自然観察、ハイキングも楽しむことができる。

このころ、見る観光、通過観光型から行動体験する宿泊滞在型へと観光地の方向修正意識が高まる一方、積極的な誘客方法としてイベントが検討され、昭和56年10月の紅葉時期に「第1回九頭竜紅葉まつり」を国民休養地をメイン会場として開催となった。素人が手探りで始めたまつりであり、企画、PR等も十分にできず、天候にも恵まれず、みじめなスタートとなつたが、村民の強い熱意に支えられ、回を重ねるごとに盛大となり、今では5万人を集める県下の

三大まつりに成長し定着してきた。「継続は力なり」をつくづくと実感している。

昭和59年には、天狗岩ファミリーパークを、前年の58年には運輸省の指定を受け和泉前坂家族旅行村の整備に着手し、い



紅葉まつり

ずれも昭和62年7月からオープンしている。天狗岩ファミリーパークは9棟の高級ログケビンを中心にして芝生広場や散策道、河川広場などが整備されており山遊びや川遊びが楽しめ、都会の人々に人気が高くなっている。和泉前坂家族旅行村は58haの面積の中に、20棟のログケビンを中心にして、キャンプ場、芝生広場、ファミリー広場、川原広場、自由園地などが整備され、自然と親しみ、自然とふれあうことのできる総合的なレクリエーション基地である。また、炭焼き窯や水車小屋、薬草、薬木園、森林生態学習舎も配備されており、人と自然の共生の場として若いグループや家族連れに好評を博している。

昭和62年に閉山となった中竜鉱山も平成元年から地下博物館「アドベンチャーランド中竜」としてよみがえり、新しい観光資源と注目を浴びており、入場者が年々増加している。また、九頭竜ダムの周辺環境整備事業が61年から建設省において進められ、ダム湖畔の優れた景観を保全するとともに園地の造成を進めている。

和泉村では、四季を通じてさまざまなイベントを開催している。いろいろのまつりは住民にイベントの企画運営に対する自信と地域経済に及ぼす影響の大さきを認識させており、春の九頭竜新緑まつりにはじまり、九頭竜サマーフェスティバル、九頭竜紅葉まつり、九頭竜かまくらまつりと四季のイベント定着促進を目的に企画運営され、村内各種団体から構成する九頭竜まつり実行委員

和泉村における観光開発戦略

観光客入込数

区分	年 度	内 容	
		S. 60年	H. 2年
人込観光客合計		766千人	860千人
日帰宿泊の別	日 帰 り 客	742	820
	宿 泊 客	24	40
住居地別内訳	県 外 客	521	536
	県 内 客	245	324
利用交通機 関 別	貸 切 バ ス	237	208
	自家用車	410	610
	そ の 他	8	9
	定路線交通機関	111	33
消費額合計		792,361千円	985,000千円
支払項目別内訳	宿 泊 費	78,980	103,500
	土産品購入費	221,855	339,200
	地域内交通費	20,283	13,400
	そ の 他	471,243	528,900

(資料 産業観光課 H. 2年)

観光地別入込数

	入込客(千人)	期 間
九頭竜ダム	665	(3~12月)
九頭竜国民休養地	104	(通年)
家族旅行村	14	(4~11月)
天狗岩ファミリーパーク	3	(4~10月)
アドベンチャーランド中竜	57	(4~11月)
和泉スキー場	51	(12~4月)
九頭竜スキー場	42	(12~3月)
九頭竜新緑まつり	5	5月(4日)
九頭竜紅葉まつり	50	10月(2日)

宿泊施設

支那大學生

施設名	軒数	収容人数	場所
ホテル・旅館	4	130	朝日(2), 上大納(2)
国民宿舎	1	60	角野
民宿 (通年営業)	4	160	朝日(7), 川合, 角野
	5	130	*7~9月, 1~3月
小計	14軒	480人	
キャンプ場	3	800	

会が設立されている。

これらのイベントは農林産物、民芸品、木工芸品等の即売を通じて他の産業の振興を側面的に助長している。このほかに体験観光イベント、教育観光イベントの組み合せにより、その効果はますます高まるものと思われ、その推進を図っている。

5 シャンソンの流れる山里の村へ

「サンソンでしゃんそん」——昭和62年12月和泉村に誕生した全国初のシャンソン村の合言葉である。

この年、村の基幹産業だった中竜鉱山が閉山し、多くの人が村を離れていく中で、人口は千人を割って、村の存続を危ぶむ声さえ出はじめ、村全体が重い空気に沈んでいた。

「沈みがちな村民の心を何とか明るくしよう」、「何かおもしろいことをして、滅入ったような雰囲気を吹き飛ばそう」と、村の商工会青年部のメンバーが、「シッチョチョイ」と呼ばれている地元の民謡「穴馬踊り」大会を企画し、ディスコのリズムで踊ろうと考えた。

6月17日、場所は福祉センターで、午後6時57分開始、9時3分終了とした。これは時間厳守を訴えるためであった。また、参加費は1,498円とし、1,500円で2円のつり銭を渡すことにした。おつりを2円手渡すことで村民との会話、

気持の交流を考えたのである。

当日、福祉センターには380人近い村民が集まって、大いに楽しんだ。これだけの村民が1ヶ所に集まるということは、久しく無かったことであり、大好評となった。この成功の自信がシャンソンコーナーへのバネとなったのである。

8月8日、第6回九頭竜夏まつりの特別企画として、商工会青年部がプランを練り、準備をし、和泉村トレーニングセンターで午後8時から9時までの1時間、井関真人、松原ルリ子、成美さんの3人の歌手がピアニストの佐々木正則さんの伴奏で格調高いシャンソンを披露、会場を埋めた350人近い村民を魅了した。

この年の5月、建設会社を営む商工会青年部長が仕事のため上京した時、いらっしゃに行った大手機械メーカーの福井支店長に誘われて、六本木にある音楽の館「ニューピエロ」で松原ルリ子さんのシャンソンを聞いたのがきっかけであった。松原さんが歌うシャンソンに感動し夢中になった青年部長は、「こんな素敵なかんじのシャンソンを和泉村で聞けたらいい」と村へ帰ると早速、青年部の仲間に話した。多少の不安はあったが、ともかくやってみよということになった。松原さんや井関さんとのギャラの交渉やスケジュール調整、資金の寄付集めや準備にそれからが大変であった。「サンソンでしゃんそん」は第6回九頭竜夏まつりの特別企画として開いたわけだが、それが終わると、まわりから「一度だけのイベントで終わらせるのはもったいない」という声が方々で上がり、それでは音楽で人の「心おこし」をやろうと「シャンソン村」設立の機運が高まってきた。

「シャンソン村」の設立記念式典は、12月19日の夜、午後7時から、ログハウスで新装なったJR越美北線終点の九頭竜湖駅前広場が会場と決まった。底冷えのする寒さに加えて雨まじりの雪が降る中、青年部員は全員白いタキシードを借りて着て整列、「私たちは、音楽で文化の薫り高い村づくりをするために、本日ここにシャンソン村を設立する」と声高らかに宣言した。「シャンソン村」設立のきっかけをつくった松原ルリ子さんが今度も来村し、「コマン・

サ・バ（お元気ですか）」や「スマレの花咲くころ」などを披露、会場を埋めた三百人が寒さも忘れて拍手をおくりた。

「シャンソン村」を設立するとすぐにシンボルマークの募集、63年2月のかまくらまつりにはシャンソン・ディナーショー、5月には「幸せを売る男・井関のおじさんとシャンソン村の子供たち」、10月には石井好子さんをゲストに紅葉まつりコンサートを開催した。石井さんは初めは気がすすまないようだったが、井関さんの口添えで、「では、行くだけ行ってみようか」ということになり、やがて、村の応援団の一員となってしまった。



平成元年7月には、九頭竜ダム建設に伴って村を離れた人たちに呼びかけて、「私の村は水の底」と名付けたコシサートを開催。ゲストを、石井好子さん、戸川昌子さん、井関さん、松原さんなど、「サンソンで しゃんそん」の井関さん、成美さん、室田さんなど、これまでずっと「シャンソン村」を支えてきたメンバーを集めて開催した。「私の村は水の底」は井関真人さんが村を訪れるたびに歌ったシャンソンのタイトルで、その題名と「空はあおくとも 見上げる目には かなしみが かなしみが ごみあげる 私の生まれた 谷間の村が みずうみに みずうみに 沈むから」という歌詞が、和泉村のイメージとぴったりと合うところから名付けたものである。

その後も平成2年4月には30人から40人のミニコンサートを開催。7月には山本リンダさんをゲストに迎えた。



んをゲストに「もう どうにも止まらない」。平成3年2月には戸川さん、井関さん、成美さんを招いてスノーフェスティバル・コンサートと2回目のディナーショーを、7月には平野レミさんを迎えて「シャンソン・ド・レミ」とシャンソン・コンサートは続いている。

「シャンソン村」の活動が続くうちに、色々なマスコミに取り上げられ、村の知名度は高まり、色々の人たちとの関わりが生じ、つき合いの範囲が広く、大きくなってきた。青年部の仲間の目に自信と誇りが芽ばえてきたのである。又、自分達が、村民が楽しむ「シャンソン」に県内外から遠くは、大阪、金沢からも沢山の人々が訪れるようになった。そうすると色々な事が可能となつた。「シャンソン村」の村旗をつくるに、シャンソンが生まれたフランス国旗にちなんで青、白、赤の三色旗としたところ、仏大使館は国旗をそのままつかってはダメというので、色をななめにし、真中の白い部分が広がったので、そこにシンボルマークを入れた。

県の土木事務所は村内の橋を改修するときに、入口に当る部分のらんかんを村旗と同じ三色に塗ってくれた。平成3年4月から、それまではサイレンだった屋の時報がシャンソンの「バラ色の人生」のメロディーに変えられた。シャンソンの国であり、リゾート発祥の地であるフランスを訪問し、本場のシャンソンやリゾート哲学を知ろうという考え方やフランスとの国際交流への夢がふくらんで、次の段階へステップしようとしている。和泉村の新しい地域づくりへの胎動が始まっているのである。

6 奥越高原リゾートをめざして

平成2年5月28日全国で21番目の総合保養地域の整備に関する基本構想として福井県の「奥越高原リゾート構想」が国から承認された。

本構想は、和泉村と大野市、勝山市にまたがる奥越地域 112,758haを特定地域に、豊かな自然資源と歴史、文化資源との調和のとれた滞在型、通年型高原リゾートゾーンの形成を図るために、「緑と星と歴史が奏でる森フォニー・リゾート“奥越高原郷”」を開発テーマとし、重点整備地区を6ヶ所設け、総事業

奥越高原リゾート構想（平成2年5月）

《基本理念》

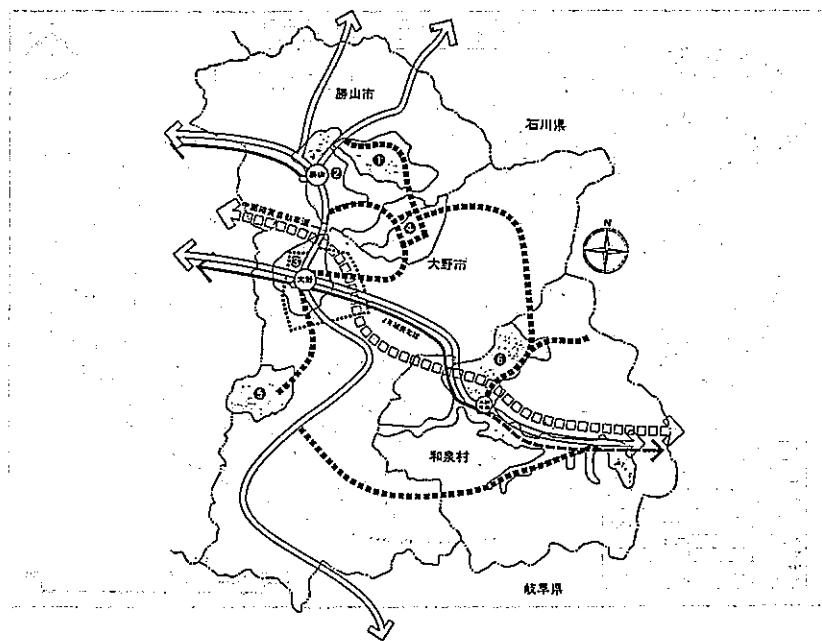
奥越地域は、その35%が白山国立公園及び奥越高原県立自然公園に指定されており、大変自然資源に恵まれた地域である。一方、市街地とその周辺は、城下町の風情を色濃く残す町並みをはじめ、歴史・民俗・文化資源が数多く集積し、詩情あふれる地域となっている。

又、関西圏、名古屋圏から3~4時間でアクセスできる利便性や既存のスポーツ・レクリエーション施設の集積などリゾートゾーンとして優れたポテンシャルを有している。

こうした優れたストックやポテンシャルを最大限に生かして、通年型・滞在型の総合的なリゾートゾーンの整備を進める。そして我が国のナショナルリゾート整備に貢献し、多様な交流及び地域活性化を目指す。

《重点整備地区》

- ① スポーツヴィレッジ「白銀の里」…… 法恩山及び芳野ヶ原周辺地区
- 大規模スキー場を核として、各種スポーツ・レクリエーション施設、宿泊施設等を集積することにより、高原におけるスポーツ・レクリエーションの大リゾートゾーンとして白銀の里を形成する。
- ② フェスタウン「祝祭都市」…………… 勝山市街地及びその周辺地区
- 歴史、民俗資源の活用とネットワーク化、地域の歴史にちなんだイベント、コンベンションなどの創出により、人々が集い、地域の文化とふれあい、交流する祝祭都市の形成を図る。
- ③ ヒストリータウン「歴史都市」………… 大野市街地及びその周辺地区
- 城下町としての城や町並みの保全・再生、市街地やその周辺に散在する歴史的文化的ストックの活用とネットワーク化により、“古都”的な固有性を表現する歴史都市の形成を図る。
- ④ スターライトヴィレッジ「星のふる里」…… 六呂師高原地区
- 雄大な自然と高原牧場の中での休養、観察、学習、集団生活等、人と自然との関わりを基調として、生涯学習、創作活動、文化活動のできる場を整備し、星のふる里の形成を図る。
- ⑤ マインドヴィレッジ「修養の里」…… 銀杏峰及び宝慶寺周辺地区
- スキー場など自然活用型レクリエーションの施設整備と宝慶寺を活かした修養の里の形成を図る。
- ⑥ ウッディヴィレッジ「森の湖の里」… 石徹白川と九頭竜川流域地区
- 森林及び湖を共通の素材とした森林文化体験、教養文化、鉱山観光、健康・保養など自然活用型レクリエーションゾーンを整備し、人間性の回復を目指した森と湖の里の形成を図る。



費約1,300億円（うち民間投資額約1,100億円）で整備推進するものである。

本村においても、「石徹白川および九頭竜川周辺地区」を重点整備地区に、「ウッディービレッジ—森と湖の里」をテーマに整備されることになっている。

民間活力の導入について

は、二ヶ所あり、そのひと

つは、滋賀県に本社をおく

近江鉄道株式会社で、石徹

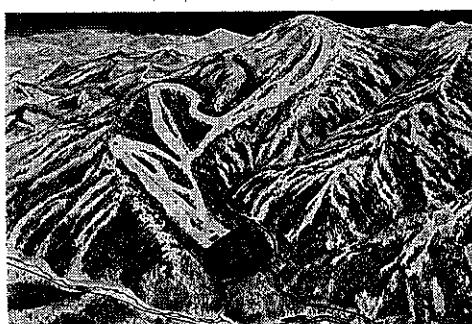
白川の上流部前坂地系でス

キー場の開発を実施してい

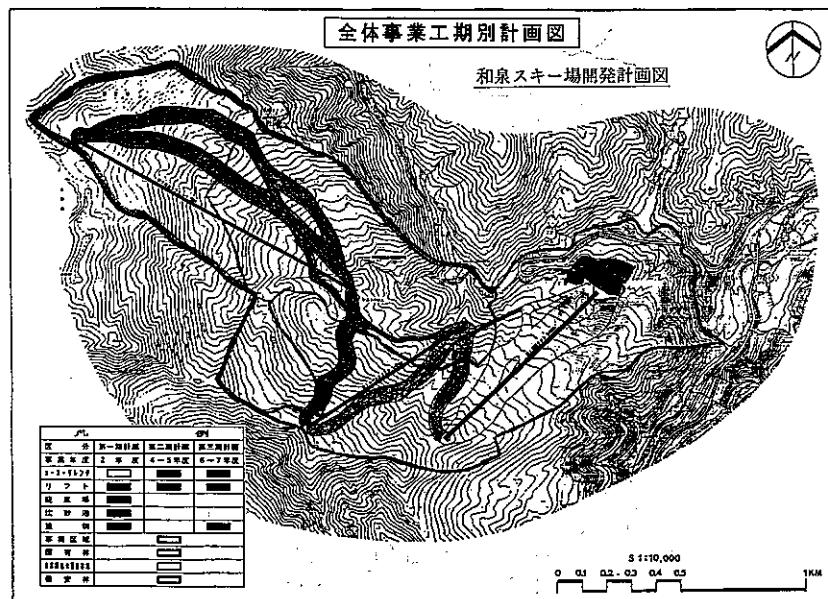
る。同スキー場は全体面積

が200ha近い大規模スキー

場で、平成7年にすべて完



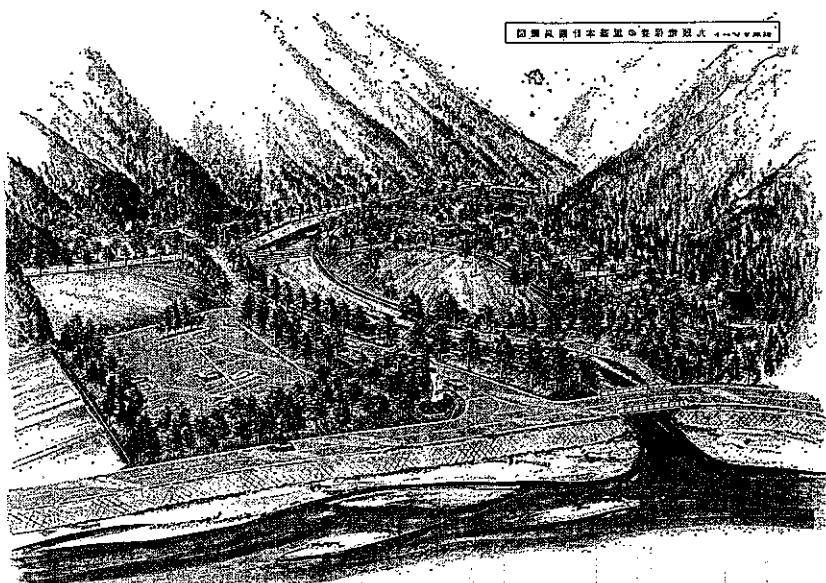
和泉スキー場完成予想図



成の予定となっている。「和泉スキー場」と名付けられ、昨年一部オープンし、約60,000人のスキーヤーが訪れている。もうひとつは、岐阜県にある大手菓子問屋で、九頭竜ダムの上流の300haの山林の中に、キャンディーパークを中心とするスキー場、テニスコート、芝生園、ホテル、別荘、湖上遊覧等健康づくりをテーマとした「九頭竜健康の里」を建設する計画である。現在、用地取得等その準備を進めている最中である。

平成元年、下山地係で発見された温泉は、地下453mから26.1°Cの湯を毎分730ℓ湧出し、名湯のほまれ高い単純アルカリ泉である。この温泉を利用し、平成2年度から5年計画で九頭竜保養の里を計画している。

温泉保養館を昨年10月にオープンし、入湯を始めたが、村内外に大変好評で開湯4月にして、入湯者は25,000人を突破している。今後、ケビン10棟、温泉プール、テニスコート、芝生広場等を整備するとともに、都市住民との交流を図る拠点として、会議、研修、休憩、宿泊、特産品等の展示販売機能を備えた

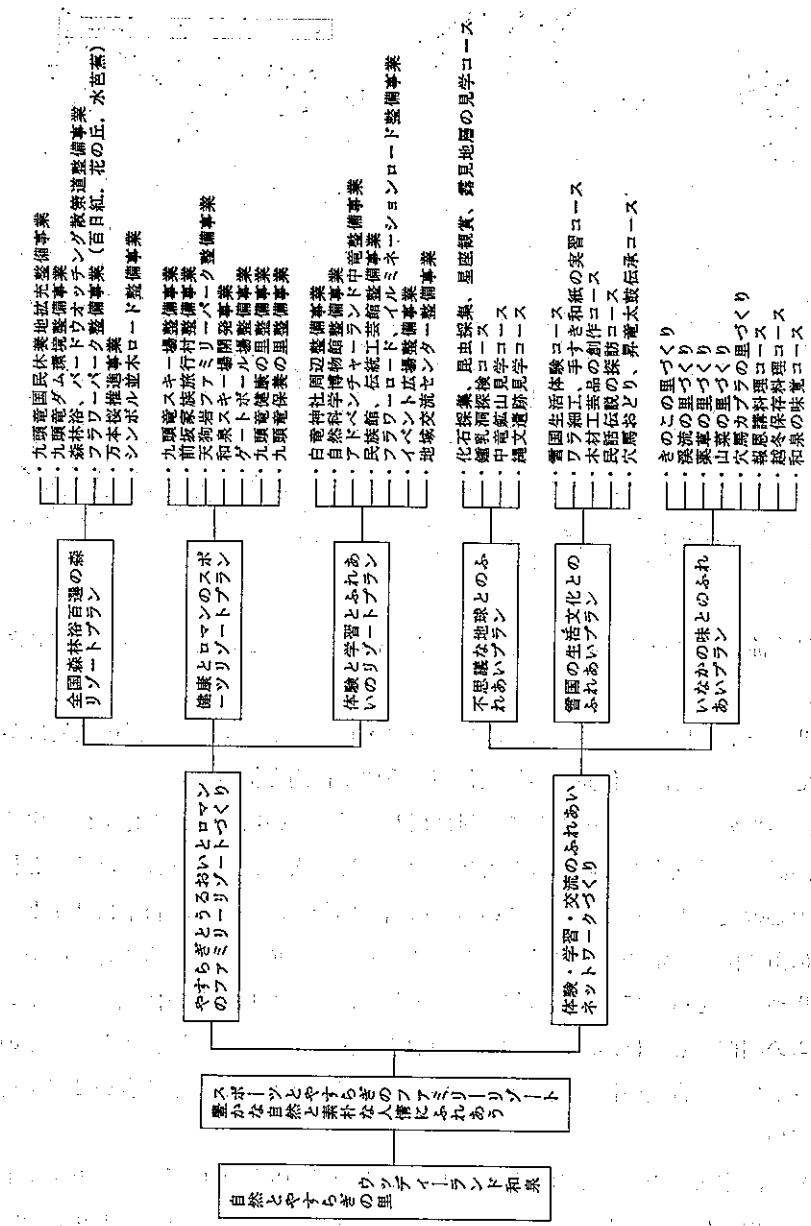


地域交流センターを建設し、地域間交流の拠点づくりを推進していく予定である。

リゾートを形成するためには、スポーツ・レクリエーション施設の整備ばかりでなく、教養、文化面での施設整備も重要な役割を担っている。

源義平公が残したものとして本村に伝わる「青葉の笛」は、本村を代表する穴馬民謡「質調衣」に唄われるだけでなく、昇竜太鼓にも受け継がれるなど村民の心の支えとなっている。この青葉の笛を顕彰し、保存し、将来に残すとともに笛に関する情報発信基地づくりをめざして、平成3年度から「青葉の笛」の里づくりを行っている。資料、書籍の収集、パンフレットの作成、シンポジウムの開催などのほか、学校教育への導入、笛づくり教室、演奏者育成などのソフト事業、青葉の笛の館や笛の資料館の建設などハード事業を合わせて推進している。

また、本村は恐竜の足跡の化石や日本最古の鳥の足跡の化石、アンモナイトや三葉虫の化石をはじめさまざまの化石があちこちで発見されるなど化石の宝



庫として知られている。縄文遺跡も数ヶ所発掘されており、縄文式土器や石器など貴重な出土品も数多く出土している。これらは、文化的にも学術的にも貴重な遺産であり、未来にむかって保存するとともに更に調査研究を進めるため、化石資料館や地域博物館の整備を推進している。

7 おわりに

水は住民生活にとって、地域の産業や景観づくりに欠くことのできないものである。ダム建設によって減水区間が生じ、さまざまな悪影響も生じているので、平成7年の水利権更新時にむかって、適正な河川流量の確保にむかって運動を展開している。

地域づくりは、人づくりに始まり、人づくりに終るといつても過言ではない。地域を支え、地域を担う人材の養成は、村がこれから進めていく、観光地づくり、リゾートづくりはもとより村の活性化、定住促進に最も大事な事であり、最優先課題である。

和泉村は、豊かな自然環境を有する地域である。しかし、その豊かな自然環境は、資源としての価値だけではなく、文化としての価値がある。和泉村は、古くから人々が暮らす場所であり、その歴史と文化が、地域の発展に大きな影響を与えてきた。また、和泉村は、多くの文化財や歴史的建造物を有する地域でもある。これらの文化財や歴史的建造物は、地域の文化を守り、発展させる重要な要素である。しかし、これらの文化財や歴史的建造物は、年々老朽化する傾向にある。そのため、定期的な点検や修復作業が必要となる。また、地域の文化を守るために、文化普及活動や文化保存活動も重要な役割を果たす。これらの活動を通じて、地域の文化を守り、発展させることで、地域の発展に貢献することができる。また、和泉村は、豊かな自然環境を有する地域である。そのため、観光開発戦略を実現するためには、地域の自然環境を活用した観光開発が重要である。また、地域の文化を活用した観光開発も重要な要素である。これらの観光開発を通じて、地域の発展に貢献することができる。また、和泉村は、豊かな自然環境を有する地域である。そのため、観光開発戦略を実現するためには、地域の自然環境を活用した観光開発が重要である。また、地域の文化を活用した観光開発も重要な要素である。これらの観光開発を通じて、地域の発展に貢献することができる。

特別論文

おし花の里をめざした町づくり

II

著者　田從道

(熊本県菊鹿町長)

1はじめに

緑なす山、その麓を流れる清流、自然と歴史の邑、菊鹿町は熊本市の北方約30km、熊本県の最北端に位置しております。周囲を標高500mから1,000m級の山々に囲まれた総面積77.38km²、世帯数2,046戸、人口8,004人、農家戸数1,301戸、農家人口5,816人の町で林野率が65%に及び、農林業に生きる純農山村であります。

昭和30年に旧3ヶ村が合併し、40年に町制を施行して現在に至っております。合併当時12,500人を数えた人口が現在8,004人に減少し、高齢者率も県内で上位の21.9%に達する過疎の町であります。

企業といえる工場も、パチンコ店もない都市的騒音には縁遠い町で、豊かな自然環境に加え、天台宗の名刹「相良觀音」、日本に一株といわれる特別天然記念物「アイラトビカズラ」、古代山城鞠智城跡、大分・福岡県境山麓の渓谷公園、豊富に湧出する温泉など、文化財、観光資源に恵まれている自然がいっぱいの町であります。

このような地理的自然条件のもとで本町の町づくりは、どのように取り組み活性化をはかるかについて検討を重ねて参りましたが、結論として、企業やリゾート開発に過大な期待をかけるよりも、町民の主導でお互いが汗を流すことによって、菊鹿の風土に合った菊鹿らしい町をつくってはどうだろう、地道な息の長い道であるけれど、本町が先祖から受け継いで来た、土と水と緑の資源を生かすことを基本に、町づくりに取り組むことが一番の良策であろうと考えました。

つまり本町に与えられた、天与の豊かな自然の美しさを、最大限に生かしな

おし花の里をめざした町づくり

がら、農林業という土に根ざした固有の産業を発展させるとともに、農山村に受け継がれて来た心豊かな生活文化の芽を大きく育てることによって、町民がこの町に住むことを誇りに思う様な、生活環境を作り上げようと町づくりの目標をかかげました。

目標の第一に農林業の振興と共に、特殊農作物と観光資源を結んだ地場産業の育成

第三、新生活運動の推進

第三、健康づくり運動の推進

第四、都市と農山村の交流推進

これら4項目を町政の重点目標として取り組むことにいたしました。

町づくりの成果如何は財政投資の額よりも、むしろ町民をして、その気にさせることが出来るか否かによると言っても過言ではないと思いますが、本町の町づくりの現状は、町民参加のレールづくりを進めている途中であって、これからが本番であると思っております。

ところが、このたび思いがけなく地域づくりの先進地として「宮崎賞」という権威ある賞を全国の自治体のなかから選ばれて受賞いたしました。この栄誉ある賞を頂いたことを節目として、本町の町づくりの推進体制を再点検するとともに、平成4年を出発点として押花をはじめとする町づくりの意欲を新たにしているところであります。

2 押花の里づくり

「宮崎賞」の対象となりました押花は昭和63年、ふとした機縁から大牟田市の杉野式押花を知り合い、四季折々の野の花を特殊な技術で乾燥して原色のまま額絵を創作するなど、趣味としての楽しみに加え、アクセサリーなど工芸品として商品化出来れば、家庭婦人の収入にもつながり、「さらに町のイメージアップの上からも、一石三鳥にも三鳥にもなると考え、早速愛好者を募りましたところ45名の婦人の申込みがまとまりました。同時に講師を募りましたが、毎月2回、杉野押花研究所の講師によって研修を重ねるうちに、会員の熱意

が盛り上がり、折角の技術を町の産業として生かしてはどうであろうと話し合いが進み、産業化を志向する16名によって、平成元年7月任意団体として「菊鹿町押花研究所」が誕生しました。

押花研究所は、花を乾燥し押花の材料として、研究所に納入するグループと、乾燥花を商品として製作するグループによって構成され、花パック・名刺・ペンダント・タイピン・額絵など注文に応じて、製作販売を行って来ました。

山野草など自然の草花を材料とする押花の美しさが、都市生活者を中心に広く評価され、各地からの注文が相次ぐ状態になりましたので、これから押花を産業として大きく伸ばすためには、第3セクターによる会社設立が必要であると考え、平成3年10月に町・商工会・押花研究所会員の三者による㈱「菊鹿フラワーバンク」が創立されました。この会社が近い将来、菊鹿町における地場産業のホープとして町の活性化に大きく寄与することを期待しております。

押花は楽しみの多い手芸です。額入りの大きな風景絵など、すばらしい美術工芸品であり、その製作には深い創作の喜びが味あわれます。本町では押花を単に経済的・効率的側面からのみでなく、町民の文化活動の一環としても、もっと広く愛好者がひろがることを望んでおります。

現在も月2回の研修会が杉野先生の御指導によって開催され、町民に対し広く門戸を開いております。さらに町内の小学校（3校）・中学校の生徒を対象に毎月2回の押花制作の指導を実施し、児童生徒の情操教育の一端として、カリキュラムのなかにとり入れられております。

このように本町における押花は、産業・文化・教育の振興という町づくりの広い視野のなかで、今後積極的に取り組んでゆきたいと考えております。

第3セクターによる「菊鹿フラワーバンク」は現在、事務所・工房を町施設の一部を借用し仮住まいの営業であります、「農村活性化農業構造改善事業」という国の補助事業を活用して、平成5年度に建設を計画しております特産工芸村のなかに、観光的にも価値のある施設を整備し、地場産業の核として本格的な活動が出来るよう準備を進めております。押花の里づくりについて概要を

述べましたが、本町がめざしております町づくりは、はじめの項に申し上げましたように、農林業の振興をはじめ4項目を柱として取り組んでおります。この4つの柱は明るい活力ある町づくりの目標の下で、有機的に連携して実践することによって、成果をあげることが出来ると思いますが、現在まで推進して参りました町づくりの概要について述べてみたいと思います。

（前略）

3 生産及び生活環境整備

農林業の振興をはかる上で一番重要なことは、生産基盤を整備することにあると考え、先ず土地改良事業を町づくりの重点として取り組んで参りました。

水田・畑の区画整理と道路を整備すること、さらに林道・作業道の開設等がありますが、いずれも多額の投資が必要であり、国・県の補助事業を積極的に導入・活用することに努力しました。

前町長時代に始まりました第一次農構事業、第二次農構事業、新農構地区再編事業、農村地域自然活用型事業等、一連の構造改善事業をはじめとして、さらに地域農政整備事業、生産総合振興事業、小規模排水対策事業、農村基盤総合整備事業、土地改良総合整備事業、団体営農道整備事業、水田農業確立対策推進事業、県営圃場整備事業等によって、町内の圃場整備可能水田面積550haの内、90%の500haについて整備改良が終わり、残りの面積も実施計画を策定し、平成4年から着工、5年には整備可能水田の全面積を完了する計画であります。

また畑についても県営農地開発事業、県営畠地帶総合土地改良事業、国営灌漑排水事業によって130haの圃場整備が完成いたしました。これらの土地改良と並行して、県道・町道・農道等の道路網も順調に改良が進んでおりますが、圃場整備に伴う共同減歩方式によって、地権者の協力を得られたことで全町的に道路網の整備が進んで來たものと考えております。

しかししながら生産の基盤は、一応整備を終わりますが、これから農業を取り巻く諸情勢に対応して、整備された農地をどのように活用し、個別経営の確立と、地域の発展に生かしていくのか、今後に与えられた課題であると思って

おります。なかでも、特に農業生産の面で、年々生産量が減少の一途を辿っています。特に農業従事者の高齢化が進み、新規就農者が年間2~3人、年によっては皆無という現状を見る時、農業の担い手をいかにして確保できるか、これからの中山間地域農業の活性化をはかる上で最大の問題であると考えます。

以上のように多くの国庫補助事業を活用することによって、生産条件の整備をはかって参りましたが、同時に前述の構造改善事業や3期にわたる山村振興対策事業、第一次・第二次林業構造改善事業、新林構、生活環境保全林整備事業、山村森林地域活性化緊急特別対策事業、或いは自然休養村事業、単県觀光地基盤整備事業等によって農産物集出荷施設、農林産物加工施設、農産物直売施設、養魚施設、集落センター、多目的集会研修センター、運動広場、都市と山村交流施設等の近代化施設を整備することが出来ました。

これらの施設は各事業主体によって、効率的に利活用されておりますが、特に集落センターは、町内集落の大多数が近代的施設として整備を終わり、各集落民の研修・話し合いの場として活用され、また新農構事業によって建設されました多目的研修集会施設も年間を通して、スポーツをはじめ、町民交流の場となり、住民の連帯と健康増進に大きく貢献しております。

4. 農業生産の現況
本町は中山間特有の起伏の多い階段状耕地が大部分で、一世帯当たりの経営も、田畠合わせて約1ha程度と零細であり、加えて水田面積の34%、250haが転作を余儀なくされております。しかしながら、米作は本町農業の中心作物で昔から、良質米の産地として消費地から高い評価を得ており、将来においても本町の主要作物として、良質・安全な米づくりをめざし産地銘柄の確立をはかりたいと思っております。

米の他に特産としてクリ・筍・椎茸・こんにゃく等がありますが、近年、メロン・スイカ・菊の生産も伸びております。これら既存の作物は標高60mの平坦地から400mの山間地帯の変化の多い地形・気象条件のなかで適作物として根を下ろしております。

また、この他に和牛・乳牛・養豚などの畜産があって多品目複合経営が本町農業の特色であります。

ところが中心作物でありました米が大幅な転作を強いられるにいたって、農業者の営農意欲が目に見えて低下して参りました。なんとか、米のみに頼らないで有利な作目はないかと、模索するなかで零細な山村農業が生き残るために、他産地にない地域独特の作目を導入して、町の新しい特産として育成することが必要であると考え、58年、町長就任と同時に熊本県が奨励しておりました、薬草栽培を導入することを計画しました。

5 新しい特産物の導入

本町の新規特産物は58年に導入しました薬草栽培に始まって、現在、ヘチマ・押花・ハーブを加えた特産地づくりに取り組んでおります。いずれも全くの新しい作目で栽培・加工の技術とともに零からの出発であります。

(1) 薬草栽培は当初ミシマサイコの他にセネガ・地黄・オオゴン・オオレン・シャクヤク・キハダ等7種類の試作から始まりましたが、現在ではミシマサイコを主力に製薬会社と契約栽培を行っており、安定した特産作物として今後も生産の拡大をはかる計画であります。

全くの新規作物を、地域の産業として軌道に乗せることは容易なことではありませんが、本町の場合、薬草という未知なものへの挑戦が、一連の新しい特産的な作目の導入に先導的な役割を果たしたものと思っております。

(2) ヘチマは、昭和61年、1haの試作から始まり7年目を迎えたが、昨年は水田転作として17haの栽培をみました。

ヘチマは古い時代から、民家の庭先などに自家用として植えられ、夏の風物詩として親しまれ、利用されてきましたが、現代人の自然志向のなかで、ヘチマの持っている素朴な風合いを生かして、台所用や浴用のタワシだけでなく、もっとデザインを工夫したら面白い商品ができるはしないかと、試行錯誤を繰り返して参りましたが、現在では浴用タオル・マット・シーツ・靴の中敷・帽子など家庭用品として、またレジャー用品として愛用して頂ける商品ができたと

自己評価しております。

今後の課題は、この商品を如何にして商業ベースに乗せ、販路拡大をはかるかということにあります。が、徹底したコスト主義とデザインの工夫によって、売りやすく、買いやすい価格と品質の向上をはかる努力が必要であると考えております。

(3) 薬草・ヘチマ・押花に次ぐ4番目の特産作物としてハーブに取り組んで参りました。

ハーブ栽培に着目したのは昭和61年でしたが、当時、県が提唱する日本一づくり運動に基づいて交付された単県補助によって、運動広場の隣接地にハーブ公園を造成しました。

ハーブとは何だろう、その名前さえ知らない時に、東京の浜野商品研究所長から町づくり構想のなかにハーブを加えることを勧められました。早速、県の指導によってハーブ公園が誕生しましたが、この公園はハーブの何ものかを町民に広く知って貰う願いとともに、本町の気候・風土に適する品種選定の場としても利用できるよう14品種を植栽しました。

以来、専門家を講師として、ハーブ料理講習会・ポプリ製作など研修を重ねた結果、町民の関心も高まり、平成3年商工会青年部の有志によって、ハーブの栽培・加工・販売を目的とした「菊鹿観光物産株式会社」が設立されました。現在19名の生産者がバジル・オレガノ等、数品種のハーブを栽培しておりますが、町としてもハーブの里づくりに積極的に取り組みたいと考えております。

具体的には、地場企業として産声をあげました、菊鹿観光物産株式会社の活動を核として、東京の卸問屋との契約栽培、さらには食品加工メーカーとの提携によるパン・クッキーの製造販売等、関係企業との連携の下に、特産工芸村の有力メンバーとしてハーブが持っている固有の明るい、異国的なイメージを町づくりに活用したいと準備を進めています。

6 特産工芸村の建設

薬草栽培に始まってヘチマ・押花・ハーブと行政としては、冒険と思われる

おし花の里をめざした町づくり

新しい産物に取り組んで、ここ数年試行錯誤を繰り返してまいりましたが、平成2年に政府が新規事業として打ち出しました、中山間地域農村活性化総合整備事業、並びに農村活性化農業構造改善事業の指定を受けて、かねて構想しておりました特産工芸村の建設を計画しました。

工芸村には農業資料館・押花館・ハーブ館・ヘチマ館・陶芸館・伝承工芸館・管理棟・売店など、生産・加工・流通の拠点となる施設を整備する計画ですが、平成4年を計画年度として5年着工を予定しております。

この工芸村は、役場庁舎に近い山林を買収し、約5万坪の面積を確保しております。造成に当たっては、最大限に自然の地形を利用するよう留意し、変化に富んだ用地のなかに、それぞれの工房を配置するよう設計を依頼しております。

工芸村建設の趣旨は、本町の特産物を単なる素材として販売することなく、加工することによって付加価値を高める地場産業の拠点として育成し、さらに、村を訪れる観光客が自分の好む工房で自ら製作を楽しめるようなスペースを用意するとともに、子供の遊び場等を整備して、家族ともども何度でも遊びに来たくなるような、楽しい安らぎのある、公園ともいるべき工芸村を作るよう計画しております。

このように工芸村の建設は、活力ある町づくりの第一目標として推進して参りました「特殊農作物と観光資源を結んだ地場産業育成構想」を集大成する事業として取り組んでおりますが、完成のあかつきには隣接する役場庁舎・公民館・体育施設等本町における行政や教育文化・スポーツの諸施設とあいまって、町内はもとより広く町外、市民との交流の場として活用されることを期待しております。

7. 観光振興

本町が豊かな緑と清流に恵まれ、貴重な文化財と観光資源を有していることはすでに述べましたが、特に町の北部県境地域は1,000m級の山岳が連なり、谷々の湧水は町の中央を貫流する内田川の水源地として「熊本名水百選」にも

選ばれている渓谷地帯となり、昭和47年自然休養村として国の指定を受けております。

指定以来、ヤマメ養魚施設・フ化施設・釣り堀・直販施設など渓谷・渓流を生かした水辺施設の整備に取り組み、さらに山村振興対策事業と単県の観光地基盤整備事業を併せて、キャンプ場として諸施設の整備をはからせて参りました。

近年、県内外からの入り込み客が増加し、夏季のシーズンには施設の収容力をはるかにオーバーする状態で対応に苦慮しております。週休二日制、自然志向の高まりなどを考えますと、入り込み客はさらに増加するものと予想されますが、道路拡張・駐車場増設・キャンプ村拡張など受け入れ態勢の整備を急がねばならないと考えております。

自然休養村事業は、過疎に悩む農山村の活性化を進め、都市との交流をはかる上で重要な役割を果たすものと思っておりますが、その目的を達成するためには、施設の適切な管理・運営が必要になります。

従って駐車場・トイレ・共同炊飯施設・管理棟などの共同利用施設は町が事業主体となって建設し、管理・運営を商工会に委託しております。バンガローは商工会、テント村・売店は地元有志が事業主体となり運営しておりますが、他にヤマメ・ニジマスの釣り堀・料理営業の3店舗があって互いに競合する面がありますので調整機関として、渓谷公園運営連絡協議会を設け協調をはかけております。

この他に観光資源として、伝教大師の開祖といわれる子授け・安産の観音として信仰の篤い相良寺がありますが、年間を通して県内外からの信者の参詣が絶えることがなく、また沿道には特別天然記念物「アイラトビカズラ」があって、5月初旬に開花する赤紫色の花は、日本国内においてここだけに見られる花として珍重されております。なお熊本県の指定文化財であります、古代山城鞠智城跡は「続日本紀」に記述される7世紀から9世紀末にかけて築城された遺跡といわれ、現在、第13次の発掘調査が行われておりますが、内城と外城からなる壮大な構えは、大和朝廷が威信をかけて造営した山城として、やがて全

容が明らかになるものと思われます。

さらに本町における観光資源の目玉として、豊富に湧出する温泉がありますが、町内に6ヶ所の泉源があって、町立の老人ホームや施設園芸の熱源として利用されている他は、旅館・保養センターなど4軒が営業しております。

本町の温泉としての歴史は古く、農閑期における湯治場として近郷の人々に親しまれてきましたが、大方の温泉地に見られるような娯楽遊興の施設もなく、昔ながらの自然のなかで、小鳥のさえずりと蛙の合唱だけが聞こえる静かな温泉郷であります。

将来も歓楽地としての温泉をめざすことなく、周辺の段々畠に梅やアンズ・桃などを植栽して文字どおりの桃源郷として整備することが、菊鹿温泉を生かす道であろうと考えております。

8 新生活運動と健康づくりの推進

飽食の時代といわれる程、かつて想像も出来なかった衣食住の生活が、当たり前の世の中になりましたが、それでも本町においては、大半の家庭が零細な農林産物収入と、兼業収入に依存しながら生活を支えているのが実態であり、年々華美に向かう生活を何とか引き締めようという動きが、公民館運動の中に取り上げられ、数年前から冠婚葬祭をはじめ、仁義・交誼に一定の基準を定め、簡素ななかに潤いのある新しい生活習慣を育てようと、公民館分館長と婦人会幹部に呼びかけて取り組んで参りましたが、所期の成果をあげるまでにいたっておりません。

運動の第二段階として、新生活運動を単なる生活の合理化に止めることなく河川の浄化、道路の美化、花いっぱい運動等、生活環境美化を町民運動として盛り上げ、物の豊かさもさることながら、心の豊かさを求める町づくりを目標として取り組んでおりますが、幸い熊本県が環境美化運動の一環として実施している「景観コンクール」に本町の一集落が最優秀賞に入賞しましたので、この集落の実績を突破口として、日本一美しい町をめざして運動を展開しようと計画を練っております。

日本は世界の中で平均寿命が最も高い国といわれておりますが、その中味が医療技術の進歩と医療制度の恩恵による延命であるとすれば、手放しで喜んでいるわけには参りません。事実、本町においては長期在宅療養者や長期入院者が年々増加傾向にあって、一人当たりの医療費も61年度において一般113,000円、老人323,000円、平成2年度には一般140,000円、老人492,000円と増加しております。それでも本町の医療費支出は、県内94市町村でも最低に近い額であります。

健康づくり運動としては、各種予防健診の徹底、食生活改善、体育協会の活動促進などによって健康に対する町民の意識向上に努力しておりますが、特に「食は命なり」といわれているとおり食生活の重要さから、減農薬・有機農業による健康で安全な農産物の生産を推進するため、有機農業振興会を組織するとともに、稻作・野菜作を対象に「有機農業展示圃」を設置して、会員の技術研修と一般農家への啓蒙に取り組んでおります。

有機農業の基本は地力の培養増進にあると考え、平成3年度事業として国の補助事業を活用し、畜産糞尿と屎尿を合併処理する有機液肥供給施設の建設、さらに堆肥工場の建設を計画しております。

これらの施設は地力増進、安全な食糧の生産のみでなく河川の浄化、環境美化にもつながることをねらいとして取り組んでおります。

9 都市と農山村の交流

都市と農山村が過密と過疎のかかわり合いの中で、互いに求めるものを補うことによって、交流が生まれるものと思いますが、本町には交流の素材となる豊かな自然の他に、押花・ヘチマ・ハーブ・山村塾・アグリーショップなど都市の人々が求める多彩な資源に恵まれております。

山村塾は昭和61年4月、10名の塾生によってスタートしましたが、平成3年4月には6期生19名を送り出すまでに成長しました。

塾生は熊本市の他、福岡・長崎・佐賀など県内外から集まった小学校3年生から6年生までの男子・女子で、原野の櫟林に囲まれた塾舎で、共同生活をし

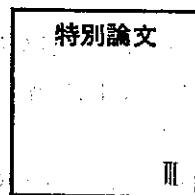
おし花の里をめざした町づくり

ながら地元の小学校に通学しております。

1ヶ月のうち5日程度を、町内の農家が里親となって受け入れ、四季折々の農作業の手伝いのなかで茶摘み・筍掘など、都会では経験出来ない自然の営みを身体で覚えて帰ることになります。

山村塾運営の成否は、塾の責任者となるリーダーに人を得るか否かによって決まるものと思いますが、本町ではすばらしいリーダーに恵まれており、町長を会長とする山村塾育成会を組織して、側面的に支援し、子供たちをかけ橋として都市との交流を強力に推進したいと考えております。

菊鹿町が取り組んで参りました、町づくりの経過と、将来の計画構想について自分ながらの考えを申し上げましたが、結論は過疎必ずしも悲観するに当たらず、むしろ、これから時代は豊かな自然に恵まれている農山村こそ、人が人間らしい生活を送ることのできる健康の邑として発展するであろうと確信をもって町づくりに献身したいと思っております。



宮崎神戸市政の研究Ⅷ

— ドイツ・マルク債 —

神戸都市問題研究所

都市経営研究会

地方外債発行の背景

ポートアイランド建設は神戸市の公共デベロッパーシステムの極致が展開されたプロジェクトであった。水深10米余の海面埋立、大量土砂運搬という建設技術の粋が凝集されたが、同時にハードのみでなく、ソフトとしての連合方式下における経営主導権の発揮、土取用地の先行取得、社会資本の集約・先行投資、そして低利・長期かつ安定資金の調達というソフトの経営基本システムが形成された。

ことに低利・長期・安定資金の確保は、開発事業が巨大・長期化するにしたがって、用地より以上に事業の成否を左右しかねない要素であった。

第1表にみるように、ポートアイランド建設費の約30パーセントは、建設利息で、利息負担が如何に大きいかを示している。しかし、高度成長期、利息負担を云々する前に巨額の資金調達そのものが、自治体にとって大きな難問だった。

そのため神戸市は起債主義をはじめ、様々な工夫を重ねて低利・長期・安定資金の調達に腐心してきた。しかし、ポートアイランドの建設資金は巨額であり、通常の資金調達システムでは不可能であった。

今日のように金融緩和が構造的に定着してしまうと、高度成長期の金融逼迫が信じがたいが、高度成長期、民間企業でも資金調達は至難の課題であった。

まして地方債許可制の縛りをかけられた地方自治体にとっては、必要資金を如何に調達していくかは事業の成否を左右したといつても過言でなかった。しかも一般事業の資金は、公社などのヤミ起債で調達するという逃げ道はあったが、公共デベロッパーが必要とする巨額の資金は、公社債のような変則的なシ

ステムでは不可能であった。

神戸市がポートアイランド建設決定後、事業化に当って最も険路となったのが資金調達であった。そのため港湾管理権の崩壊というリスクを敢えておかしてまで、公団設立を運動した究極の原因も資金調達であった。

ポートアイランドは総額5,300億円、単年度でも400億円以上の資金を要した。このような巨額の資金を地方債計画のなかで消化することは不可能で、遂に外債に求めるところになった。

戦後の地方外債は、東京都、大阪府・市、神戸市、横浜市など、かなり活発に発行されているが、神戸市は延22回、東京都の23回に匹敵する発行回数を誇っている。しかも昭和43年からほぼ一貫して発行してきている。このような継続発行こそ都市経営的視点から評価すべき点である。

法律的には昭和40年、外資受け入れ法に基づく政令で、神戸市は東京、横浜とともに外債を発行する際、政府保証を受けられる自治体指定を受けた。

しかし、資格ができたから外債が発行できるのではない。大蔵省の認可が必要であり、そのため事業の適格性がなければならない。

しかも、政府関係の許認可は何事でも厄介なもので、外債発行でもトントン拍手に運んだのではない。政府からみれば神戸市という一自治体のために無理をして外債を発行することにはためらいがあったが、外資の調達、資金の多様などの理由からやっと認証をうることができた。

許可の原因としてはこのような国レベルの外貨資金情勢に加えて、発行を想定した場合、海外市場にあっても事業の収益性につき一般的な説得性がなければならない。この点、ポートアイランドは「山、海へ行く」のキャッチフレー

第1表 ポートアイランド投資額内訳表
(土地売却原価)

項目	事業費
造成工事費	千円 41,554,566
埋立費	30,922,073
道路費	3,227,842
橋梁費	2,392,690
排水路費	799,968
公園緑地費	3,364,851
調査設計費	847,142
附帯工事費	12,866,485
負担金及分担金	25,623,226
施設整備費	6,795,269
事務費等	12,076,334
建設利息	39,143,489
計	138,059,369

高寄昇三『都市経営の戦略』21頁

第2表 外貨地方債対象事業の概要
(H2. 3. 31)

地方公共団体	対象事業名	工事期間	外債発行実績 (許可実績)	発行期間
大阪府・市	大阪港及び堺港総合整備事業	年度 32~42	400百万 D M (360億円)	37~40 (4回)
	南大阪湾岸整備事業	61~H5	400百万ドル (559億円)	62~H元 (3回)
東京都	東京港埋立造成事業	36~H2	42.5百万ドル (153億円)	39~40 (2回)
	羽田沖埋立事業	50~H4	580百万 S F (615億円)	57~ (6回)
	地下鉄		1,125百万ドル (1,744億円)	57~ (7回)
	下水道事業・羽田沖埋立事業		100百万 S F (97億円)	61~ (1回)
	地下鉄・下水道事業		500百万ドル (697億円)	61~ (3回)
神戸市	ポートアイランド建設事業	41~55	400百万 D M (374億円)	43~47 (4回)
	六甲アイランド建設事業	46~65	720百万 D M (819億円)	50~58 (7回)
	ポートアイランドⅡ期建設事業	61~H10	300百万 S F (330億円) 590百万 S F (564億円) 300百万ドル (442億円)	56~59 (3回) 61~ (4回) H元~ (2回)
	金沢地先埋立事業	43~56	300百万 D M (278億円)	43~46 (3回)
	みなとみらい21	58~64	610百万 S F (597億円)	60~ (6回)
横浜市	南本牧埋立事業		200百万ドル	H3~ (1回)

高寄昇三「地方債制度・運用の歴史—10—」『甲南経営学論集』(第32巻3号) 22頁

ズで、一般外国人にもアピールする魅力あるプロジェクトであったことが十分に配慮されたといえる。

以後、神戸市はポートアイランド、六甲アイランド、ポートアイ 2期と、次々と魅力ある事業を打出していく、神戸市外債の信用を高めていった。

しかし、このようにポートアイランド、六甲アイランドなどのプロジェクトの資金として、外債を継続して発行することは容易なことでなかった。為替相場、国際収支、金利水準など内外の金融市場を分析しながら発行・管理していくなければならない。

マスコミは神戸市のマルク債による為替差益・差損を競って報道したが、外債発行自体が神戸市の経営手腕の先見の明というより、あくまで資金に困り抜いた窮余の策という受身の対応であった。

そして為替差益もいわば怪我の功名ともいえる棚ぼた式の利得であって、神戸市の経営手腕の高さを示すものでない。しかし、神戸市はこのような強運を呼び込むだけの経営システムを成熟させていったといえる。

では一体そのような経営システムの一環としての外債の発行・運用をみてみよう。まずなぜ外債となったのかである。第1の発端は、ポートアイランドを「桟型」のふ頭方式でなく、再開発用地も生みだす「おにぎり型」の人工島方式を採用したことから資金調達の必要に迫られたことになった。

もし桟型であれば先行している摩耶埠頭のように、遂次・断続的施行でもでき、資金需要は少なく公共施設建設として政府資金の認証もえられた。しかし、それでは再開発用地（200万平方メートル、592億円）の創出は不可能となる。

すなわち外岸は防波堤事業として第三港湾建設局が国直轄事業として行い、コンテナー岸壁は阪神外貿埠頭公団が分担するとしても、内部の再開発用地造成の埋立事業は神戸市が、市単独事業で担当せざるをえない。

その資金は当然、神戸市が民間資金を調達していくことになるが、沖出し方式と異なり冲合方式は、資金調達方法も異なってくることになった。

すなわち「これまでの埋立事業のように、民間に海面を青田売りし、予納金方式でやりくりする道もないではない。しかしポート・アイランドは工期も長い。したがって、経済、社会の変動によって、どのような用途に当てる必要が生ずるかもしれない。予納金方式によって都市づくりの主導権を民間企業に奪われては、「21世紀の都市づくりはできない」といわれるよう²に予納金方式は不可能で、自力調達のみという厄介な事態となつた。

沖合人工島方式がここでも新しい問題をつくりだしていた。一難去ってまた一難といわれるよう資金調達への苦難はつづくことになる。

第2に、資金量、事業の性質からみてオーソドックスな地方債ではむずかしくなった。すなわち、総事業費2,085億円のうち、再開発用地事業を含む592億円を市単独事業として分担しなければならなかつたが、当時の逼迫した金融情勢、限られた地方債の枠内での資金調達はむずかしかつた。

当時の神戸市の起債能力は第3表にみられるように200億円で单年度でないにしても500億円の起債はシンジケート団の能力からみて不可能であった。そこで考えられたのが外債である。

1 全体としての戦後の地方外債発行は、戦後第Ⅰ期と第Ⅱ期と区分されている。第Ⅰ期（昭和30～47年）は、金融逼迫、間接金融、外貨不足を基調とする時代である。第Ⅱ期（昭和48年以降）は、純粹に市場ベースで発行していくことになった時代である。

すなわち第Ⅰ期の時期の地方外債発行は「基本的には国内の起債市場を補うという位置づけであったが、同時に年度によっては外債が外貨準備高とほぼ等しい額まで発行されていたこともある。その影響は小さくはなく、政策的な意図から国際収支の動向に左右された。すなわち、昭和40年代前半は、民間企業を中心に外債発行は徐々に増加し、昭和44年には、それまでのピークを記録したものの、昭和46年には、国際収支の大幅黒字により外貨準備高が増加し、円の切上げを招く懸念が起つた。そこで、国際収支の黒字要因となる外債発行を見合わせることが決定され、政府保証外債では、昭和47年5月の神戸市債の発行を最後に、外債発行は一時中断されることとなった」（（財）地方債協会・地方債に関する調査研究委員会『地方公共団体の外債発行の現状と課題』21～22頁）といわれている。

要するに資金条件に合せて、発行団体が外債を発行していくという金融市場の条件よりも、国全体としての国際収支などの条件が、より国策として重視された。

しかし、このように外貨事情に応じて、外債の是否を決定することは、国益とし

第3表 神戸市の起債額

(単位：億円)

年度	区分	歳入	歳出	起債額
		歳入	歳出	起債額
38		554	557	89
39		631	634	112
40		764	782	150
41		922	944	208
42		1,096	1,105	217
43		1,359	1,332	262

では当然の措置といえるが、都市自治体のごとく海面埋立を継続事業として展開しているケースでは、外債発行の突然の中止は、資金事情を大きく狂わすことにもなりかねないのである。

いざれにしろ政府も外債が欲しいので、外国金融機関が魅力あるプロジェクトとして認定するにふさわしい事業であれば、政府としても政府保証債と発行を認めていたといえる。この点、ポートアイランドの事業のユニークさ、収益性についても申分なかつた。なお、「戦後の地方外債については高寄昇三「地方債制度・運用の歴史10—戦後地方外債—」（『甲南経営学論集』第32巻3号）参照。

2 原口忠次郎『過密都市への挑戦』32頁

外債発行の功罪

このように沖出し方式による一括資金調達方式という資金繰り方式、また、資金調達量の大きさという量的問題が、外債発行へと神戸市を追い立てることになった。しかし、外債の魅力はこのように長期資金であるとともに低利資金であることであった。

いざれにせよ外債はメリットもあればデメリットもある。これらを十二分に勘案しながらタイミング良く発行していくという資金戦略が求められた。

さて、外債のメリットの1つとしては、1回の発行で多額の長期資金が調達できることである。高度成長期、1年でも早い資金調達は、それだけインフレメリットを内部化することができた。内国債、ことに地方債計画のなかで、単年度で1事業に100億円近い資金を調達することは事実上、不可能に近いことである。ポートアイランドの建設のための資金としては、第1～4回計、4億マルク、374億円が充当された。

メリットの2つとしては、国内、国外の金利水準を比較してみて、より有利な資金調達ができることがある。第4表にみられるように国内債との金利レートの差をみると、およそ0.3～0.7%である。ちなみに試算してみると、ポートアイランドの1～4回分で約15億円（1～4回）レート差益が生じている。

外債はどうしても金利については「国際金融情勢の影響を大きく受けるという問題のほか、発行団体の信用力の程度および外債発行の目的となる事業の適債性が大きなポイントとなることはいうまでもない」といわれているように、²

第4表 神戸市外債発行

区分		神戸市外債発行条件		
		クーポン 利回り	応募者 利回り	A 発行者 利回り
ドイツマルク 1回債	1968/1983	7.0	7.067	7.829
ドイツマルク 2回債	1969/1984	6.75	6.954	7.638
ドイツマルク 3回債	1971/1986	7.75	7.750	8.372
ドイツマルク 4回債	1972/1987	6.75	6.817	7.426
ドイツマルク 5回債	1975/1980	8.25	8.250	8.847
ドイツマルク 6回債	1976/1983	7.5	7.720	8.406
ドイツマルク 7回債	1977/1987	6.5	6.666	7.230
ドイツマルク 8回債	1978/1986	5.75	5.704	6.290
ドイツマルク 9回債	1979/1989	7.125	7.082	7.618
ドイツマルク 10回債	1980/1990	8.0	8.000	8.576
イスラエル 1回債	1981/1991	7.0	6.915	7.628
イスラエル 2回債	1982/1992	6.125	6.085	6.761
ドイツマルク 11回債	1983/1993	7.0	7.085	7.633
イスラエル 3回債	1984/1994	5.75	5.75	6.413
イスラエル 4回債	1987/1997	4.5	4.464	5.030
イスラエル 5回債	1987/1999	4.75	4.815	5.354
イスラエル 6回債	1988/1998	4.625	4.570	5.119
ユーロ・ドル 1回債	1989/1999	8.875	8.630	スワップ後 円コスト 5%程度
ユーロ・ドル 2回債	1990/2000	9.25	8.985	スワップ後 円コスト 6%半ば
イスラエル 7回債	1991/2001	6.375	6.204	6.704

内国債と本質的に異なる。すなわち発行団体の財政力、信用力、また、実質的に担保となる事業の収益性が反映され、完全な市場メカニズムの洗礼を受けることになる。

近年のユーロ・ドル債も表面金利は高いが、スワップ債で実質的には国内金利よりかは実質レートは低い。³

なお、神戸市の外債をみると、第1~10回までは主としてドイツマルク債を一貫して発行している。これは特にドイツマルク債が1番有利であると十分に検討の上で決定されたのではない。

条件比較表(対国内債)

国内市場公募債			国内緑故債			A-B	A-C
クーポン	応募者利回り	B 発行者利回り	クーポン	応募者利回り	C 発行者利回り		
7.3	7.441	8.029	7.3	7.684	7.807	△0.2	0.022
7.3	7.441	8.029	7.3	7.662	7.795	△0.391	△0.157
7.5	7.831	8.448	7.5	8.058	8.195	△0.076	0.177
7.1	7.207	7.786	7.1	7.425	7.543	△0.36	△0.117
9.0	9.047	9.445	9.1	9.361	9.451	△0.598	△0.604
8.5	8.639	9.039	8.6	8.950	9.047	△0.633	△0.641
7.8	7.889	8.269	7.8	8.089	8.178	△1.039	△0.948
6.2	6.281	6.629	6.2	6.463	6.546	△0.339	△0.256
7.8	7.889	8.269	7.8	8.089	8.178	△0.651	△0.56
8.9	9.042	9.450	8.9	9.256	9.353	△0.874	△0.777
7.7	8.061	8.474	7.7	8.172	8.278	△0.846	△0.65
7.6	7.822	8.216	7.6	8.005	8.104	△1.455	△1.343
7.6	7.868	8.217	7.6	8.051	8.155	△0.634	△0.522
7.2	7.461	7.053	7.2	7.641	7.743	△1.44	△1.33
5.5	5.577	5.885	5.5	5.736	5.814	△0.855	△0.784
5.0	5.151	5.455	5.0	5.306	5.391	△0.101	△0.037
4.9	4.974	5.266	4.9	5.126	5.203	△0.148	△0.085
5.0	5.037	5.333	5.0	5.194	5.268	—	—
6.5	6.624	6.959	6.5	6.793	6.887	—	—
6.7	6.741	7.067	6.7	6.911	6.977	△0.365	△0.293

当時の外債の市場は未成熟であり、日本の外貨事情の制約条件も大きく、ドル債に偏重することは好ましくないという政府レベルの配慮があった。また、金利条件よりも事業資金確保に重点がおかれていた。そのため政府の方針に沿ってドイツマルク債が最適と決定されたのである。

しかし、外貨市場が成熟してきたこと、日本の金融緩和基調が本格化し定着すると資金量よりも、金利状況が重要となり、市場は多様化・流動化を深めていく。そして神戸市の外債も昭和56年以降はスイスフラン債、ユーロ・ドル債などへと変更されていく。

神戸市がドイツマルク債を離れた背景については「日本の金利の方が低くなると為替リスクを負ってまでマルク債を出す必要がなく、またスワップもドルに比べて難じいため発行が細っていた」と説明されている。⁴

また、スイスフラン債、ユーロ・ドル債に乗換えた時についても、一般的な外貨状況として「スイス市場と他市場の金利格差が大きかったため、急増した我が国の資金需要がスイス市場に向かったことによると考えられる。昭和59年度以降はスワップ債が可能になり、より低利かつ円債務が確定できること等からユーロ市場へ流れたため減少している」と説明されている。⁵

もっとも資金調達を市場メカニズムで行う以上、金利動向を判断基準として多様な市場で発行すべきといえる。しかし、一方、発行条件に発行団体からみると、有利に越したことはないが、長期継続して行うとなると、必ずしもそのような条件にこだわることが有利でないといわれている。⁶

要するに、流通条件も考えて、当該地方外債の「知名度や過去の良好な実績等、発行体自身に対する評価をかなり重視するという特徴がある。したがってこのような方法によって、発行体自身の評価を向上させること」がきわめて重要なのである。⁷

外債はこのように長期・低利であるが、必ずしも安定資金でないという欠点がある。第1に、政府保証債の外債ということは、国内債に比べてやはり不安定な資金であった。神戸市は結果的には毎年の如く、第4表のように延22回にわたって外債を発行していくが、継続発行への途は決して平坦ではなかった。

まず、外債特有の不安定として金利・資金市場の変動がある。第3回発行の目前にしてドイツマルク金融市場の混乱に見舞われる。また、第4回発行も為替相場の変動に遭遇し、様子を見合せることになる。⁸⁹

このようなドイツ市場の変動に波乗りのような格好で、第1～4回まで発行し、資金ショートを凌いできたが、第5回発行は決定的な政策変更に直面することになる。

すなわち昭和47年に入ると、日本の外貨事情は好転し、外資導入となる外債発行はマイナス的要因となってきた。そのため神戸市のマルク債の継続発行も

中断の憂き目をみる。第4表にみられるように第4回債と第5回債の間に3年間の空白がある。

すなわち、48、49年度は貿易黒字基調が確定し「これ以上、国内の過剰流動性を高める外債は好ましくない」との大蔵省の方針でストップさせられてしまった。

ポートアイランドにつづいて六甲アイランドの建設資金として予定していた神戸市にとっては大きく資金調達が狂ってしまった。国内資金の枠の拡大はあったが焼け石に水で、どうしても外債調達が事業者としては必要であった。

ことにスタートしてしまっている六甲アイランド債の資金計画が全く狂ってしまい、事業断念も覚悟しなければならない窮地に立たされた。

また、この時期、対政府交渉をするには政治的には最悪の時であった。昭和48年に空港建設をめぐって保革激突し、革新首長として宮崎市長は政権を継続¹⁰することになったが、その政治的後遺症は残されたままであった。

しかし、昭和50年を迎える頃には、国際金融に対する政府の対応も変化の兆しがみえ、外貨市場も落着きをとり戻してきた。そして政治的対立のしこりも徐々に薄らいでいた。

このような潮流の変化をみて、宮崎市長は政治交渉に入り、やっと認証を取りつける。¹¹ この時の神戸外債は結局、政府保証債であるが私募債という変則で起債されることになったが、六甲アイランド事業はまさに企業的事業となつた。

1 地方外債は地方債資金の不足に喘ぐ地方自治体にとって、資金量そのものだけでみても、かなりメリットの大きいものであるが、一般的には次のようにいわれている（地方債制度研究会編『地方債』（昭和61年改訂版）114頁）。

① 低コスト：内外の金利情勢により、適切なタイミングを选べば、金利面で国内債より有利な資金調達が図れる。

② 量的メリット：広く国外に資金を求めるこにより、大量の資金調達が可能となる。

③ 質的メリット：外債は、発行条件、償還期限、償還方法などの点で、国内の起債に比べ選択範囲が広く、資金調達者のニーズに合致した発行形態を採用できる。

- ④ 資金調達の多様化：国内のみならず海外にも資金を求める事により、「資金調達ルートの多様化を図ることができる。
- ⑤ P R効果：外債発行を通じて、発行団体の国際的知名度を高めるとともに、観光や貿易振興の一助となる」
- 地方外債のメリットは以上のように大きいが、メリットばかりでなく、その裏側はデメリットがつきまとわのであり、一般的には次のようにいわれている（地方債制度研究会前掲書 114頁）。
- 「① 為替リスクの発生：外債の元金償還や利払いの際に為替リスクを伴う。
- ② 事務コスト：関係情報の収集分析や事務処理等に手間がかかる上、起債地の法令、慣習等について高度の知識や語学力、交渉力が必要とされる。
- ③ 不確実性：起債市場の動向によっては、当初予定していた起債が出来ないことがあり、国内市場に比べ、資金調達の安定性、確実性の点で劣ること」
- 2 地方債制度研究会前掲書 100頁
- 3 ヨーロドル債はいわゆるスワップ債で、米国資金の借入表と日本円とドルを交換するので表面金利が8～9%であっても、円・ドル交換によって実質的円ベースでは国内市場・縁故債よりも低い利回りとなっている。
- 4・5 (財)地方債協会前掲書25頁
- 6 「発行体の立場からいえば発行コストは低いほどよいが、発行条件が投資家からみると厳しすぎると（例えば応募者利回りが、市場の環境から判断して低すぎる）、債券の流通価格が低下する恐れがあり、逆に甘すぎると発行体の評価が下がる恐れがある。このように、発行条件の決定に際しては市場の環境を十分に考慮しなければ、当該債券の流動性が低下するだけではなく、発行体自身の評価を下げ、次回以降の発行条件にも悪影響を及ぼす恐れがあるのである」((財)地方債協会前掲書44頁)。
- 7 (財)地方債協会前掲書44頁
- 8 この間の情勢について宮崎市長は「マルク市場の問題でございますが、ご承知のように、ことしの年初に国際金融情勢が非常に悪くなりまして、ドイツのマルク市場は閉鎖されました。そのためドイツでは、外債その他が募集できない状況に一時相なりました。アメリカにおきましては、ドル防衛のために金を外に出すこと非常にむづかしいっておりますし、利子平衡税の関係等がござりまして、アメリカで起債するということは、現在困難であります。ユーロドラーの面については、若干そういう望みはございますけれども、これは金利が非常に高いものであります、1割を越すような状態でございます。そういうことを考えますと、どうしてもドイツ市場でもって起債するということが一番有利なわけであります、最近ようやくドイツの起債市場も再開をしてまいりまして、日本では興銀債がこの9月に8.5%でもって出されたのであります。それから、11月にはおそらく長銀債が出されるこ

- とになろうと思います。したがって、引き続いて何とかわれわれのほうも起債できるのではなかろうかという期待を持っておりまして、現在それについて関係方面にお願いを申し上げてあるようなわけでございます」（昭和45年9月29日市議会本会議）と説明している。
- 9 この時期の情勢については「これら4回の発行は必ずしも順調におこなわれたのではなかった。第3回債の場合、昭和45年に入つて西独市場の金利の高騰、また、日本の国際収支の大幅な好転により、外国からさらに資金を借りるのは問題があるなどの大蔵省の判断もあって、昭和46年2月まで発行を見合わせていた。また第4回債も昭和46年に発行する予定であったが、ドイツマルクの変動相場制への移行や、マルクの切り上げなど国際通貨不安が続いていたため、昭和46年3月31日付で、枠外短期国債98億3,600万円を借り入れ、昭和47年5月1日第4回マルク債発行までの資金つなぎとした」（ポートアイランド建設史編集委員会『ポートアイランド・海上都市建設15年』392頁）と説明されている。
- 10 この間の情勢については「48年10月の市長選で、宮崎は革新候補として出馬し、保守が総力を結集して支援した砂田重民を破っている。政府、自民党に弓を引く革新自治体に協力できるか、との声も聞こえてくる。『もう外債を利用できないかもしれない』そんな声が序内に充満した。
- 宮崎は、事務折衝を続けるよう部下に指示した後、マルク債について一切、口にしなかった。
- 外債発行は一度途切れると、次からの交渉が非常に難しくなる。それより、金利が1～2%も高い内国債を利用すれば、六甲アイランド建設は極めて高いものになってしまふ。最悪の場合は中断もあり得た。悲観的な見通しは、神戸財界にも広がり、革新自治体と政府の関係をだれもが息をのんで見守った。『今は石油ショックの上、世界的にも総需要抑制ムードが充満している。雨の日もあれば、「晴れる日もある。がまんのしどきだ」と宮崎は自分自身に言い聞かせていた』（山口東『都市を創った男』52～53頁一以下、宮崎前掲書IV一）と説明されている。
- 11 この苦しい時間待ちと政治状態の下での外債発行への認可をとるための舞台裏の経過は次のように説明されている（宮崎前掲書IV53～54頁）。
- 「50年1月。宮崎はようやく重い腰を上げた。『三木武夫総理に会つて直談判したいのだが……』東京にいる河本敏夫に電話をかけた。河本は三木派の大幹部。面談の結束を取り付けると、宮崎はさっそく首相官邸を訪ねた。……宮崎は三木に会うと、まず首相就任のお祝いを述べた。……あいさつが終わると、すぐに外債の話に移った。
- 『六甲アイランドは、ポートアイランドに次ぐ人工島で、神戸市の浮沈をかけた大事業です。ポートアイランド造成では利率の低いマルク債を利用させてもらって

いますが、引き続き六甲アイランドでも御支援をお願いします』

三木は応接セットのソファーに深々と体を沈め、目を閉じていた。宮崎の説明が終わると、『河本君からもよく聞いています。経企庁長官の福田さんに相談してほしい』と答えた。期待が大きかっただけに、素っけない感じがしないでもなかったが帰り際、三木は、『ちょっと待ってください』と自ら電話をとり、福田に取りついだ。

宮崎は首相官邸から九段の議員会館に回った。兵庫県3区選出の衆院議員で福田派の幹部・渡海元三郎を訪ね、側面からの協力を求めた。『行政と違って、政治の世界は根回しが肝心だよ』と随行の秘書に話した。

翌日、福田は経企庁長官室で気さくに面談してくれた。『渡海君は、高校時代の君の後輩だったのですね』と軽いやりとりの後、『ところで外債の件だが、幸い、西ドイツ側も好意的のことだ。結構なことではないですか。考えてみましょう』と支援を約束した。実力者のツルの一聲だ。ほぼ絶望的とみられたマルク債発行は再び浮上した。

その足で陳情に回った大蔵省の幹部たちは『ルール違反は困りますよ』と冷たかった。福田に陳情したという話が、早くも伝わっていたのだ。宮崎は同じ役人出身だけに、幹部たちの悔しがる気持ちがよく理解できた。裏工作は、むしろ嫌いだった。しかし、数日後、大蔵省と自治省からゴーサインが届いた時、『政治は力だ』と思わずにはいられなかった

地方外債と為替変動

地方外債にはこのように継続発行がむずかしいという欠点があったが、第2が、為替相場の変動である外債は資金量・金利などにあって、国内資金よりも相対的には有利であるが、そのアキレス腱は為替変動である。一步、対応を誤ると耐えがたい為替差損をもたらす。

神戸市は公共団体としてこのような為替相場に対するノウハウは当然もっていなかったし、当時、日本全体が固定相場制に慣れており、変動相場制への対応は決して万全ではなかった。

神戸市はその後、ドイツマルク債がこの為替相場の変動に巻き込まれ、当初40億円近い大きな為替差損に見舞われる破目になる。それは第5表にみられるように、第1～3回マルク債は3年据置、12年分割払、第4・5回債は5年据置、10年分割払であった。第7表にみられるように昭和43年90円、44～47年95

第5表 神戸市ドイツマルク債償還条件

事項	発行日	発行額	償還期間 (据置)
第1回ドイツマルク債	43. 6. 1	90億円	15(3)年
第2回ドイツマルク債	44. 5. 1	90億円	15(3)
第3回ドイツマルク債	46. 2. 1	98億円	15(5)
第4回ドイツマルク債	47. 5. 1	96億円	15(5)
第5回ドイツマルク債	50. 6. 1	62億円	5(一括)
第6回ドイツマルク債	51. 6. 1	115億円	7(一括)
第7回ドイツマルク債	52. 6. 1	116億円	10(一括)
第8回ドイツマルク債	53. 7. 1	98億円	8(一括)
第9回ドイツマルク債	54. 10. 1	185億円	10(一括)
第10回ドイツマルク債	55. 7. 1	123億円	10(一括)

~98円であったマルク相場は、48年には103円、49年124円、そして53年には197円と暴騰していく。

神戸市はその結果、90円で借りたものを125円と4割近い負担増で償還せざるをえないという苦渋を強いられる。もし、このような状況を放置していれば197円という2倍近い負担、金利も加えると借入金の4倍という途方もない損失を被ることになったであろう。

当初は神戸市は為替相場は固定相場制という先入観があり、為替リスクに対する危機管理意識は希薄だった。制度的にも先物予約などの防衛措置はいろいろの制約がありむずかしかったが、昭和55年、外国為替法の改正などがあり、リスクヘッジはやりやすくなった。

しかし、その後、外貨市場は次第に変動相場制に移行しつつあったが、神戸市はマルクについて拱手傍観のままであったが、先にみたように、昭和55年1月、マルク債は138円95銭という急騰があり、神戸市は巨額の損失を被ることになる。

この被害に憲りた神戸市は、以後は積極的に為替変動のリスクを回避する手段として長期先物為替予約を活用することになり、第6表にあるような条件で先物決済を済ませた。これによって生じた為替差益は、164億円である。

第6表 為替差益の状況

(元.12月末現在)

	第5回 マルク 債	第6回 マルク 債	第7回 マルク 債	第8回 マルク 債	第9回 マルク 債	第10回 マルク 債	第11回 マルク 債	第2回 イスラ ン債	第3回 イスラ ン債	計
発行額	5千万 DM	1億 DM	1億 DM	1億 DM	1億 5千万 DM	1億 DM	1億 2千万 DM	1億 SF	1億 SF	—
償還日	55.6.1	58.6.1	62.6.1	61.7.1	元.10.1	2.7.1	5.6.1	4.5.25	6.11.5	—
為替金額	—	—	—	—	—	7,000万 DM	6,300万 DM	140万 SF	500万 SF	—
予約レート	円 129.76	円 93.24	円 84.52	円 88.06	円 81.84	円 82.33	円 75.52	円 79.99	円 88.07	—
入レート	円 124.39	円 115.48	円 115.64	円 98.49	円 123.12	円 122.84	円 94.03	円 121.16	円 97.23	—
為替差益	百万円 △268	百万円 2,224	百万円 3,112	百万円 1,043	百万円 6,192	百万円 2,835	百万円 1,166	百万円 58	百万円 46	百万円 16,408

ドイツマルク第5回債 △ 268百万円、第6回債の2,224百万円、第7回債の3,112百万円、第8回債の1,043百万円、第9回債の6,192百万円、イスラエル第2回債の58百万円、第3回債の46百万円は実現済。ドイツマルク第10・11回債の4,001百万円は、未実現。

このような為替相場でいわゆるディーラーとして為替を稼ぐことは、地方自治体としてはなすべきではない。しかし、現に所有している外債の返済負担を可能な限り軽くすることは、市民に対する財政責任であり、一般的にも善管義務に相当する。

神戸市の為替相場も、先にみたように53年の損失によっていわば正当防衛として開始された。しかし、このような為替予約の決定ということとは、およそ地方自治体の財務管理的発想からは隔絶した世界であり、熱いドラマの展開であった。¹ たとえば、市長の「市長の仕事は、市長の仕事だ」との言葉が、このあたりで

第7表にみるように極端なケースは2倍の変動があり、1年でも2~3割は変動する。その変動の波の間隙をぬって売買を決め利益を捻出することは神技に近いともいえるのである。

この点につき、先の『ポートアイランド—海上都市建設の15年』は、「これ

は世界の経済情勢によって、大

きく左右されるため、最終的に
差損ができるか、差益ができるか、
将来予測がきわめてむずかしい
問題である」とのべている。²

しかしこのようにマルク債は
その後の日本経済の変動要因も
あり上下に激しく動いたので、
より安定的でより低利の外國資
金を求めて、昭和56年にはスイ
スフラン債、平成元年にはユー
ロ・ドル債と資金源を変更して
いる。

もっとも今日のドル安の現象
をとらえて、なぜドル建債にし

なかつたという批判がある。しかし、「外債発行を計画した昭和40年当時はドルも強かったし、政府としても外債市場がドルに偏るのは好ましくなく、マルク市場を開拓する必要もあったからである。自治体債としてはちょうど、大阪府・市債の後を引き継ぐ意味もあってマルク債に決まった」という外債事情があった。³

ともあれ外債という特殊な性格の資金、変動要素のある資金という性質をむしろ逆利用することによってメリットを追求し、デメリットを回避するしか残された方策はないのである。もっとも外債にともなう為替リスクの予防策は為替ヘッジや先物予約によってほぼ解消されつつあり、外債のメリットは大きくなりつつある。

さらに外債には海外でのPR効果、すなわち知名度の向上につながるという効果がある。外国貨物を求めて内外各港としのぎを削っている貿易港としては無視できない効果である。

第7表 ドイツマルク相場

年次	レート	年次	レート
1968	円 錢 90.00	1985	円 錢 82.14
1969	98.36	1986	83.32
1970	98.36	1987	78.32
1971	95.58	1988	71.14
1972	95.58	1989	
1973	103.57	1月	68.83
1974	124.80	2月	69.66
1975	116.57	3月	69.59
1976	124.12	4月	70.41
1977	114.42	5月	71.96
1978	197.03	6月	73.80
1979	138.88	7月	74.18
1980	102.84	8月	73.44
1981	97.97	9月	74.42
1982	98.88	10月	77.29
1983	85.13	11月	80.29
1984	79.59	12月	84.78

資料『日本統計年鑑』

ことに神戸港のPRは、ポートセールスを行っている神戸市としては是非ともそのPR効果によって貨物集積を図っていきたい。そのためには外債発行の信用を博していくなければならない。もし償還不能ともなれば国際問題と発展するのみでなく、神戸市の信用は一夜にして凋落してしまう。

幸い神戸市の外債は、周囲をコンテナーふ頭にし、内部に海上都市を建設していくというユニークさと収益性によって好評をえて、神戸市のPRに大きく寄与していった。⁴

- 1 神戸市の実際の為替先物予約は、次のようにマスコミは伝えている（神戸新聞「都市経営は今—8」平成元年6月10日）。

「1月19日、西ドイツが公定歩合を0.5%引き上げ。2月9日、米・ブッシュ大統領が予算教書を発表、一時的にドルが売られる。」

神戸市理財局財務課の山田孝浩(27)は、年明けからこんな為替の変動要素を追っていた。ドイツ・マルクの円に対する相場が下がり始めており、底を打った時に、すかさず為替先物予約をするためだ。タイミングを逃せば、その分、市の懐にマイナスとしてはね返る。

2月13日、東京の外為市場で1マルク68円60銭の史上最安値が出た。同17日、上司の公債担当主幹・南一郎(41)が『よし、これで行こう』と声をあげた。銀行から入った情報に『今が底』と判断したのだ。その日、神戸市は『65円15銭』のレートで300万マルクを為替予約した。その後南が予想した通り、マルクは値を再び上げていく。

こうして同市は、8,700万円近くの為替差益を得た。手にした差益総額は143億5,000万円。『マルク安の傾向が長く続いているおかげ』と話す南のほおも、緩みがちになる」

- 2 ポートアイランド建設史編集委員会『ポートアイランド—海上都市建設の15年』391頁
- 3 宮崎前掲書Ⅲ156頁
- 4 「西ドイツ・フランクフルト市のドイツ銀行での外債募集説明会会場は、階段教室のような会議室でしたな。銀行幹部相手にカラー映画でポートアイランドの完成予想図やコンセプトを説明した。」

平地ばかりのヨーロッパでは、『山を削った土で、海を埋め立てる』という発想が新鮮だったんだろう。感心してましたね。ドイツ銀行にしても公募する際に、『山、海へ行く』というキャッチフレーズは投資家にアピールしやすいと思ったん

でしょう。とんとん拍子で話が進んだ。……

外債発行を長続きさせるコツは、いかに魅力的な事業を継続していくかということ。夢があって実現性があれば、投資家も飛びついてくれるし、企業も進出に意欲を示す。他の市が神戸にならって外債発行を画策しながら、うまくいかなかったのは、魅力ある事業を次々に提案できなかつたから。

カネがあれば、何でもできるのではなく、アイデアときちんとした計画さえあれば、カネはあとからついてくるものだ」（毎日新聞『街を創る—22—』平成2年7月11日）。

潮流

脳死臨調答申

国道43号訴訟大阪高裁判決

“こうべ”の市民福祉総合計画

学校 5 日 制

■脳死臨調答申

1 概要

脳死の定義や臓器移植の問題点、脳死者からの移植をめぐる医学界の状況などを整理し、死の判定に関する国民の合意点を探ること目的として平成2年3月より2年間、23回にわたって審議を行ってきた首相の諮問機関「臨時脳死及び臓器移植調査会」（脳死臨調、委員長永井道雄元文相）は、平成4年1月、脳死を基本的には人の死とし、脳死者からの臓器移植を認める最終意見を宮沢首相に答申した。臓器移植については、全員がその良識ある推進で一致したが、脳死については両論併記となり、容認が多数意見ながら、反対とする少数意見も付記された。

2 背景

脳死とは、事故や病気により、脳の機能が不可逆的に失われた状態をいう。従来、①心臓停止、②呼吸停止、③瞳孔拡大の3兆候をもって死の判定は行われてきた。しかし、心臓、肝臓などの移植には、脳死状態で摘出する臓器が不可欠なため、臓器移植を進める立場からは脳死を人の死と認めることが強く求められていた。厚生省研究班は、昭和60年12月、脳死判定の基準として、①深い昏睡、②自発的呼吸停止、③瞳孔拡大、④脳幹反射の喪失、⑤平坦脳波、

⑥以上が6時間継続、の6項目を発表し、日本医師会生命倫理懇談会も、昭和63年1月、脳死を個体死と認め、臓器移植を承認するとの報告をまとめた。しかし、脳死判定基準の妥当性や信頼性への疑問、その背景にある医療不信、さらには日本人の生死観とのかかわりなど脳死をめぐっては多くの問題が存在するため、脳死を死とするには社会的合意が必要となっていた。

3 答申の概要

答申は「脳死をめぐる諸問題」「臓器移植をめぐる諸問題」「脳死・臓器移植問題と医療に対する信頼の確保」の第1章から第3章と、少数意見である「『脳死』を『人の死』とすることに賛同しない立場で」の第4章によって構成されており、その主なポイントは次のとおりとなっている。

(1) 脳死判定について

脳死判定の厚生省研究班の竹内基準を妥当とした。ただ判定に際しては、移植医を除く2人以上の専門医が当たるほか、社会の安心感を強めるため補助検査を取り入れるなど判定結果をより良く目に見えるものとする努力が必要であるとした。また、現在対象外の6歳未満の小児の脳死判定方法についても検討すべきであるとした。

(2) 脳死の社会的合意について

全般的には国民の脳死についての理解は

次第に深まってきており、問題の性格上、国民の中にある程度の反対意見はあるものの、こうした国民感情も今後、かなりの程度解消されることも予想されるため、脳死を人の死とすることについては概ね社会的に受容され合意されているとした。

(3) 脣器提供の承諾について

善意・任意の臓器提供意思に基づき、移植を必要とする人が一人でも多く救済される方法を考えていくことが基本方向であるとして移植医療を評価する一方、臓器提供の承諾については、本人の意思を近親者の意思に優先させ最大限に尊重すべきとした。また、本人の承諾が文書でなされていない場合でも近親者が本人の提供の意思を認めているときには提供できるとした。

ただこうした場合に近親者に対して不当な圧力がかかることのないよう第3者によるチェックを行う仕組みを取り入れるべきであるとした。

(4) インフォームド・コンセントについて

臓器移植を進めるうえでインフォームド・コンセント（十分な説明と患者の同意）が形式的なものではなく実質的にも十分得られるような配慮がなされるべきであり、そのため標準的な様式、手順を策定し、その普及を図るべきであるとした。

(5) 移植機会の公平性確保について

移植患者の選択にあたっては厳密な基準が適用されなければならず、移植機会の公平性を確保するためには、①すべての施設に共通する選択基準の設定、②地域的格差の是正、③高度先進医療も含めた医療保険の適用など費用負担面での必要な措置を図るとともに、④国際的な視野に立った臓器

提供の相互的関係の構築についても必要性を指摘した。

(6) 臓器移植ネットワーク整備について

多くの臓器を対象とした統一的かつ全国的な移植ネットワークの整備が不可欠であるとし、また、臓器の緊急輸送体制の整備についても検討すべきとした。その際、ネットワークの乱立を避けるとともに、移植医療の円滑な推進を図るためコーディネーターを重点的に養成すべきであるとした。

(7) 情報公開について

各施設は臓器移植に関する記録を完備し、必要に応じて患者らに説明しうる体制を整備するとともに、独立・公正な審査委員会への記録の開示や調査協力を義務付けることが不可欠であるとした。

(8) 法整備について

臓器移植は法律がなくとも可能しながらも、包括的な臓器移植法（仮称）を制定することが望ましいとした。

(9) 脳死を人の死としない立場から

答申の第4章は、脳死を人の死とは認められないという少数意見の立場からまとめられた。すなわち脳死の判定は、医学にのみその特権があるのでなく、全国民の英知によって解決されるべきとしたうえで、生命は有機体的統一でありそれをつかさどる器官は脳であるとする多数意見には論理の飛躍があること、また脳死を認めると人権侵害を招きやすいこと、さらに脳死を人の死とする社会的合意も依然形成されたといえる状況にはないことなどを指摘した。

4 今後の課題

この答申により、わが国でも本格的な移植医療の普及へと踏み出すこととなった。

今後は、臓器移植ネットワークの整備など移植体制づくりが急務となり、政府においてもこの答申を受け、関係各省庁の協議により臓器移植立法の制定準備を行うとともに、厚生省においては移植条件の整備、法務省においては刑法上の解釈作業を進めていくことが求められる。しかし、移植医療にとって何よりも重要なことは、脳死判定や移植への不安の背景にある根強い医療不信を解消することである。医療倫理の確立こそが、国民の理解と協力が不可欠となる移植医療を推進していくうえで最も強く求められている。

■国道43号訴訟大阪高裁判決

1 訴訟の経緯

大阪空港、名古屋新幹線訴訟と並ぶ、三大交通公害訴訟のひとつである。国道43号訴訟は、国道43号と高架の阪神高速神戸線沿線に住む、尼崎、西宮、芦屋、神戸4市の住民152人が、国と阪神高速道路公団を相手取り、①許容限度以上の公害を発生する自動車の走行差し止め、②過去の被害に対する1人一律225万円の損害賠償、③将来の損害につき、1人月額3万円の支払いを求め、昭和51年8月に、全国初の道路公害訴訟として提訴したもの。

一審・神戸地裁は、昭和61年7月、①本件道路から20メートル以内は、一律に受忍限度を超す違法な侵害状態が存在しているとし、被告に、原告121人に対して、過去の損害賠償額約1億5千万円の支払いを命じた。②自動車の走行差し止めは却下。③将来の損害賠償支払いも却下した。

それに対し、原告、被告とも控訴したも

の。控訴審での原告は130人であり、請求額は7億5千万円である。

2 大阪高裁判決の骨子

平成4年2月20日に、大阪高裁で判決がなされた。

①人格権に基づく差し止め請求の訴えは適法で、重要な法益の侵害がある限り、差し止め請求権は派生するとしたが、請求には理由が無いとして、棄却した。

②損害賠償請求は、騒音被害につき、敷地におけるLeq（等価騒音レベル）が65以上の原告らについては、距離の遠近にかかわらず、そしてLeq 60を超える原告らについては、距離が20メートル以内の場合に、また浮遊粒子状物質につき、20メートル以内の原告らについて、いずれも受忍限度を超える被害が生じており、被告らは国賠法2条1項の責任を負う。

③排ガス、振動が直接沿道住民に被害を与えていたとは認められない。原告らの共通の被害として把握されるのは、健康被害にまでは至らないものの、それに近接した段階の生活妨害であるとした。

④損害額の算定は、グループ別に行い、原告130人のうち、認容された者123人、1人当たり304万5千万から53万9千円、認容額は、一審より8,300万円多い、2億3,300万円である。

⑤損害の将来請求については、権利保護の要件を欠くものとして却下した。

⑥公共性については、本件道路の公共性、経済的有効性は、原告の犠牲の上に成り立っており、無視できない不公平が生じているとした。

3 大阪高裁判決の意義

①一審が却下した、差し止め請求に対して、結論は請求棄却としたものの、住民側に人格権に基づく差し止め請求権を認め、被害が重大であれば発生を食い止める措置を命じ得るとの可能性を認めた。このことは、航空行政権を持ち出し、夜間の航空機離着陸の停止を求めた訴えを却下した大阪空港訴訟の最高裁大法廷判決との関係が、今後論議を呼ぼう。

②沿線住民の道路公害に対する、心理的、情緒的側面を非常に重視し、社会生活上、受容限度を超える被害があると認めたことは、「公共性」の大義名分の下に、住民に犠牲を強いている道路行政の現状に対して、司法が「生活重視」の立場から一定のクギをさしたものとみることができる。

これらから、公害裁判などでは、ともすれば、被害者救済の観点が弱まってきたのではないかと危惧されていた中で、幹線道路の環境対策の不十分さを指摘した今回の判決の意義は大きいと言える。

4 今後の展望

上告がなされた場合、最高裁が、どのような判断を下すのかが注目されるが、「生活重視」の視点からの被害者救済の流れが損なわれないことが望まれる。

また、我が国の自動車保有台数は、国民2人に1台の6,050万台に達している。今回舞台となった幹線道は、1日20万2千台が通行、その内、NO₂の発生源となる大型車は3割近い。大都市圏の幹線道は、どこも同じような環境悪化に喘いでいる。地球規模の環境問題が大きく取り沙汰されているこの時期に今回の判決がなされたことは、極めて今日的な意義を持つと言えよう。

国・公団側は、これまでに、沿道民家の防音工事に142億円を投じ、さらに当初10車線あったのを8車線に減らす異例の措置を取り、「道路管理者として、可能な限りの公害防止対策を実施した」と主張していたが、判決では、公害防止対策の遅れを指弾した上で、対策が十分なものでは無いとした。さらに、国道43号の被害が、全国最上位では無いことを認め、他にも違法状態の道路が多数存在することを指摘した。このことが、同様な他の幹線道路に及ぼす影響は、計り知れないものであると言える。

国側は、判決の教訓を素直に受け止め、幹線道沿道整備法による防音ビルの建設促進や、大型車を中心の総量規制、物流システムの見直し、大型ディーゼル車の排ガス対策など総合的な対策を推進すべきだろう。

また、この訴訟は、控訴審判決までに15年半の年月を要した。公害訴訟は、原告が多数に及ぶので、長期化の側面はあるが、長期裁判は、司法による救済の実効性を減退させるものであることに鑑み、集中審理による訴訟の迅速化に努めるべきであろう。

■ “こうべ”の市民福祉総合計画

1 計画策定の趣旨

「新・“こうべ”の市民福祉計画」が平成3年度をもって終了するのに伴い、これまで以上に総合的な行政を推進する視点から、新たに2001年を目標とし平成4～13年度を計画期間とする「“こうべの市民福祉総合計画」が策定され、平成4年2月に発表された。

具体的施策の計画期間を平成4～8年度の5カ年（「前期実施計画」）とし、社会情

勢等に著しい変化があるときは、計画の方向づけについて再検討を加え、必要に応じて計画の見直しを行うことになっている。

また、高齢者福祉、障害者福祉の視点から施策を体系的により具体化して盛り込んだ「高齢者福祉計画」、「障害者福祉計画」を「市民福祉総合計画」の実施計画として併せて策定している。

2 計画の基本的性格

(1) 「神戸市民の福祉をまもる条例」にもとづき、市の果たすべき責務を具体的に明示するとともに、市民や事業者の役割を示すことにより、市民福祉の体系的・総合的推進を図ろうとするもの。

(2) 「第3次神戸市総合基本計画」「神戸市都市環境基準」の考え方にとって、市民福祉に関する部分を対象にした中期計画とその実施計画。

3 計画の構成

第1部 総論

福祉水準設定にあたっての基本的視点を明らかにしている。

第1章 計画策定の基本的視点

基本的視点については、「神戸市市民福祉調査委員会」の答申(平成3年11月25日)の趣旨を反映させるとともに前計画との継続性も考慮している。

(1) 基本目標 「ともに創る安心とゆとりのある福祉都市をめざして」

市、市民及び事業者の連携により、市民一人ひとりに生涯を通じて基礎的な生活の安定が確保され、安心とゆとりのある暮らしが実現される福祉都市をめざす。

(2) 基本原則

① 市民の生活観の尊重

市民の生活観に沿った多様な選択の可能性を確保し、生活の質的充実を図る方向で、市民の生活全体や生涯を見通した視点から施策の総合化を図る。

② 家庭・地域社会の重視

すべての市民が住みなれた家庭や地域で生活できるよう施策の展開を図るとともに、良好な地域社会の形成に向けて条件整備を進める。

③ 市、市民及び事業者の連携

市民の多様なニーズに対応するため、市が基礎的な生活の安定に努めるとともに、市民、事業者の参加と協働のもとに市民福祉の向上に努める。

(3) 施策の基本的方向

以上の基本目標、基本原則にしたがい、次のような方向で施策を積極的に推進することにより、市民一人ひとりが「やさしさ」と「ぬくもり」を実感できる「アーバンリゾート都市」の基盤づくりをめざす。

① 地域福祉の推進

ア. 在宅福祉の推進

イ. 地域に開かれた施設福祉の展開

ウ. 地域福祉活動の推進

② 市民福祉を支える人材の養成と確保

市民福祉を支える幅広い人材の量的な確保及び質的な向上を図るために、中長期的視点に立った人材の養成及び確保施策の展開に努める。

③ 市、市民及び事業者の連携による福

祉活動の展開

市、市民及び事業者の連携による福祉活動が家庭、地域、学校、職域などの日常生活の場で実践的に取り組めるよう、市民や事業者の福祉活動を支援していく。

- ④ 生活環境の整備
 - ア：福祉施設等の整備
 - イ：福祉社会に対応した住宅の確保
 - ウ：都市における福祉環境の整備
 - ⑤ 生きがいのある市民生活の実現

市民が自らのライフスタイルにそった多様な自己実現が可能となり生活の質的な向上が図れるよう条件整備を図る。
- 第2章 福祉都市づくりを進める市、市民及び事業者の役割
(省略)
- 第3章 福祉都市づくりを進める主要プロジェクトの実施
- (1) 市民生活を支える保健・福祉サービスの整備

在宅サービスの拡充と福祉施設等の整備
 - (2) 市民に利用しやすい保健・福祉総合サービスシステムの整備

区レベルで、相談からサービスの提供まで一貫した援助ができる保健・福祉の総合的なサービス供給システムを整備する。
 - (3) 市民福祉を支える人材の確保

福祉人材確保計画の策定、(仮称)市民福祉大学の整備、福祉人材バンクの設置、私立看護大学の設置 等
 - (4) 地域特性を生かした地域福祉活動の推進

区社会福祉協議会の法人化・強化、福祉活動専門員の配置、地域福祉推進基金の造成、(仮称)こうべまちづくり会館の整備等
 - (5) 活きいきと暮らせるまちづくり

玉津福祉ゾーンの整備、健康ライフプラザの建設、ガイドヘルパーネットワーク事

業の創設、名谷未来都市下水道モデル事業の実施 等

第2部 各論

すべての市民が安心で快適な生活を確保するためには、市民福祉条例の体系に沿うとともに、生活の機能的側面に着目した施策の体系化が必要であると考え、「福祉のまちづくり」、「健康の保障」、「教育の保障」、「労働の保障」、「住宅の保障」、「家庭機能の維持」、「地域社会の育成」の7本柱に分類し、各柱ごとに「基本目標」、「施策体系」、「施策展開」、さらに「施策展開」では「基本目標」の主要施策ごとに「現状と課題」「施策目標」「前期実施計画」とで構成している。

■学校5日制

明治以来続いてきた学校6日制が平成4年9月から学校5日制に移行することになった。

学校5日制が本格的に教育課題として取り上げられたのは昭和61年4月の臨時教育審議会の第2次答申であり、次いで翌62年の教育課程審議会の答申でも学校5日制を導入の方向で検討すべきであると明記された。文部省はこのような情勢をうけて、平成元年8月、「学校5日制」のあり方を検討するため「社会の変化に対応した新しい学校運営等に関する調査研究協力者会議」(主査=幸田三郎・共立女子大学長)を発足させ、検討を続けてきたもので、調査研究協力会議は昨年12月に中間報告、そして今年2月20日、最終報告をまとめ、平成4年度の2学期から月1回、第2土曜を休業日とする形で5日制を実施するよう提言した

ものである。

文部省はこれを受けて、学校教育法施行規則の休業日の項に「毎月第2土曜日」を挿入する省令改正を3月中に行い、都道府県教委に実施にあたっての留意事項などを通知し、今年9月12日から全国一斉に国公立の幼稚園、小、中、高校、特殊学校で毎月1回の土曜休業が実施されることになる。

調査研究協力者会議の最終報告は、中間報告の内容に実施開始時期を明確にしたものとなっており、要旨は次のとおり。

1. 社会の変化と学校週5日制

これからの社会では、子供たちにとって主体的に判断・行動する能力を育てることが必要。社会全体での週休2日制の広がりとともに関連し、家庭、地域社会を教育の場としてとらえることが大切になる。

2. 学校週5日制についての基本的な考え方

各学校では、教育水準について、学力を知識や技能で測らず、生きて働くための資質や能力との関連においてとらえ直す。また、子供の学習リズム、集中力、持続力などを考えあわせ、ゆとりをもった生活という観点から、学習負担が増大しないよう配慮する。

3. 学校週5日制の導入の時期及び形態

第一段階として月一回、第2土曜日を休業日とするのが適当。導入は平成4年度の2学期からの導入が適当。次の段階へは月1回実施の過程で出された問題点を解決しながら検討すべき。

4. 学校週5日制の実施に当たっての学校及び教育委員会の留意事項

〔教育課程上の対応〕子供の学習負担に配

慮しつつ、教育水準の維持に努める。

〔学校運営上の対応〕家庭、地域の協力を得て開かれた学校作りを。教師は土曜日休みが原則だが、当面、諸活動の際には適切に対応する。

5. 関連事項

家庭教育、学校外活動の充実が必要。

私立学校でも趣旨をふまえ、実施に取り組むことが必要。

学習塾関係者や親に対して、制度の導入が過度の学習塾通いにつながらないよう理解と自粛を求める。

文部省によると、第2土曜日は閉校とし、教職員も休業を原則とする。

今回の学校5日制への移行は、社会全体の週休2日制の動きを背景にとりあえずスタートすることになったとの見方が強い。

学校5日制の現時点の導入については反対や不安の声が多い。

東大助教授の藤田英典氏は現状での急な移行に次の7つの理由で反対する。

①試行的な月1回と完全5日制とでは、問題は本質的に異なる。完全5日制として常態化したとき、事態は大きく変わることになろう。

②学校5日制は、週休2日制の拡大という社会の動きに対応すべきものとして提起されてきた。それを正当化するために「子どもの自由時間や親子のふれあいの時間が増える」といった教育的な意味付与がなされてきた。しかし子どもの生活と教育を良くしようとするのであれば、考え方の筋は逆であろう。

③5日制支持論の多くが中学校段階の特

異性を考慮していない。受験競争の圧力が最も強く、通塾率が最も高いのも中学生である。中学生になると親や地域の干渉を嫌う傾向が強まるという周知の知見もある。従って「子どもの自由時間や親子のふれあいが増える」といった5日制支持論が中学生にどの程度あてはまるかは、はなはだ疑問である。

④学校5日制は、子どもの教育に関して日本社会が長い年月をかけて制度化してきた家族と学校と地域社会の間での分担の様式を変えるという意味をもつ。学校に委託してきた1日を家族と地域社会に戻そうとしている。しかし、家族は<情愛家族>から<同僚家族>へと核分裂を遂げ始めており、また地域の教育力が低下してきたと言われている条件下では、5日制になると、かなりの子どもが今以上に放任されることになり、また家庭の教育方針と教育力の差が今以上に子どもの生活と成長に反映することになる。

⑤5日制のしわ寄せは必ず学校にも及ぶ。月曜日の授業が成り立たない、つまり学習態度の正常化に時間をとられるからである。

⑥教職員の週休2日制については、教職員数を増やすなど、ほかにも方法がある。週休2日制のための学校5日制は本末転倒した議論である。

⑦学校5日制は、かつての「ゆとりの時間」論とは逆に学校から「余暇=ゆとり」を排除し、学校の訓練機関化を促進しかねないことに注意すべきであろう。

PTAや教育現場においても「塾通いが

増えるだけではないか」「地域で教育ができるのか」「単に休みを増やすだけでは他の日にしわ寄せが行き、かえってゆとりがなくなる」といった不安の声も多い。

文部省は90年度から全国9都県68校を指定して、5日制を試行しているが、その研究報告をまとめた。この中でも、評価される部分とともに、「一部には暇をもて余したり、生活が不規則になって主体的に生活ができない子供もいる」、「土曜の授業を他の曜日に上乗せすると、意欲や集中力が低下する」、「同じ教科の授業が連続するようになり生徒の興味をつなぐのが大変」、「職業高校で資格取得のための実習時間を確保したい」などの課題が上げられている。

文部省では、こうした不安に対して、共働き家庭の子供や障害児などは土曜日休業に保護者の負担が増えるため、登校を望む子供に配慮、学校で子供の世話をする指導員を配置する方針で、人件費などを地方交付税に算入するよう自治省と協議している。

また、スムーズな移行を図るため5日制を試行してきた実験校の事例集を各都道府県教委に配布する。

私立学校については、公立に歩調を合わせよう要請していく。

月2回以上の土曜休業の実施については、文部省は92年度に5日制の試行を行う実験校を各県5校、計235校に増やし、改めて検討することにしている。

学校5日制は、児童・生徒が学校にしづられない日を増やし、ゆとりと自由を与える機会にすることであり、これを真に実現するために、入試改善等周辺環境の改善も含めた総合的な改革が是非とも必要である。

情報システム活用による 市民サービス

(財) 神戸都市問題研究所
市民情報サービス調査研究会

第1章 情報システムの現況と課題

第1節 情報システムの現況

1. 公共情報システムの現況

地方自治体はこれまで、施設・人員サービスなどによって市民サービスを図ってきた。しかし、情報サービスについては、必ずしも主たる行政サービスとして認識してこなかった。

情報化社会の進展は、地方自治体のこうした対応の立遅れに對して、より一層の情報化対策を迫ることになった。

その具体的な対応として、まず、自治体内部のコンピューター化が着手され、ついで住民情報の漢字オンライン化、すなわちOA化が普及していった。

市民が自治体の情報化に実感をもって接したのは、この住民情報のOA化ではなかろうか。それは自らの住民登録をしている区役所へ行かずとも、どこの区役所からでも住民登録をとることができる利便性を享受したからである。

しかし、地方自治体の市民への情報サービスの改善は、多くの自治体にあってこの段階でストップしたままである。いいかえれば自治体自身が情報サービスの意欲はあつても、そのサービスシステムの開発に大きな壁にぶつかったのである。

(1) 政策情報とサービス情報

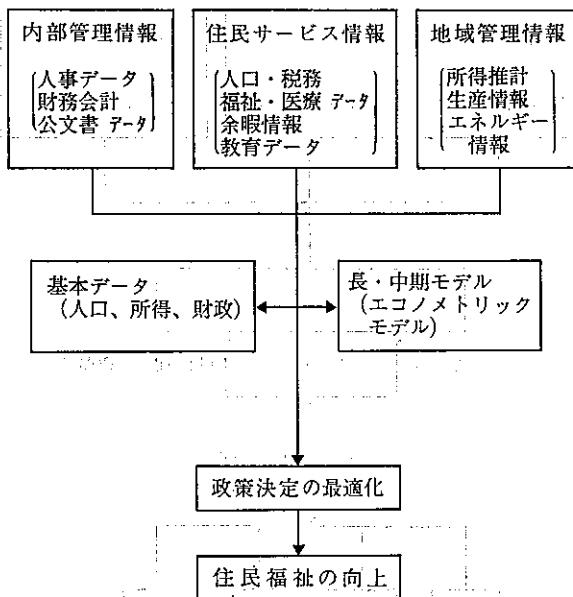
この研究に限らず、これから自治体情報政策にあって対処すべき課題は、1つは、自治体が有する行政情報を如何に行政政策の決定にあって活用するかということ、あと1つは、自治体が市民サービスにあって、新しい情報提供システムによって、いかにより濃密かつ高度な市民サービスをなすかということである。

前者の政策情報の活用もむずかしい課題であるが、後者の市民サービス化も決して簡単な課題でない。

すなわち行政情報の政策化は第1図にみられるように、行政内部のOA化で一応は完結する閉鎖型システムである。

これに対して行政情報のサービス化は、第2図にみられるように、次のような点が特長としてあげられる。

第1図 行政情報の活用パターン



高寄・渡部編『自治体のOAシステム』22頁

第1に、画一的な行政情報のみでなく、イベント、施設利用、公募状況など、市民ニーズの高い個別的でしかも流動的な情報を即時的に入力し、利用の便に供していかなければならない。

第2に、行政情報のみでなく、民間情報も市民ニーズの高いものは積極的にとり入れていかなければ、システムそのものの効用が低下してしまう。

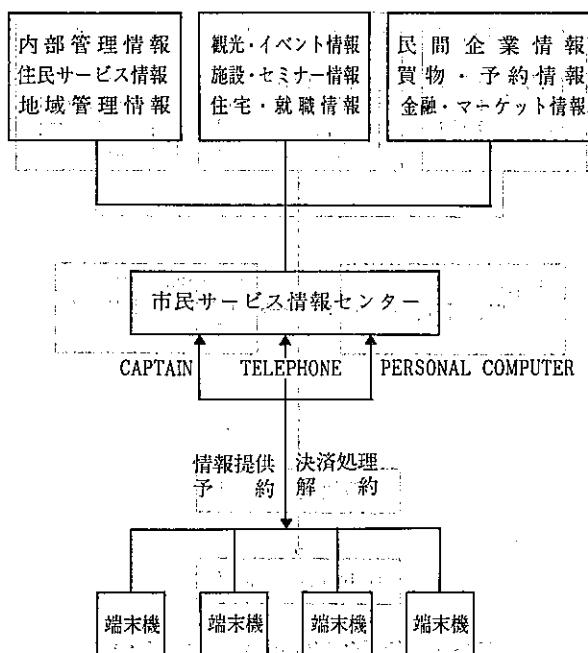
第3に、行政情報へのアクセスは、電話のみでなくキャプテンなどの双方向システムも含めた多種類であり、直接ではなく端末機処理であるなどである。

(2) 市民サービス情報

神戸市が所有する市民向けの情報としては、第1表の如きものが考えられる。行政が保存する情報は膨大であり、行政自身がよく整理していない。

また、行政情報は市民にとっても自治体にとっても玉石混交であって、必要な情報が必ずしも十分に整理され、市民に提供されているとは限らない。しかし、行政情報は、それぞれ性格・重要性が異なり、提供システムを十分に検討して、効率的なシステムを開発し、住民のニーズの高いものから対応していくなければならない。

第2図 市民情報サービスシステム



(2) 「自治体によって統計データをすべて入力するとか、行政データ（交通事故など）を政策情報として入力しているところがみられるが、果してコストに見合った利用・効果があったかは疑しい。

自治体におけるOA化の経過をみてもわかるように、「計算事務」という単純作業、「住民情報」という大量情報から順次実施していった。しかもOA化はそれらの複合・重複利用が可能という点により大きなメリットがあつたのである。

このような点から考えて、大量のデータ、単純作業、複合・重複利用といった点で、利用価値の大きいものがぞましいといえる。

(3) 行政情報システムの課題

神戸市の市民情報サービスの開発の順序として、まず、住民登録などのシステム開発が完了している。住民情報は市民へのサービスであるとともに、より行政自身の効率化のためのサービスであったといえる。

神戸市的情報システムとして、つぎに着手されたのがこの住民情報をベースとした庁内事務のシステム化であった。学校・福祉施設、人事、財政など、これまでOA化の立遅れた分野への適用・導入であった。

第1表：神戸市の市民向け情報の例

住民情報	行政運営情報	行政サービス情報	イベント情報	施設情報	その他
住民登録、印鑑登録、戸籍、市税、国民健康保険、国民年金、検診、水道メーター	行政ガイド、公文書公開、各種統計（人口、世帯数）、市条例、財政、予算、決算、市債、福祉施策、公害対策、災害情報、道路図、上・下水道、都市計画、公園、街路、住宅、港湾、市バス、地下鉄、監査	市民相談、税務相談、勤労者共済、ホームヘルプ、保健指導、予防接種、救急医療、中小企業融資、水洗化助成、家賃補助、区案内、水道営業所案内、学校開放、選挙日時・投票所案内、その他各種お知らせ	アーバンリゾートフェア、神戸まつり、市民音楽祭、成人式、こうべ長寿祭、市民福祉大学、見本市、ワイン祭り、ぶどう狩り、グリーンフェスタ、メリケンフェスタ、海上花火大会、区民スポーツ大会、各種講座・教室	市役所・区役所庁内案内、文化ホール、区民センター、市民病院、福祉施設、保健所、市営駐車場、海洋博物館、水族園、農業公園、海づり公園、動物園、森林植物園、国民宿舎、図書館	物価情報、商品情報、民生委員、児童委員、看護婦募集、商店街・市場、船舶入出航、分譲案内、花の名所、市・区内旧跡、自治会、婦人会、市史、文化財、市立大学院講生募集、職員募集、採用試験

しかし、これらは市民サービスというより府内事務の効率化で、施設料金などの通知・払込に関しても、府内事務としては発送、記帳などのOA化はなされたが、対市民との関係でいうと全く変化がなかったといえる。

それはこれまでの住民情報のオンライン化などは、市民へのサービスよりも、自治体内部の行政効率化により大きなウエイトがあったのである。したがってオンライン化に要するコストを上回って経費削減効果がもたらされた。

しかし、市民への情報サービスとなると、発想・システムの全面的な転換が求められる。たとえば各施設ごとに個別管理されている情報をどう全市的にOA化していくか、また、市民の負担をどのような形で行政が吸収していくかなどで、具体的には情報サービスの立遅れは、市民がアクセス・検索の不便・繁雑さという無形のコストで負担していたものを、コストとして支払うことが可能かである。

しかし、情報サービスも福祉・教育といった行政サービスと同じ公共性の高いサービスとみなすと、行政サイドもある程度のコストを投入・負担してサービスの充実を図ることが求められる。

しかし、コストの面が仮に解決し、市民サービスとして、情報システムを活用する場合にも、市民にとって魅力のある、いいかえれば利便性の大きな情報の対象が何であるかにつき、それほど決定的な情報は見出しがたいのである。

そして仮にあったとしても、情報の量、情報の性格（非公開）、情報の緊急性などの点から、住民情報としての住民登録の如きデータは容易に存在しないのである。

したがって情報を有する多くのデータの中から、市民が最も必要とするデータを抽出し、それをどのような情報提供システムに乗せていくかが研究課題となってくるのである。

2. 企業情報システムの現況

公共情報システムが壁に直面しているように、企業情報システムも決して順調ではない。

証券・銀行などは、OA機器とかニューメディア機器を活用して、家庭内にまで入り込み、株式売買、残高照会など企業サービスを拡大していくとしているが、家庭への浸透は容易でない。

ニューメディアによる各種の生活情報の入手やホームショッピング、ホームバンキング、さらに在宅医療、ホームセキュリティなどは、市民の生活上の利便、健康・安全の追求、文化ニーズ等を充足させるものとして着実に各家庭に浸透するものと考えられていた。

すなわち、ニューメディアを中心とするホームオートメーションの家庭生活への浸透とニューメディアによる市民生活向上への寄与が期待されていた。

現実には、コストの面から家庭への普及はさほど広がっていない。そこで消費者が本当に求めるサービス提供を行っていたのかが改めて問い合わせるべきであろう。キャブテンシステムについてみても、当初は多様な使用法が考えられ、多くの機能を備えたメディアとして注目されていた。しかし、実際には、消費者の側からは端末操作の複雑さが目立ち敬遠されることとなった。

このようにニューメディアは、送り手側からは極めて便利なメディアとして提供されたが、受け手側にとっては現時点では使いこなせないほどの過剰なサービス提供となり、こうした利用者ニーズからかけ離れたサービスの事業化が、家庭への浸透を阻らせた原因として考えられる。

すなわち消費者ニーズを無視した企業サービスという、通常のサービスでは考えられないサービスとなったのはハード先行型に支配されたためといえよう。

(1) 情報サービスシステムの限界

情報化社会が謳われ、ニューメディアなどの新しい機器も開発されている。しかし、先にみたように情報サービスシステムの家庭への浸透は今一つはかばかしくない。

企業と異なり家庭は基本的にそれほど情報使用量も多くなく、また、緊急度も高くない。したがってシステムの導入には慎重である。そしてこのことが、逆に提供側にとって、コストの割高となって普及への阻害要件となっている。

では一体どのような理由で家庭への普及が芳しくないかをみると、一応、次のような点が指摘できるのではなかろうか。

第1に、必要度が低いことである。たとえば株式売買注文、銀行残高照会などは、何

も急を要するため新しい情報システムを導入する必要性はない。

わずかに株式市場状況などをキャプテンの端末機で引き出すという必要がある程度である。

映像情報としてのテレビを考えてみると、テレビは今や家庭にとって必需品である。しかし、衛星放送となると月々1,800円の視聴料を支払って見る価値があるかというと一般的にはないとされている。したがってその加入料は低迷を余儀なくされている。

このように考えてみると、家庭向けサービスにあって電話、動画以外のメディアとして欠けているのが、静止画像の伝達システムである。したがってファクシミリ、キャプテンなどの発達・浸透の余地は大きい。

第2に、電話という最もコストの低い、しかも普及度の高い情報システム・メディアがあり、電話では不可能という情報アクセスは限定される。

さらに近年のようにファクシミリの発達もあり、電話機能そのものの拡大・進歩がみられる。したがって残されたシステムとしては、キャプテンなどの双向システムであり、一般的なデータベースによる伝達サービスは、その情報自身がかなり市民ニーズの高いものでない限り、利用されないであろう。

第3に、新しい情報システム・メディアのコストがある。これは利用者が多くなるとコストの軽減がもたらされるが、利用率が低いと提供者・利用者ともにコスト倒れとなる。

キャプテン・CATVの普及率が低いのは、特別の付属機器が必要であるため、そのコストを支払ってまで情報獲得のメリットがあるかどうかである。

また、維持費・使用料も月々2,000~3,000円が限度であり、これは新聞、テレビ料金と同じである。したがって一般市民が新聞・テレビと同じ生活ニーズから利用するための企業・情報サービスを提供することは不可能に近い。

したがって何らかの発想の転換、システムの異質性、情報のユニークさなどが求められるのである。

第4に、一般的に市民にとって個々の家庭に端末機を置くことなく、必要な場所へ出向くことによって、そのニーズは十分に充足することができる。

公共情報であれば地区センター、株式であれば証券会社の店頭で、それぞれ端末機を操作すればよい。

したがって共働きの夫婦であり、しかも、頻度が多いか、緊急性の高い企業情報へのアクセスでない限り、家庭への浸透はむずかしい。

このような企業サービスの問題は行政サービスにあっても同じで、市民情報サービスに当たっては、自治体にあってもこれらの点を十分に考えて、行政情報の市民サービスへのシステム化を開発導入していかなければならない。

(2) 情報メディアの現況

市民向けの情報サービスがきわめて発達しにくい原因として、安価かつ便利な伝達メ

ディアが見出し難いという点があげられる。

今、家庭への伝達メディアとしての種類とその特長をあげると、第2表の如くなる。これらのメディアを検討してみると、次のようにいえるのではなかろうか。

第1に、家庭にすでに普及しているのが、最もすぐれたメディアといえる。この点、電話はほぼ全家庭に普及しており、メディアとしては申し分がない。

テレビも電話と同じく普及しているが、情報伝達機関として使用するには、空チャンネルがなく、実用性がない。

肝心のCATVは空チャンネルはあるが、普及率が低く、一般市民向けの公的情報の伝達機関としては難点がある。

第2に、生活情報が多様化してくると、情報の選択が起こる。現在、この点については新聞、雑誌、広告など主として印刷メディアによってアクセスが行われている。

最も身近な事例が、電話帳による情報の選択である。業種別・地域別のデータから、市民は医院・レストラン・銀行などを選択している。

しかし、生活が多様化・高級化すると、イベント、ショッピング情報など、ますます専門化した情報が求められ、ニューメディアのデータベースの活用ということになる。

そこで情報アクセスとして電話には限界があり、テレビは片方向システムであり、キヤブティン、パソコン通信などのデータベースの活用となる。

第3に、電話・テレビにない双向システム、記録の提供ということになると、キヤブティンなどのニューメディアとなる。

第2表 ニューメディア比較表

項目	電話	ディスプレーホン	ファクシミリ	キヤブティン端末	パソコン通信	CATV
① 家庭に普及している	○	×	△	△	△	△
② 設置費用が安い	○	○	△	○	×	○
③ 維持管理費用が安い	○	○	○	○	○	○
④ 時間あたりの情報量が多い	×	△	△	○	○	○
⑤ 画像を送ることができる	×	△	△	○	○	○
⑥ 情報検索が便利である	×	△	×	○	○	△
⑦ 操作が容易である	○	△	○	○	△	○

キャプテンは新規加入の時に端末機にコストはかかるが、維持費・通信料は電話料と同じで、遠距離のケースでは、電話料よりも低い。画像処理、データベース、双方向処理、記録保存という点からみてメディアとしてはすぐれている。

したがって第2表にあるように一般家庭に如何に普及させるかである。
3. 市民情報システムの現況
さて行政、企業情報システムとも、対市民への情報サービスは、技術・経費などの問題から、一般化は難航している。

いいかえれば市民とのギャップは大きく、決定的な情報源がなく、その上、情報システムもそれ程すぐれたシステムの開発には成功していない。

したがって今後、どのような魅力ある情報システムが開発できるかが、大きな政策課題である。幸い神戸市の場合、後にふれる公的ゴルフ場をはじめとする市民利用システムというすぐれた情報サービスの実施が検討中であり、これを突破口として市民情報サービスが大きく展開される可能性がある。

しかし、それでも一般的に市民情報サービスをどうすすめるかの政策方向の検討という基本問題は残されている。

(1) 情報提供・アクセスの現況

神戸市が有する膨大な行政・市民情報の提供と市民のその情報へのアクセスの現況をみると、第3表の如くである。

このような現行のシステムについて、「市民を窓口に並ばせる」「何度も足を運ばせる」など、不評が絶えなかった。しかし、これから地域サービス情報システムが整備されると、順次、改善されることになるはずである。

したがって、一応、現行制度の欠点・不備を指摘し、これから情報サービス化の参考とするために列挙すると、次のような点である。

第1に、住民情報については、最寄りであっても、区役所などへ出向かなければならぬ。電話・郵便によるシステムは基本的にない。

しかし、この点、一般の市民生活にあって住民登録・異動などはそれ程、頻度の高いものでなく、方向としては、公的機関に端末を必ず設置するようにすればよいのではないかだろうか。

第2に、行政・イベント情報などは、現在、印刷メディア、主として広報誌によっている。

しかし、広報誌は即時性に欠け、情報掲載量にも限度がある。しかも、市外からのアクセスに欠けるなどの欠点がある。

これらの欠点を解消するには、どうしてもデータベースとして、情報システムに入力し、市民が端末機から検索できるシステムにすることが求められる。

第3に、施設情報などのように、申込によるサービスの場合、住民情報よりも何度も施設へ出向くことが予測される。

公的施設は一般的に、このような管理サイドのシステムによって、安価のサービスを求めて殺到する市民ニーズを選択・排除するシステムをとってきたといつても過言でない。

このことはトータルコストとしてみたとき、たしかに使用料金自体は低いが、その利用権を確保するための時間・労力の損失を算入すると決して安価ではない。

要するに「安からう悪からう」というサービスの方法は改めるべきで、申込手続・料

第3表 市民への情報提供手段

区分	住民情報	行政運営情報	行政サービス情報	イベント情報	施設情報
市民からのアプローチの姿	現行	区役所・支所・出張所・サービスコーナーへ出向いて行政サービスを受ける。	神戸市公報 各種統計資料 広報印刷物 公文書公開請求	広報紙「神戸」 広報紙「各区」 各局の案内・情報紙・チラシ・ポスター等	各施設の案内パンフ 利用申込は葉書による抽選・電話による申込
	将来			上記のほか 市政情報ルームの充実 地域サービス情報システムを活用し、ニューメディアを用いた情報入手手段の拡大	各施設の案内パンフ 地域サービス情報システムを活用し案内及び空き情報さらに予約・抽選・料金精算をニューメディアを用いて行う。
行政側の対応	現行	ホストコンピュータにデータベースとして格納し、区役所等の設置端末機から住民票・各種証明書等を出力する。		各局・区の広報担当課において印刷物を作成し、情報を管理する。	案内パンフによるPR 手作業による台帳管理
	将来			地域サービス情報システムを活用し、行政情報を一元的にデータベースで管理するとともに、広報印刷物を作成する。	地域サービス情報システムを活用し、ホストコンピュータに格納されたデータをもとに施設案内及び利用者の管理を行う。

金・利用権確認などの方法を、情報サービスシステムに乗せて、端末機から行うようにすべきといえる。

(2) 市民ニーズの分析

神戸市では、「地域サービス情報システム」の稼働に関連して、市民へのアンケート調査を実施した。これは、市政アドバイザー1,126人を対象とした郵送による調査で、回収数は710通、回収率63.1%となった。

それによると、現行の市の施設利用申込み方法における最大の不満は、「受付窓口まで出向く必要がある」(29%)ことで、「利用手続きや空き状況が簡単にわかる」(46%)ようにしてほしいというのが最大の要望となっている。情報提供サービスで利用したいものとしては、「宿泊施設の案内」(29%)が最も高く、「市の各種制度の案内」や「講座・教室の案内」「図書館の蔵書」「スポーツ施設の案内」等が続いている。また、このシステムが検討している利用者登録制度については、概ね好意的で「便利になるのであればかまわない」「必要だと思う」を合わせると72%を超え、実際に登録の意思を持つ人も7割弱となっている。一方、このシステムに対する要望についての最大のものは「端末機の操作を簡単に」(43%)してほしいことで、使用したい機器についても「電話機」が7割を占めるなど、複雑な操作や使い慣れない機器を嫌う傾向がはっきりと示されている。システムに対する要望については、その他、「民間情報の提供も」(40%)といった情報量の充実や「身近な場所に端末機の設置を」(37%)望む声が続き、さらに、「市民の意見や要望を市に反映させる手段としても利用できるように」(35%)が続く結果となっている。システム利用の意向については、「知りたい情報があれば利用したい」が最も高く43%となり、「利用方法が簡単であれば利用したい」(36%)、「経費が安ければ利用したい」(16%)の順となっている。その他、端末機の設置場所としては、「地下鉄、JR、その他私鉄の駅」が最も高く、OA機器については「使い方がわかれれば便利だと思う」が最も高い。

このような市民ニーズからみると、施設利用を中心としながら市政情報・講座情報の提供、さらには宿泊案内機能をもつ観光システムや図書検索が可能となる図書館システムとの連携を図り、情報量の拡充に努める一方、使用機器としても電話利用中心から始め、市民への定着が進むにつれて次第にキャプテン端末など映像機能をもった機器へと移行する方向が望まれる。

第2節 情報メディアの検証

市民情報サービスを一般家庭に普及させ、便利かつ安価なサービスとして浸透させていくには、行政情報へアクセスするためのメディアの存在が前提となる。

ニュースメディアを含めた各メディアのメリット・デメリットについては、先の第2表でみてきたとおりであるが、「さらに神戸市の現況をふまえて検討してみることにする。

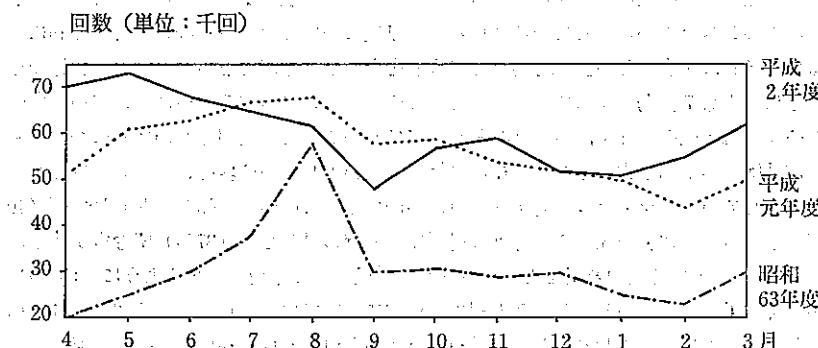
1. 神戸ポートキャプテンの検証

まず、行政情報へのアクセスとしてニューメディアとしてはキャプテンがあげられる。神戸市におけるキャプテン事業は、神戸ポートキャプテン株式会社が行っている。神戸ポートキャプテン側は、神戸市、NTT、地元企業など54社の出資により昭和61年10月に設立され、昭和62年8月よりサービスを開始した。平成3年10月現在の端末普及台数は約5,000台(うち神戸市内約4,000台)で、情報提供者は104社、また、蓄積画面数は48,500画面となっている。

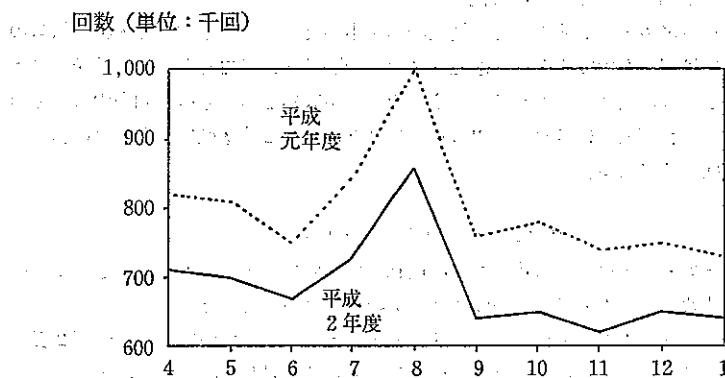
(1) 利用の状況

キャプテンの普及・利用状況は横這いで、今後の経営努力次第ということができるが、現況はかなり厳しい。

第3図 月次アクセス回数の推移



第4図 全国キャプテンの月次アクセス回数の推移

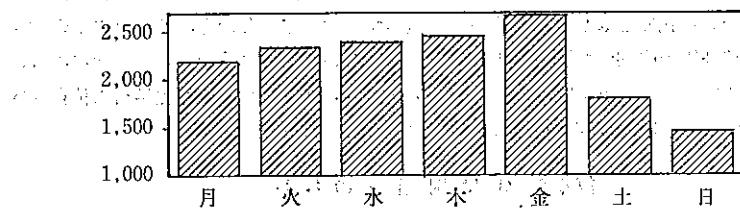


第1に、端末機をみると、5千台前後を上下しており、伸び悩んでいる。これはコストと情報の魅力の双方ともに原因があるが、後にみるよう施設利用システムとか注文・決済システムとかが定着しつつあり、将来、台数が伸びる可能性が大きい。

第2に、利用回復としてのアクセス数みると、第3図のとおりアクセス回数も年々増加しており、第4図に掲げているように全国キャブテンのアクセス回数が伸び悩んでいるのとは対照的になっている。

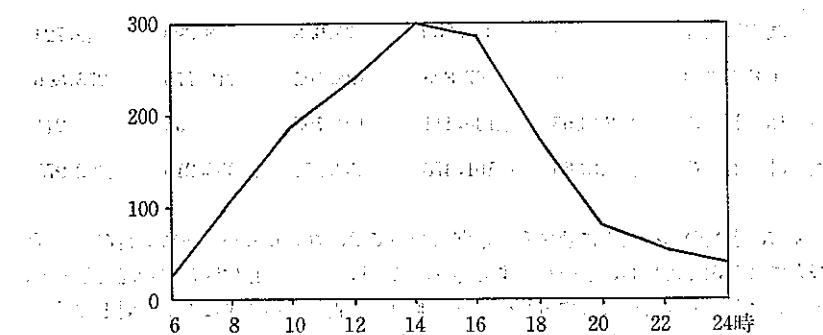
なかでもビデオテックス網経由のアクセスが増加しており、昭和63年度は合計37万回のアクセスのうち18万回、49%であったが、平成元年度には、合計68万回のアクセスのうち37万回、54%と市内電話網経由を上回った。他のローカルキャブテンにおいて、概ね市内電話網経由が7割以上を占めているのと比較して、このビデオテックス網経由、すなわち市外からのアクセスの多さは神戸ポートキャブテンの特徴となっている。この他、時間帯としては第5図、第6図のとおりウィークデイの昼間にアクセスが多く、午後2時～3時がピークとなり、午後5時以降は急激に減少する。また、土日の利用も極めて少ない。

第5図 曜日別アクセス回数



(注: 平成 2 年 6 月～8 月における曜日別平均アクセス回数)

第6図 時間帯別アクセス回数



(注: 平成 2 年 9 月～12 月における時間帯別アクセス最高値)

めて少なくなっている。

こうしたことから、利用者の傾向として伺えることは、「神戸」発の情報が全国で多く求められていること、また、Wi-Fiデイの瞬間のメディアとして位置づけられ業務用もしくは家庭においては、主婦や高齢者に利用が限られてしまっていることである。キャプテンはテレビ受像機を利用するため、テレビをよく見る時間帯にはあまり利用されていないのである。

(2) 経営の問題

キャプテンといったニューメディア事業に限らず、交通も含めた設備先行型の事業は、発足当初の10~20年は赤字で、将来、経営が軌道に乗ってくると、順次、累積赤字を解消していくという経過をたどる。

しかし、赤字期間が長いと累積赤字が肥大化し、遂には自己増殖のスピードが速くなると解消は容易でない。したがって経営戦略によって早期の普及を図ることが、焦眉の案件となる。

神戸ポートキャプテンの経営状況をみると、第4表のとおり単年度ではようやく赤字を脱したものの、依然として大きな累積赤字を抱えた状況である。これは当初の無償貸付端末機を有償化できなかったための債務負担が過大となったこと、テレソフトの開発に要した初期投資の回収が利用が少なくできていないことによるが、より重要なのは、現在の事業展開では、事業収入の大部分を情報提供者(I P)の情報提供料に依存せざるを得ないという脆弱な収入構造になっていることである。

第4表 年度別損益の推移

(千円)

	昭和61年	昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年
売上高	—	452,898	244,309	281,052	350,739
端末機販売	—	358,000	75,958	38,898	49,724
I P提供料	—	67,898	138,105	212,775	275,866
当期利益	△23,365	△138,111	△191,795	55	241
累計損益	△23,365	△161,476	△353,271	△353,216	△352,975

他方、事業の維持運営に要する固定費については、コンピューター賃借料など、経営努力による削減は難しいものが大半であり、これ以上の合理化は困難な状況となっている。したがって経営を改善するためには、他の事業収入を増やすことが必要となる。

第5表は当初予想した事業と具体的な事業展開の状況を対比したものである。これを見ると、現在、ビデオテックス通信による情報提供事業が主として行われ、それに端末機

第5表 予定事業と実施状況

No.	定款上の事業	実施状況
1	ビデオテックス通信による情報提供事業	主たる業務として実施中 (IP情報ファイル料、スポンサー料)
2	付加価値通信サービス事業 (キャブテンVAN)	トランザクション処理として一部実施中 (予約・受発注システム)
3	パソコン通信による情報提供事業	未実施
4	ソフトウェアの開発・販売・貸出事業	販売のみ実施、自社開発能力は未整備
5	カタログ・チケット・クーポンの販売、注文受付、取次ぎ事業	一部実施(キャンパスラインへのリクルート情報・VTX網加入申請の取次ぎ)
6	情報関連技術の開発・コンサルタントに関する事業	未実施
7	情報画面企画制作及び入力に関する事業	主たる事業として実施中 (画面制作入力料)
8	端末機器の販売等	主たる事業として実施中(端末機・オプション部品・CPU消耗品等の販売実施)

の販売が続くが、こうした事業展開では、今後もさほどの収入増加は見込めず、事業経営を改善するためには、新たな事業可能分野を発掘していかなければならない。

NTTは平成3年10月からビデオテックス網への汎用モ뎀サービスを開始し、この結果として、通信モ뎀付パソコンや銀行配布の多機能電話機等もキャブテン端末機として利用可能となった。これによりサービス提供者の増加やサービス形態の多様化が予測され事業展開の可能性が高まりつつある。こうした外部環境の変化を起爆剤にしつつ神戸におけるキャブテン事業は、これまでの家庭への情報提供事業中心から、ビデオテックス網センターおよび電話網センターとして、双方向機能を生かした事業展開を図るべきである。

それは1つには、ビデオテックス通信網の特色を生かした企業向きのシステム構築であり、地域中小企業の共同利用センターとして受発注などのオンライン・ネットワークとしての利用を進めることである。

また2つには、全国に向けての情報発信ツールとして、全国のローカルキャブテンとの提携により、「神戸」発の情報に対するニーズに応えるようなファッション、観光等の情報発信システムの構築である。

3つには、家庭向きのシステムにおいても、電話網センターとしての行政と市民のコミュニケーションシステムの構築であり、主婦や高齢者が多く利用する屋間のメディアとしての特色を活かして、たとえば行政と市民、それも不特定ではなく在宅の高齢者の利便を図るといった目的・対象を絞った双方向性のあるシステムづくりである。

(3) 課題と再生

情報アクセスメディアとしてニューメディアは、在来メディアに比して必ず大きな特長・利点をもっている。キャプテンは画像を送ることで、仮に静止画像であっても、音声のみの電話に比すれば強力な利点である。

また、全国何処からでも均一最低料金であり、ファクシミリと同じように印刷機能を備えていることである。

しかし、同時にコスト・操作などのハンドルなどがあり、それをどうシステム的にカバーし、利点をフルに活用して普及させるかに課題がある。今、神戸ポートキャプテン実状から、その普及への問題点を探ってみよう。

第1に、端末機をみると、独自に端末機を開発し、それを販売したことである。開発した端末機は、MSXパソコンを内蔵し、ICメモリーカードも利用するもので、これにより、テレソフトによるソフトの電送を行い、ICカードにダウンロードし、電話回線をオフラインにした後、パソコン機能によって情報処理を行い、処理された情報をオンラインでセンターに送信することが可能となった。また、自社の手で端末機を直接販売したこと、利用者の存在をセンター側で明確に把握することができるという効果もあった。

しかし、このような独自端末機はコスト高を招いたのみでなく、これほど高度の機能を内蔵した端末機が当初から必要であったかどうかも疑問である。

どのような情報利用が最もニーズが高いかを検討し、それに対応した単純機能の端末機を開発すべきでなかったかである。

第2に、端末機の普及度をみると、端末機を一定期間無償で貸し付けたことである。端末機の普及は情報提供者の増加をもたらし、魅力ある情報の増加は端末普及を一層促進させ事業経営を安定させる。したがってキャプテン事業を拡大させるには端末機の普及が第1であるとの認識に基づいて行われたものである。

しかし、配付した端末機の3割が高齢の婦人層にわたり、これらの人々をモニターとして位置づけながら利用指導や利用用途相談など利用のためのフォローを欠いていたこと、端末機の多機能化が操作を複雑にしてしまったことによって、端末機はあまり利用されず、2年後に配付端末の78%程度が回収されるという結果になってしまった。

ニューメディアの場合、どうしてもニーズよりも供給が先行し、その後をソフトサービスが追いかけるというパターンをたどりやすい。しかし、この間のギャップやタイム・ラグがあまり大きすぎると、システムそのものの自壊作用を起こすことになりかねない。

キャプテンはメディアとしてはきわめですぐれた機能・長所を秘めているが、普及過程での経営戦略が必ずしも最適でなかったため低迷を余儀なくされてきた。しかし、利用状況は先にみたように徐々に好転している。

このような経営環境を踏まえて、ニューメディアとしてのキャプテンが再生する方策は、1つは、メディアとしての欠陥を如何にカバーするか、2つは、魅力ある情報提供をなしうるか、3つは、双方向システムとしての利点を如何に活用するかにある。

第1に、端末機のコストについては、主要施設等街頭型の端末機を設置することによってカバーでき、操作についても、施設申込など頻度の高いものは簡単なアクセス番号を設定することなどによって、キャプテンの欠点をカバーしていくべきである。

第2に、キャプテンの双方向システムを活用することで、中小企業の情報システムとして利用しうる余地は十分にあり、その活用はすでに始まっている。

今日、中小企業においても、事務や生産の効率化を進めるためには情報化への対応は経営上不可欠となっている。さらにこうした合理化推進にとどまらず経営戦略上も情報化の推進は必要となってくることが予想される。この点で、キャプテンによる企業向きシステムは地域の中小企業の情報化促進への貢献が期待される。

1つに、キャプテンの双方向の通信機能は、手軽なオンラインデータ端末として受発注や代金決済などに使うことが可能である。2つに、キャプテン端末は、企業内の利用者にとりパソコン等に比較して操作の容易な端末といえる。3つに、ビデオテックス通信網は、全国均一の3分30円という安価な通信料金である。4つに、オンラインデータ端末機としてキャプテン端末をみた場合、5万円前後での入手も可能な比較的安価な端末といえる。5つに、先述したとおりパソコンと多機能電話機がキャプテン端末として利用可能となっている。こうした利点を生かして、すでに第6表のとおりキャプテンシステムを利用したネットワークがいくつか構築されており、その分野も受発注、通信販売、配車システムなどと広がりをみせている。

現在、受発注システムなどのデータ通信回線としては、専用回線を敷設したり、各種VANを利用することが一般的である。しかし、地域の中小企業において自らネットワークを構築したり、大手企業に焦点を合わせたVANソフトを購入するのでは、コストがかかりすぎるため、情報システムの構築に踏み切れないケースもある。

そうした場合に、地域の中小企業の共通の情報センター・情報ネットワークとしてキャプテンシステムを活用することで、中小企業の情報化を促進することが可能となる。

このようなキャプテンシステムによる情報ネットワークの構築を第1段階とすると、蓄積された受発注データなどをもとにした売れ筋商品や発注実績といった商品情報・経営情報提供システムの構築が第2段階として可能となる。

こうじた経営上有益な情報システムは、経営効率化に役立つばかりでなく、取引先の拡大によるネットワークの拡張や、新たなサービス提供への対応を容易にするものであり、商品・経営情報の活用による得意先の販売促進等のリテール・サービス機能や自社

第6表 キャプテンを利用したネットワークシステム事例

事 例			概 要
1 事務用品システム (N T T)	合同単価契約物品の90%以上を占める文房具・式紙類の発注業務にキャプテンシステムを利用することにより支店と営業所間の業務処理の正確化迅速化を図る。		
2 通販システム (外資系日用品) (販売会社)	全国50万人のディストリビュータの製品発注方式としてキャプテンシステムを導入。郵便振替ホームサービスによるオンライン決済、在庫照会、受注照会等に利用。		
3 テレホンカード受発注システム (N T T)	NTTの全国の各事業所とテレホンカード作成会社間のテレホンカード受発注業務及び各事業所における保有カード販売在庫管理をシステム化。発注時に絵柄確認可能。		
4 配車計画支援システム (運送会社)	ビール会社の運送を担当する配車センターとトラックを提供する協力運送会社をキャプテンシステムでオンライン化。		
5 ホームショッピングシステム (百貨店)	キャプテンを利用してCDやビデオソフトなどAVソフトの商品データの提供と受注を行うホームショッピングシステム。郵便振替での支払いも可能。		

(キャプテンペディア1991 5月号別冊より 作成)

の販売管理・配送計画等の経営戦略強化に活用できる。

このように、ニューメディアは市内産業の振興に大きな役割を果たすことが期待されるのである。

第3に、サービス産業への応用で、ポスト産業社会に入って消費サービスの高級化・多様化が求められるようになると、利用者への情報提供が逆に、企業経営の成否を左右するようになる。

しかも、消費でも電化製品のような耐久消費財は大量生産によっているため、カタログなどによる情報提供は必ずしも不可能ではない。

しかし、宿泊、グルメ、イベント、ショッピングなどの消費サービスとなると、消費者はその時点での情報が不可欠となる。このような情報提供は電話、テレビといった通信システムによらなければ不可能である。

すなわちそこでは、従来の画一的なサービス提供に比較してより高次なサービス提供が求められ、多様な消費者のニーズへの即時的な対応を可能とする情報提供サービスも重要なとなる。

たとえば第7表にみられるような情報である。

すでに神戸市では、平成2年10月より観光情報ネットワーク(KT-NET)を稼働させている。このシステムは、市内5カ所の観光案内所、80カ所のホテル・旅館のフロント、観光関係主要施設10カ所をネットワーク化し、観光施設・モデルコース・年間行

第7表 K T-E T の概要

観光案内	観光施設	博物館、異人館、水族館、牧場、夜景、港、外国船等
	観光コース	乗物別、地域別、時間別、趣向別
	年間行事	地域別（北野、港、六甲、有馬、須磨等）、時期別
グルメ等案内	グルメ	ステーキ、外国料理、中国料理、日本料理、菓子等
	土産品	種類別（洋菓子、酒、小物等）、趣向別（男・女等）
	ショッピング	ファッショニ、アクセサリー、靴、雑貨、美術品等
宿泊案内	宿泊施設	施設別（ホテル、旅館等）、地域別、料金別
	空室情報	施設別、地域別、料金別
催物・生活情報等案内	一般施設	スポーツ施設、文化施設、銀行、病院、警察、領事館
	交通案内	交通機関（新幹線、私鉄、バス等）、駐車場、有料道路
	コンベンション	国内会議、国際会議等
	催物	スポーツ、アート、ミュージック、シアター等
	インフォメーション	市政、ホームビジット等

事などの観光案内、グルメ・ショッピング案内、宿泊施設・空室情報などの宿泊案内のほか、交通案内やコンベンション情報など催物・生活情報等案内も行うものであるが、キャプテンシステムとの連携によって、全国各地のキャプテン端末機からいつでも情報を取り出すことができるようになっている。このシステムの導入は、観光案内所の機能向上を通じて、案内件数の増加に貢献している。

これは観光情報を中心としたネットワークシステムの実例であるが、ニュースメディアを利用して、神戸のファッショニ、コンベンション、グルメ等も含む多様な文化産業に関する情報の地域内ネットワーク化および全国に向けた発信を図ることによって今後の重要な戦略産業である文化産業の育成に貢献することが期待される。

第4に、施設利用の申込・決済機能などの利用を考えられる。これは第1の中小企業の産業利用と第2の消費情報提供サービスをドッキングさせた利用方法である。

この点、神戸ポートキャプテンを利用した加古川市のスポーツ施設予約システムは利用者ニーズにうまく応え、市民生活の利便に大きく貢献している成功例として挙げることができる。

これはキャプテンシステムにより、加古川市内の各スポーツ施設の予約状況の確認、予約、抽選、取消し等の業務を行うもので、それまでのスポーツセンターなどの窓口で

の受付を一元化したものである。これにより市民は、遠方の施設に足を運ばなくても、身近な街頭端末機から予約をすることが可能になるとともに、従来、抽選受付に参加できなかったサラリーマン等の市民も、公平に施設利用の機会を得ることが可能になった。端末機は、こうした趣旨から公民館、各種センター、病院、駅、金融機関等できるだけ多くの場所に設置され、多くの市民に利用されている。第8表の神戸ポートキャブテンのアクセス状況をみても上位にランクされており、このシステムが多く市民の支持を集めていることがわかる。

第8表 番組別アクセス状況（平成3年10月）

順位	情報提供者	検索数	番組名
1	神戸新聞社	8,444	F I 情報
2	N T T 神戸支社	7,652	楽しく描ける似顔絵黒板
3	加古川市	6,088	スポーツ施設予約
4	神戸新聞社	4,023	芸能ニュース
5	神戸新聞社	3,878	野球ニュース

このように目的を絞り利用者ニーズに適合したサービスの提供を行うならば、ニューメディアは市民生活向上に大きな役割を果たす有力な手段であるといえる。

第5に、魅力ある情報としては、すでに行われている宅地分譲情報などに加えて、施設利用情報、各種採用試験合格情報、公共工事入札結果情報など、行政情報として公開して差支えないものは、順次公開データとして入力していくべきである。

2. こうべケーブルビジョンの検証

行政情報へのアクセスとして、キャブテンの次に存在しているのがCATVで、こうべケーブルビジョンが稼働中である。

神戸市においては、地域情報化推進の拠点地域である六甲アイランド、ハーバーランドのほか、市が開発したニュータウン地域を対象として、第9表のとおり主として難視聴対策としてCATV事業を進めてきた。

このうち特に重要なのは神戸市開発管理事業団による事業で、昭和48年以降、「市内ニュータウン等においてテレビ難視聴対策としてCATVを建設し、現在約3万5千世帯の加入者を得ている。また、昭和60年からは、この施設を利用して多チャンネル型のCATV実験放送こうべケーブルビジョン(KBCV)を開始した。平成2年からは、事業地域を市内各地区に拡大して引き続き実験放送事業を展開している。

(1) 利用の状況

こうべケーブルビジョンは、現在、第10表のとおり加入戸数5,295、加入率15.2%と

第9表 神戸市におけるCATVの現況

主たる事業主体	神戸市開発管理事業団	六甲アイランドケーブルビジョン	神戸ハーバーランド情報センター
場所	西神住宅団地 研究学園都市 名谷・落合団地 高倉台団地 ポートアイランド地区	六甲アイランド地区	ハーバーランド地区
提供番組 および 利用料金	(1) 基本サービス ○721円／月 ●再送信 (TV 8, FM 4) ●パブリックチャンネル (2) 自主放送 9チャンネル ○1,800円／月 ●文字放送 ●NHK衛星第1, 第2 ●CNN ●その他 5チャンネル (3) オプションチャンネル ○別途有料 ●スターチャンネル (映画) ●民間衛星放送(J.S.B.)	●再送信 (TV 8波, FM 3波) ●CNN ○1,030円／月 ●NHK衛星第1, 第2 ○600円／月	●再送信 (TV 8波, FM 3波) ●NHK衛星第1, 第2 ●文字放送 ○800円／月
加入戸数	(再送信) 34,876戸	1,900戸	494戸

第10表 加入者の状況(平成3年6月末現在)

地域	再送信事業		自主放送事業(KBCV)		
	開設日	加入戸数	開設日	加入戸数	加入率
西神住宅団地	昭和62. 3. 31	8,753	昭和62. 11. 28	1,606	18.3
研究学園都市	昭和60. 3. 19	3,063	平成 2. 5. 2	701	22.9
名谷・落合団地	昭和50. 3. 27	14,785	平成 2. 11. 1	1,586	10.7
高倉台団地	昭和48. 6. 18	3,116	平成 2. 11. 1	338	10.8
ポートアイランド	昭和55. 3. 28	5,159	平成 2. 11. 1	1,064	20.6
計		34,876		5,295	15.2

なっている。これは、もともと難視聴用施設として地域内のはば全世帯にケーブルが敷設され、加入金・工事金は不要という、他の都市型CATV事業に比して極めて有利な条件である割には高い数字になっていない。

こうべケーブルビジョンでは、加入のメリットとして、①放送センターで一括受信して映像・青声を送るので、家庭で衛星受信設備を持つ必要がないこと、②個人では受信できない通信衛星CSによる映画、スポーツ、ニュース等の専門チャンネルを受信することができBS個人受信より8チャンネルも多いこと、③我が国初の民間衛星テレビ局「WOWOW」を受信できるが、その加入金も6,000円と個人受信より21,000円も安いことなどを挙げて加入促進に努めている。しかし、通信衛星の番組ソフトはそのほとんどが外国のスポーツ、ロック、ドラマなどで占められ、これらに興味のあると推測される若い世帯以外にはあまり魅力あるものとはなっていない。

それは加入率からも伺え、新しく開発された西神や研究学園都市では20%前後と、比較的高い加入率になっているのに対して、開発が早く成熟した団地となっている名谷や高倉台では、10%程度と低い数字に止まっている。

(2) 経営上の課題

CATV事業・キャブテン事業がともに経営的に苦しい最大の原因是、加入率が当初の見込みを下回ったことである。神戸ケーブルビジョンでは、加入者から加入時のホームターミナル取り付け料5,000円と毎月の利用料1,800円を収入として得ているが、年額約1億円の赤字となっている。このうち6,000万円は神戸市や商業施設を運営している市の外郭団体からの番組提供の受託収入で補填されるが、残り4,000万円が持ち出しどうっている。こうした赤字解消と経営安定のためには、加入率を現在の2倍の30%台に伸ばすことが必要となる。そのためには、CATV事業への認知度を高めること、そして何よりも魅力ある番組提供を行うことが課題となる。

現在、CATV事業を取り巻く環境は、大きく変化しつつある。通信衛星SCC-3号機の打ち上げなどに伴い、今後通信衛星を使ったCSテレビのチャンネル増が予想され、また、衛星放送も放送衛星BS-4が打ち上げられる平成9年には、現在のNHK2、JSB1の3チャンネルから8チャンネルに増加することが予定される。こうした多チャンネル化にあわせて大手商社などもソフト事業に積極的に取り組む動きを見せており、CATV事業の環境整備は進みつつある。

ただこうしたチャンネルの大半が有料放送で、NHKの衛星受信契約料と合わせるとかなりの金額になることが予想されるため、こうした番組だけでは、既存のテレビ放送に加えて、加入金や毎月の利用料を支払ってまでCATVに加入するメリットとなりうるかが問題となる。特に、実験放送のこうべケーブルビジョンの場合、工事負担金等は不要だが、今後、都市型CATVを全市的に事業化する場合には、初期投資として膨大な建設経費や運営経費が必要となるため、加入金・工事負担金を別途徴収することが必要となる。こうした条件下で、相当程度の加入率を確保していくためには、通信衛星・

第11表 自主制作番組「コミュニティチャンネル」の概要

番 組	内 容	放送時間
KBCV フラッシュ (15分)	地域の明るい話題、ホットなニュースをタイムリーに報道	左記放送枠50分にBGM10分を加えた60分を1週間パージョンとして、毎日朝10時から夜10時まで繰り返し放送
お買い物情報 (10分)	暮らしに役立つ地元ショッピング情報を1週おきに放送	
すけっちマイタウン (10分)	四季折々の行楽情報、身近なレクリエーション施設の紹介、地域のイベント情報を放送	
ニュータウンから こんにちは (15分)	幼稚園、小学校、中学校、地域のサークル活動の模様などを放送	

放送衛星に依存した番組供給に止まらず独自の魅力ある番組づくりが必要となる。

既存のテレビ放送に対抗して、CATVを魅力あるメディアとして普及を図るには、CATVが地域メディアであるという特性をフルに活用し、市民に親しまれる身近な素材を取材し提供することが最も重要なポイントとなる。

こうべケーブルビジョンでは、第11表のとおり自主制作番組「コミュニティチャンネル」で、地域のニュースや放送エリア内の幼稚園、小学校、中学校、サークル活動の模様などを放送しているが、1時間もの番組の1週間繰り返しでは、やはり効果は少ないといわざるを得ない。この点は、こうべケーブルビジョンでも平成4年度以降の方針として「住民参加型番組」の強化を打ち出しており、加入促進につながる番組制作活動の展開や市の政策と関連づけた番組制作の推進が必要としている。

CATV事業にあっては、厳しい経営環境のもと自主制作番組に経費やスタッフをあまりかけられない状況にある。しかし、市民からの提供VTRの放映や一方的な広報PRに終わらない市政情報の提供など、制作経費の抑制に工夫しながら地域に密着した番組づくりを行うことは可能である。神戸という地域性を生かした地域密着型の番組づくりを進めていくことが重要である。

(3) 課題と再生

KBCV(こうべケーブルビジョン)の再生への課題は、コストの面より情報の魅力にある。KBCVは他の都市型CATVと比してきわめて有利な条件でスタートしている。

それは新開発団地としてCATVに必要なケーブルの各家庭への敷設工事を完了していることである。しかも難視聴対策としての住民ニーズも普遍的に存在する。

それにもかかわらず自主放送事業としてのKBCVへの加入が15%台と低迷しているのは、コストの面より決定的な情報サービスに欠けるからである。

第1に、KBCVの経営戦略は映画専門チャンネル(51ch)、民間娯楽専門チャンネル(「WOWOW」52ch)など、ペイテレビによる収入増加策がみられる。しかし重要なことはこのような方向は、CATVの地域放送メディアとしての特長と矛盾するものである。

長期的にみればスポンサー付の公共・準公共放送を充実する方が、特色を活かせるはずである。

今後、KBCVの放送エリアが拡大し、加入者が増加すると、広告メディアとしての価値も高まってくる。しかしこのことは地域密着型と広域宣伝型という矛盾した2つの方向をたどることになるが、この点、多チャンネルの利点を活用して欠点・矛盾を克服していくべきである。

第2に、魅力あるコミュニティ番組を、如何にして安価に制作するかの問題である。

このことは力道山のプロレスとかオリンピックの魅力が、テレビの普及を早めたように、決定的ともいえる放送番組が欲しいのである。

それはCATVの放送コストはテレビに比して安い利点を活用して、公共放送でもより自由な立場で、より非中立的に行ってもよいはずである。

すなわち市政討論会とか、市民参加番組とか、自由な立場の放送を行うことによってCATVのテレビとは異なるローカル性を追求すべきである。

第2章 市民情報サービスの展開

第1節 市民情報サービスのシステム化

1. 情報サービスの全体システム

神戸市の情報提供システムをみると、個別システムの域に止まっている。たとえば図書館のシステムは図書館の館内や分館まで体育施設もみどりの窓口、あるいは各施設までに止まりイベント情報もほぼ同じである。

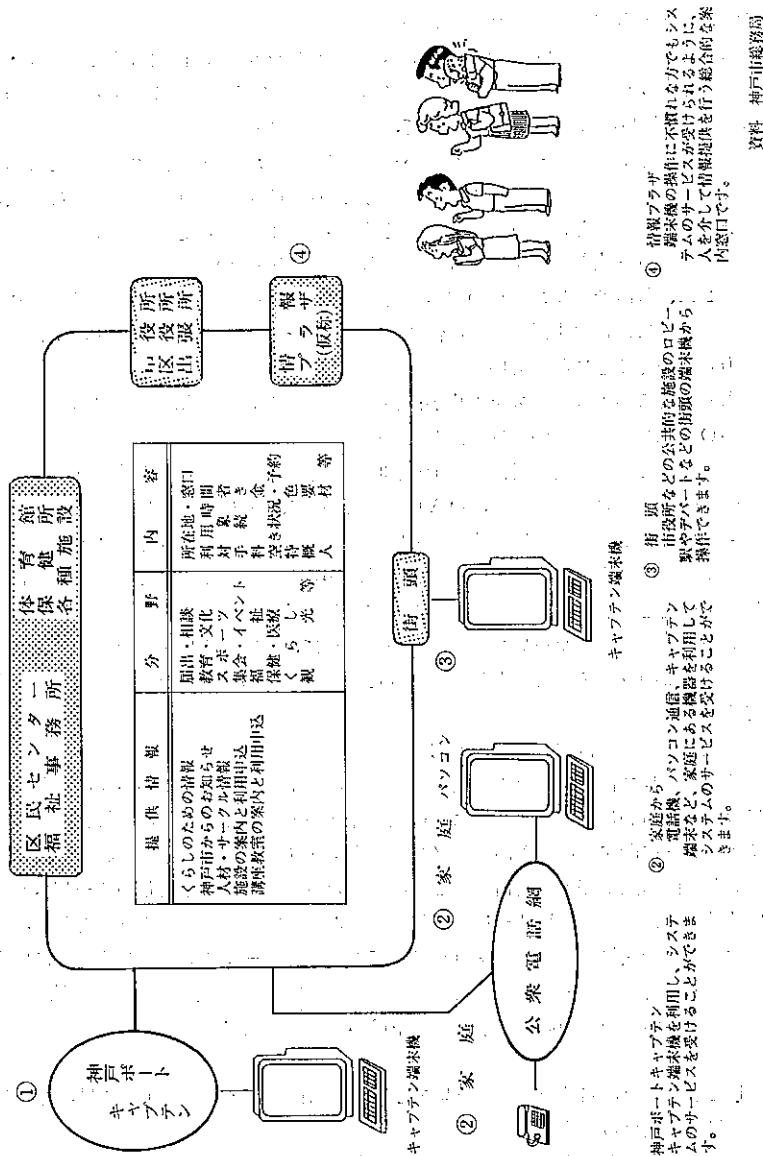
市民は利用したい施設があれば、電話するか、出向くかし、施設利用へのアクセスを図る。もし、利用できなければ、次の施設へ電話するという原始的アクセスがとられている。

しかし、このようなサービス提供システムは、どう考えても不親切である。利用頻度の高い施設については、「みどりの窓口」が設けられている。しかし、この窓口も全施設をカバーしているわけではない。

また、施設申込はできても、申込書の送付、代金支払、キャンセルなど、その後の手続は、その度毎に窓口、施設で行うという不便さは避けられない。

そのためより完全で、より便利な情報提供システム、さらに施設利用システムの開発が

第7図 地域サービス情報システム システム構成図



資料 神戸市総務局

求められ、次第に実施化への道をたどりつつある。

(1) 地域サービス情報システムの構想

これまでみた個別的情報サービスシステムの欠点を改め、行政情報を総合化・OA化したのが第7図にみられる地域サービス情報システムである。このシステムの特長はこれまでの個別情報システムと比較して、次のようにいえる。

第1に、中心センターとしてハーバーランド情報センターを設置することである。これまで市庁舎の情報システム室が管理している汎用電算機があり、そこに情報が集積されていた。しかし、これは行政情報を統合する意図で設置されたものではなく、また、それだけ膨大なデータを処理する能力をもっていない。

第2に、行政サービス情報のすべてを入力させていくことになっている。第12表にみられるように、市民生活に必要な情報として市政・施設・制度・人材・講座情報などを入力していくことになっている。

もっともこのようなシステム化が行われるためには、図書館のよう行政事務そのもののOA化がすすんでいかなければならない。

したがって今後、統計書作成、予算編成、人事異動など完結した文書・データの作成そのものがパソコン処理され、OA化されていかなければならない。

第3に、キャプテンをはじめとして広汎な端末機によって、検索が可能となる点である。これまで市関係の端末に限られ、外部からの検索が不可能であったが、情報サービスを前提としたシステムの創設によってそれが可能となったといえる。

そのため観光情報サービスが行っているように、市内の市民情報サービスに必要なデータを、このシステムに入力してもらうための行政努力、システムの編成が必要となってくる。

(2) 地域サービス情報システムの内容

地域サービス情報システムの全体概念図は、第7図のとおりであるが、これらが一齊に実施されるわけではない。また、行政情報といっても住民登録、市税状況のようにプライバシーに関する情報もあり、必ずしも全部がサービス網に乗せられるのではない。

また、図書館情報・観光情報などは、既存の情報システムを新しいサービスシステムに連結するだけで、地域サービス情報システムとして機能する。これに対して、現在稼働中である情報処理システムを有していても、地域サービス網に乗せるためには入力・検索方式を含めて再検討すべき情報もある。ことに市立図書館などは、個別閉鎖システムになっているので開放系に改善し、市民が身近な端末で検索できるようにすべきである。

したがって市民向けの地域サービスといっても情報システム化するには、選択し、個別の対応が求められる。

このような視点から当面、市民ニーズが大きくシステム化が容易なものを、情報の性質別に分類したのが、第12表のシステム対象表である。

まず第1に、サービス情報を一般行政情報、施設利用情報、講座教室情報に分類している。

このうちに一般情報は単なる提供のみとなるが、これらの情報のなかには外郭団体に関する市民ニーズの高い情報もある。たとえば福祉振興協会などの人材情報である。し

第12表 システム化の対象

大分類	中分類	小分類	案内	空き状況	利用申込	抽選	結果確認	料金精算	利用確認	実績管理	備考
情報提供		神戸市からのお知らせ	◎	—	—	—	—	—	—	◎	
		くらしのための情報	◎	—	—	—	—	—	—	◎	
		人材情報・サークル活動の案内	◎	—	—	—	—	—	—	◎	
施設情報	スポーツ	野球場	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		テニスコート	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		体育館	◎	○	○	○	○	○	○	○	
		球技場	◎	○	○	○	○	○	○	○	
	ツ	陸上競技場	◎	○	○	○	○	○	○	○	
		ゴルフ場	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		プール、フィールドアスレチック等	◎	○	—	—	—	—	—	◎	予約不要
会議	会議室、ホール、展示場、その他	◎	△	△	△	△	△	△	△	◎	
	宿泊室	◎	◎	△	—	—	△	△	△	◎	K T - N E T 連繋
講座教室	一般講座教室	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	特別講座教室 (地域対象、不定期)	◎	—	—	—	—	—	—	—	◎	

◎: システム化対象。

○: システム化対象。本番稼働時期については各施設と調整中。

△: 各施設の台帳管理業務のOA化に合わせて対応する。

—: システム化対象外。

- (1) スポーツ施設 野球 26施設 球技場 16施設
体育館 21施設 ゴルフ 3施設
テニス 22施設 (126面)
- (2) 会議室・ホール等 91施設
- (3) 宿泊施設 10施設
- (4) 講座教室 94施設 約2,000講座(年間)

かし、これらの情報をデータベースに入れることはもちろんのこと、まして、外部から検索させるとなると本人の承諾・了解が必要である。

情報提供としての市政通知以外の情報については、市民ニーズの高いものから順次、入力するとしても、行政秘密・プライバシーなどの問題が必ず存在する。

さらに入力については確実を期していかなければならず、変更・修正につき即時・確実に入力・修正できるシステムが必要である。

たとえば過日発生した布引ロープウェイの運行中止とか、夏季・冬季の営業時間の相違など正確な情報を、情報センターに通知するよう職員の研修が求められる。

第2に、情報入手によって目的が達成される一般行政などの案内情報の段階、つぎに申込みのみで、後は一般処理に従う段階、そして最後は利用申込・料金精算などすべてを処理する情報システムの段階と、一応3段階の区分が考えられる。

これらのサービスのうち3段階のシステム化は、特に競争の激しい運動施設が先行して行われるが、勤労市民センターなどの施設についても、特定団体・グループの利用頻度はかなりあり、システム化によって早急に、料金払込などの手数を除くようにすべきである。

2. 情報サービスの個別システム

市民情報サービスにあっての前提条件は、市民が欲しがるような情報、また、市民がその行政へのアクセスを欲するような情報があること、そしてつぎにそれが大量に存在し、かつ、市民がそのコストを支払う用意があるだけの価値ある情報があることである。

そしてこのような前提条件が市民情報サービスの必要条件とすれば、つぎに行政側として導入コストが安価で収支が相償うこと、さらにOA化によって十分に業務の迅速・軽減化が図られ、職員・市民ともに大きなメリットを享受することができるこれが十分条件といえる。

このような必要・十分条件を充足する行政情報は非常に少ないが、神戸市のケースでは施設利用情報として、市民ニーズのきわめて高い情報があった。

それが運動施設の利用申込などの市民ニーズであり、また、それらの管理状況への市民アクセスである。このなかでもことにテニスコート、ゴルフ場の利用状況への情報サービスシステムは、市民のニーズの極めて高いものである。

(1) 施設利用システムの概要

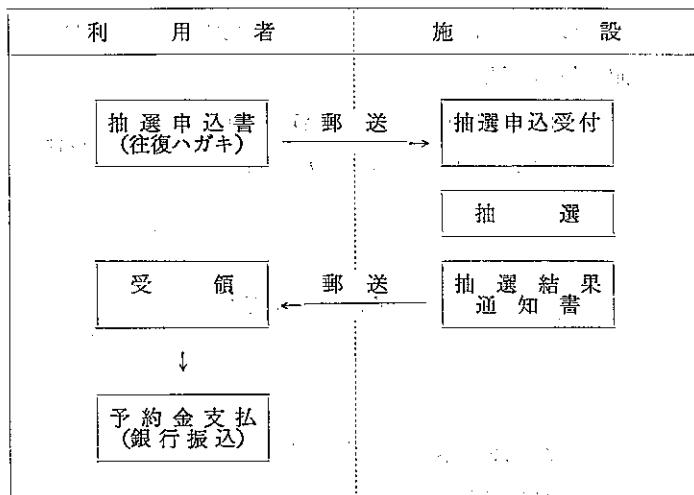
神戸市が実施しようとする地域サービス情報システムは、戦略的には施設利用システムをベースにして展開されようとしている。その施設システムの概要は次のようなものである。

まず、現行システムは、第8図のとおり、最も競争の激しいゴルフ場の土・日・祝祭日には、往復ハガキで申込み、抽選に当たると、結果が通知され、銀行払込が行われる。この場合、直接利用者が現地に出向く必要はない。

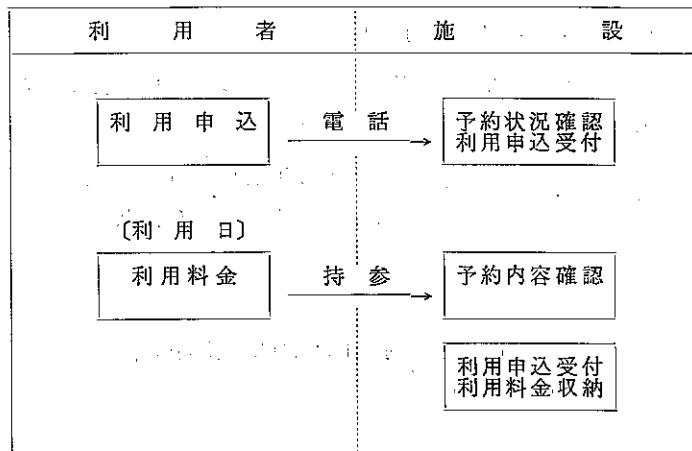
これに対して平日分は、電話受付で利用料金持参であるため、利用申込・料金のため

第8図 現行のゴルフ場申込方法

(1) 土、日、祝祭日 …… 往復ハガキによる抽選方式

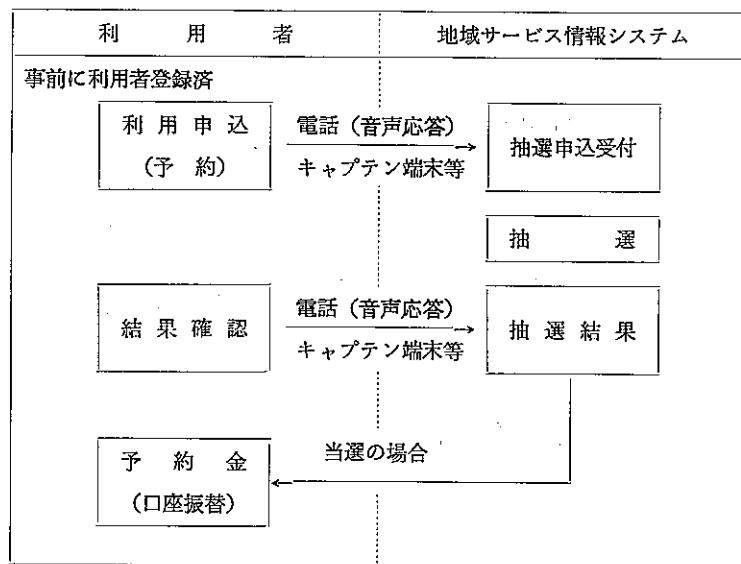


(2) 平日 …… 電話による先着順受付

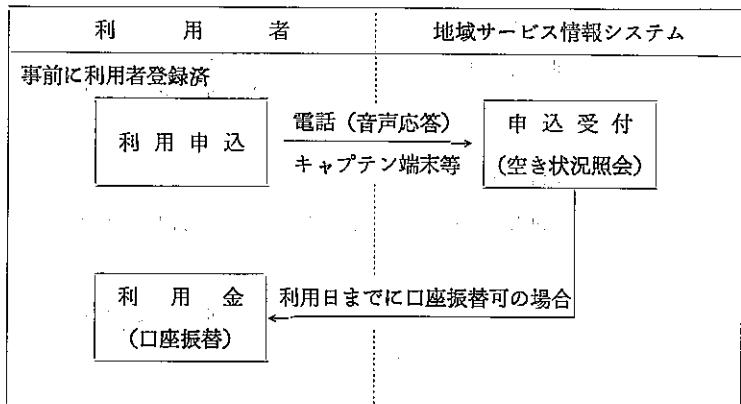


第9図 地域サービス情報システムによるゴルフ場申込方法

(1) 土、日、祝祭日 …… システムによる抽選方式



(2) 平 日 …… システムによる利用申込



施設まで出向くことになっている。

いずれにしても、時間・労力がかかるので、第9図のようにコンピューター化を図り料金決済機能まで処理してしまおうとするシステムである。そのため新たに登録者制度を設けて、コンピューター処理を容易にするとともに、料金の口座引落しを行うこととしている。

この市民サービス情報システムはこれまでのハガキ、窓口方式と比して、次のような特色をもっている。

第1に、運動施設は相対的に不足している。ことに土・日・祝日となると、民営施設を含めて利用を確保することは容易でない。

しかもパブリックのゴルフ場となると、その競争率はかつての宅地分譲並みの倍率となる。したがって市民ニーズという点では、他の行政情報サービスの追随を許さないだけの強さをもっている。

第2に、施設利用件数は個別的にみれば、機械処理をすべき程の多量の件数ではない。しかし、数倍、場合によっては数十倍の申込件数をベースにすると、数値は飛躍的に増加する。

さらに、全施設数を合算すると、住民登録、課税事務に匹敵する数十万の件数に達する。したがって機械処理の対象とする件数としては申し分がなく、しかも、処理コストに見合うだけの行政事務量が存在するといえる。

第3に、競争率がそれだけ高いということは、事務手続もまた繁雑である。施設利用収入は一定額であるのに対して、申込受付、抽選、料金徴収などの手間はかなりコストがかかる。そのため機械によって、迅速かつ正確に処理するとともに、安価に処理することが事務的には求められる。

しかもシステム化により、申込受付のみでなく、抽選、料金精算、確認など、受付以後の多種・多様な業務の機械処理が可能となる。それ故に、件数のみでなく、事務として労力・時間を強いられる料金精算などの省力化の点からも、行政上の節減効果は大きい。

そしてこのことは同時に市民にとっても、2度、3度と施設へ出向くことが不要となるだけでなく、利用の申込・確認などの手間も省けることになるため、市民サービスという点では確実な成果となる。

(2) 施設利用システムの実効性

市民情報サービスの第一歩として、スポーツ施設をとりあげたことは、きわめてすぐれた政策視点といえる。問題は市民がこのシステムになじみ、よく活用し、システムとしても円滑に稼働するかどうかである。

しかし、これは実施上の政策課題として後に検討するとして、情報サービスとしてはかなり実効性のあるシステムであるといえる。それはこのシステムが単なる行政情報の提供というサービス行政ではなく、次のような特色・利点を備えているからである。

第1に、利用者登録カードを作用することである。このことによってコンピューター処理をより簡単に見えるようになる。

第2に、登録料、カード利用料を徴収する方針であることである。利用者のみでなく申込者はすべて登録制となるので、利用者・件数の何倍かの収入が見込まれる。

第3に、申込事務のみでなく、第12表にみられるように案内、空き状況、利用申込、抽選、結果確認、料金精算、実績管理を行うことである。

第2節 市民情報サービスの政策課題

1. 情報システムの実施課題

情報サービスのむずかしさは、専門家が抽象的に考えて、すぐれたシステムであると考えても、それが必ずしも市民に普及するとは限らないことである。

その典型的な例が全国版キャブテンである。キャブテン自身としてはシステム的にはすぐれた機能をもっているが、高い費用を支払い、面倒な操作をしなければ、市民が欲する情報に到達できないという欠点のため普及度は低い。

もし、フランスのように無償で機器を配付し、電話番号の検索というニーズがあれば、市民は自ら操作技術を習得し、システムの発達、普及も早まることがある。要するに情報サービスのシステムではなく、そのシステムを定着させるためのシステムがすぐれていなければならぬ。すなわちコスト、ニーズなどの普及のための戦略である。

神戸市の地域サービス情報システムも同じ問題が潜在しており、実施のためこれら課題を慎重に検討していかなければならない。

(1) 施設利用システムの実施課題

神戸市が行おうとしている施設利用サービスは、画期的なものである。それは外郭団体・神戸国際カントリー倶楽部経営のパブリック方式のゴルフ場の申込が中心となっていることである。

このことによって利用者数、利用ニーズ、利用収入の点にあって、きわめて恵まれた条件に提供者である神戸市が立つことができるからである。

しかし、これらのシステムが順調にいくためには、次のような点に十分な配慮がなされることが求められるのである。

第1に、映像サービス・利用がなければ、空き状況などは、電話による照会だけではきわめてむずかしい点である。

第2に、申込の確認・利用の確定も電話では将来のトラブルが発生しやすく、ファクシミリなどによる文章処理が不可欠となる。

この点、このシステムの理想的な点は、第13表にみられるように処理機能の異なる多くの端末の利用を可能にしたことである。

第3に、キャブテンの利用を考えると、これらの端末機の普及を並行して図っていかなければならない。

第13表 利用メディアと処理機能

		案内	空き状況	空き申込	抽選申込	抽選結果認	利確用者認	実績管理	情報ナメンス
業務用端末	日電N5200(P C9801)	○	○	○	○	○	○	○	○
	日立2020	○	○	○	○	○	○	○	○
	ディスプレイ・ホン	○	○	○	○	○	○	×	×
	F A X	×	×	×	×	×	○	×	×
市民向け端末	キヤプテン	○	○	○	○	○	×	×	×
	ハイパ一口ボ	○	○	○	○	○	×	×	×
	パソコン通信	○	○	○	○	○	×	×	×
	ディスプレイ・ホン	○	○	○	○	○	×	×	×
	電話(注1)	△	○	○	○	○	×	×	×

注1. プッシュホン入力方式

ダイヤリング入力方式 登録番号、暗証番号、施設コード、日時等の入力

音声入力確認方式

注2. ディスプレイ・ホン 電話機に小型の液晶ディスプレイが付加されており、パソコン通信端末機としても利用可能。

(2) 全体構想システムの実施課題

地域サービス情報システム全体構想の実施への課題として、最も気懸りな点は、データベース型の利用が基軸であり、双方向システムの活用への視点が希薄なことである。

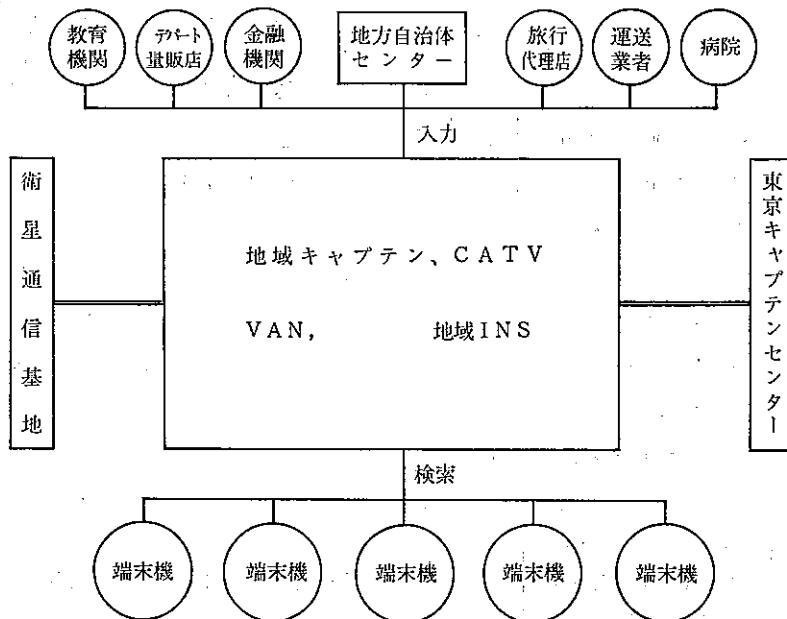
さらに情報提供機能として音声(電話)応答のみでなく、映像伝達機能、記録提供機能(ファクシミリ)が不可欠である。これらの機能が付加されることによって、情報サービスもより完璧なものへ近づくことになる。

要するにデータ処理機能のみでなく、神戸ポートキャプテンなどの映像・記録提供機能に不可欠のシステムとして全体システムのなかに組込み、むしろ映像処理を前提としたシステムをベースにして展開すべきではなかろうか。

第1に、全体構想を順次、実施に移し、可能な限り地域情報が一元化されることがぞられる。それは利用者のニーズに応えるものであるとともに、提供者側にとってもコスト・収入の面でメリットが大きくなるからである。

全体構想としてはさまざまなプラン・システムが考えられるが、第10図のようなパターンが想定される。

第10図 未来型コミュニケーションモデル都市



神戸市『ニューメディア・シティへの政策ビジョン』60年3月22頁

第2に、市内のあらゆる情報が、地域サービス情報システムに連結されることがのぞましい。

日経テレコムなど特殊な有料情報は別として、大学では一番普及しているのが、アルバイト、就職情報で、市内中小企業の就職を支援するため、これら情報提供システムを行いう方向で努力すべきであろう。

第3に、自治体をはじめとして、各企業・団体が、このような情報システムを積極的に活用していくべきである。たとえば、神戸市でも阪神・播磨の情報を得られるようにポートキャプテンへの入力を広域的行政協力ですすめるべきである。

また、行政ベースでも、アンケートシステムを活用して各種アンケートを行うようになると、各区役所・支所などの通知はニューメディアで行うことなどである。

2. 情報サービス都市への政策課題

地方自治体の情報化、すなわちOA化による情報処理の効率化、情報提供サービス化が叫ばれてすでに10余年がたっている。

この間、最も顕著な進展は、住民情報の府内OA化であろう。これに対して市民サービスのためのOA化は立遅れている。

しかし、これはシステム化の順序からいえば、まず行政情報の整理としての府内OA化が先行し、そのシステムを利用しての市民サービスのためのOA化が図られることになる。

ただ、府内OA化でもいえることであるが、当初のOA化・コンピューター化ほど簡単であり、効果が大きいのである。そして、システムが複雑になり、利用目的が高度化するにしたがってシステム化もむずかしくなる。

その卑近な事例が、コンピューター化による給与・課税計算に比して、住民情報のOA化は、コストが高く、システムも複雑である。そのため住民情報の多目的・重複利用が求められることになる。

住民情報サービスとしての地域サービス情報システムは、この府内OA化の次のステップであるが、それだけに行政としては新しい発想で対応し、市民ニーズに耐えるだけのシステムを開発していくなければならない。

すなわちこれまでの情報化は、第1次が自治体・企業といった経営体の内部事務のコンピューター化であった。その最も効果的なものが計算であった。第2次が、このような内部事務のコンピューター化をベースとした、利用者へのサービスとしての機械化、すなわち住民登録のOA化とか銀行の自動支払化、JRのみどりの窓口による切符のネットワーク化などである。

第3次の情報処理化は内部事務の効率化の要が第1次、第2次より小さくなっているので、OA化において新しいシステムの開発が求められる。それのみでなく第3次のコンピューター処理には、そのシステムを推進するための社会的システムとしての新しいシステムが求められるのである。

たとえば第3セクターによる情報会社、また、会社・官庁による共同利用システムなどである。これまでの第1次、第2次の情報化処理の技術・発想の延長的思考ではなく、コペルニクス的転換をもたらすような、システムの創造的破壊が求められるのである。

(1) 情報サービス都市への政策評価

情報都市、高度情報化社会など、いわゆる情報化に対応した都市社会へのイメージはさまざまの内容を含んでいる。

1つは、情報処理技術、ソフト、ハードの双方にわたって、すぐれた機能を持っている都市ということになる。

2つは、情報技術を駆使して、市民への情報サービスが濃密な都市といふことがある。

しかし、このような情報サービス都市の形成は容易でない。それはソフト・ハードの技術よりも、情報サービス都市への認識に関してである。

たとえば情報化社会への対応としての新しいメディア・サービスの創設は、中小企業の情報化推進や情報関連産業の立地促進、神戸の戦略産業たる文化産業の育成、市民生活向上への貢献の諸点から神戸における産業振興・市民福祉向上に役割を果たすことが期待される重要な都市インフラである。

しかし、交通システムと同じように、必要であるからとして建設しても、ます需要がなければ経営破綻し、ついで需要があってもシステム・サービスが悪ければ、競争相手に需要を奪われてしまう。

情報サービスのメディアは、あくまでコミュニケーションのツールに過ぎないことを認識したうえで、その効果を現実に發揮するための利用者ニーズに則したシステムづくり、「神戸らしい」情報システムづくりが求められている。そのためには新しい発想・政策展開が求められるのである。

これまで情報サービスの促進エネルギーとなった情報の送り手側の論理のみによる事業化は、情報の受け手側への精緻なニーズ調査や、探算性分析を欠く結果となってしまい、神戸市においても、これまで見たようにCATV事業・キャブテン事業はともに経営的に苦しくなっている。したがって情報の受け手としての市民サイドの発想が求められる。

次に政策対応にあっても、これまでニューメディアがないからといって道路のごとく市民生活に直接影響を及ぼすことではなく、また地域産業が直ちに衰退するということもないという考え方方が支配的であった。

そのため経済界も、自治体も自らの責任とか、経営対象として真剣に考えてこなかった。しかし、電話・テレビは道路以上に必要であり、将来、ニューメディアを含めた情報サービスは不可欠のサービスとなっていくはずである。

ただ、情報化には多額の投資が必要であり、しかもその効果は、道路・港湾の整備等に比較すると具体的な予測が困難である。それだけに民間独自での事業化が難しく公的支援による第3セクター方式で事業化がすすめられてきた。

しかし、経営困難であるからとして、情報メディアへの支援体制は必ずしも十分ではない。この点、交通との関連で考えるべきで、交通はその公共性に応じて、財政支援、共同セクター方式はかなり浸透している。

情報メディアも同じであって、その“公共性”に応じて、地元経済界、自治体が、協力して発展させていくべき社会的インフラの1つなのである。

第1に、情報サービスについての地方自治体の役割についての再検討が必要である。情報サービスにつき行政的所管は郵政省であり、地方自治体は全く関係がないともいえる。また、サービス提供者としては、NTTなりNHKがあり、仮に新しいシステムが必要であっても、これらと類似の事業主体が分担するべきであると考えられてきた。

しかし、これから情報化社会の進展を考えるとき、これらの情報システムを全く民間ベースで考えて、自治体の行政的責任を否定するのは問題である。

それは先にみたように交通・病院なども、民営で供給は可能であるが、自治体が分担している。これと同じように、情報システムについても自治体が公営ですることはないと、第3セクター方式で、交通サービスなどと同じように官民が協力して行うべきである。

第2に、情報サービスシステムはこれまでみてきたようにそれ程、収益性のある事業ではない。

そのため初期の設備投資の利子負担をカバーするため、第3セクター方式によって、関係団体から出資を仰ぐ方式が採用されている。

しかし、本来の情報サービスも地域関連のすべての企業・団体がそれに参加し、利用していくけば、収益ベースに乗せることはできる。

現に神戸ポートキャブテン（K.P.C）につき、加古川市が施設サービスをキャブテン処理で行っている。これに神戸市が加わり、さらに県内の団体が参加・利用していくれば平均コストも下がり、情報サービス網としても充実することになる。

要するに各企業、団体が個別のメディアを独自で設立し、利用するよりも、既存システムをフルに活用することである。そのため物品購入の予約システムなどにつき、県下最大の物販店ともいえる「コーポこうべ」の参加、利用などが期待されるのである。

第3に、行政・企業・市民を含めた、情報サービスの実務政策上の審議会、研究会を設置すべきである。神戸市の情報システムをどのようなメディアを中心として普及させるのかである。

たとえばホームトレーディングにみられるように端末機をとってみても、個別システムが発達してしまうと、市民利用として不便のみでなく、情報システムとしての普及も逆に阻害されることになる。したがって、より利用されやすい情報システムという視点からは、音声画像の双方向メディアを中心としながら、紙のメディアがそれを補完するといった、各メディアの特色を生かした複合的利用、すなわちメディア・ミックスの方向を検討していくことが必要である。また、情報サービスの公平化という視点からは、高齢者・低所得者層などいわゆる情報弱者への配慮とともに、国際化の進展に伴い、増加が予測される外国人居住者の居住性・利便性をも考慮したシステム構築を進めていくべきである。

(2) 情報サービス都市への政策戦略

都市にとって情報サービスは、交通サービスと同じように不可欠なものである。しかし、交通に比して情報サービスは電話、テレビでほとんど一般的ニーズは充足されているため、市民はもちろん自治体もそれ程、切実感はない。

一方、これから情報化社会が進展し、市民の情報ニーズが高まると、相対的に情報サービスシステムの構築の立遅れが目立ってくるであろう。

たとえばCATVでも今日では、それ程不可欠なシステムと思われないが、これから新しい番組の創造、新しい利用システムの開発によって、生活に不可欠なメディアと化していくことになろう。しかし、団地造成、ビル建設時にCATVの配線・設備を付設するのと、完成後ではコストは格段に大きな差となる。

すなわち自治体としても交通と同じように、将来の情報システムの成熟を予測して、情報都市への基本構想を固めて、実施への準備を固めていかなければならない。

そのためには情報化社会の進展を前提にして、基本計画構想を固めなければならないが、その基本的視点は市民サービスへの情報システムとして構想を策定すべきである。それは交通などと違って、歴史的にみて都市装置としては新しい、ニューメディアなどに対して、期待感のみが先走り、効果を過大評価して、構想倒れとなつた情報都市構想が少くないからである。

すなわち地味であるが実効力のある情報サービスシステムを創出していくべきで、そのようなシステムの開発は同時に、都市経済へも貢献していくはずである。

たとえば、インナー地区を中心とした商店街情報システムの構築や常設情報センターの設置は、インナーシティ問題の解決策としても有効な手段となるであろう。

そのような基本構想の政策視点として、次のような点が考えられる。

第1に、情報化社会への自治体の役割を評価してみると、自治体はこれからはより主導権をもって情報化社会への政策対応を深めていくべきである。

そのためには自治体として、まず情報化社会の技術を習得し、政策センスを磨いていくためにも、自治体OA化をまず完成していかなければならない。

OA化は汎用コンピューターの第1次機械化と異なり、多様なシステムの採用余地がある。1つは、汎用コンピューターを中心としたデータベースの活用で府内のオンライン化、2つは、個々の部局でのワープロ、パソコン、オフコンの導入、3つは、各課のパソコン、オフコンとホストコンピューターとしての大型汎用コンピューターとをどう連結するかである。

これらの3つのOA化が同時並行的にすすみ、さらにOA化からメカトロニクス化、また、OA化からニューメディアへなど、OA化は府外へ、さらに高度化した情報処理、省力・省エネ・ロボット化などさまざまの発展方向を将来たどっていくことになるであろう。

したがって、各自治体はOA化の事業計画はもちろんのことメカトロニクス化、ニューメディア化に対してどう対応していくかをふくめてOA化の導入時点をしっかりと検討していかなければならない。ことに新庁舎の建設の場合は、LANを光ファイバーを軸として形成することが望まれ、施設建物がこれまでの冷暖房に加えてこのような情報化への内部装置を完備しなくてはならなくなつたことを十分に認識していなければならぬ。

また、将来ビジョンをどう策定するか。将来ビジョンを市民参加の委員会方式で策定するか、自治体内部の担当者グループで策定するかは問わないとしても、何らかの全体計画が必要である。そして年次的にOA化を図っていくという方式をとることが、OA化の実施にともなうさまざまの問題を処理する上においても不可欠である。

具体的なビジョンとしては、市民サービス、内部管理、地域情報の3つの大きな区分の情報システムにわけ、それぞれ内部システムを充実させることになる。それらをまとめて総合行政情報システムとしてまとめあげることになるが、それはまた政策決定支援

システムとして活用するためのシステムづくりでもある。

しかし、OA化はいわゆる事務管理部門の本庁とその出先機関などの管理行政事務に限られない。みどりの窓口のように市民施設の利用受付システムとか、図書館の利用システム、さらには各部門別のシステムとして水道、消防、病院などがある。さらにそれらを結びつけたネットワークの形成が将来さらに濃密化していくであろう。

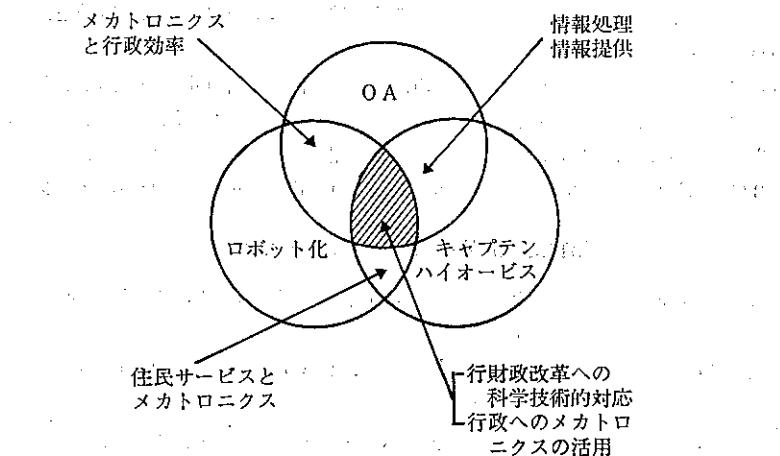
第2に、情報化社会の進展は、第11図にみられるように、ロボット化も含めて、多方面にわたる。

情報処理の分野に限られない。すでに新交通の無人運転にみられるように、行政的サービスの代行的機械処理が行われている。将来、福祉・廃棄物処理・施設サービスなどの多くの分野でみられるはずである。

すなわち、内部事務にとどまらず、外部の公共サービスの効率化をめざして、サービス・施設の効率化が図られつつある。たとえば、新交通システムにみられる無人化、病院内部の搬送システムにみられる省力化、施設の冷暖房装置のコンピューター制御などにみられる省資源化である。

また、住民への情報提供などを目的とするサービス分野でも活用がひろがっていくだろう。OAシステムは、「情報」を共通項に、情報提供システムとしての家庭から必要データが引き出せるキャプテンハイオービスへ、さらに「行政効率」を共通項に、ロボットの導入、自動化、省力化へと発達していくことが予測される。一方、「サービス」を共通項として、そのサービス形態の多様化、高度化が図られていくであろう。自治体はこのようなOAシステムさらにメカトロニクス化に対して、自らの政策ビジョンに基

第11図 行政におけるコンピューター利用分野



づいてこれを制御し、使いこなしていく前傾姿勢をもたなければならない。

OAシステムは内部事務処理でなく、行政のメカトロニクス化へとひろがっていく、たとえば、交通のコンピューター制御による無人化、作業のロボット化、施設管理のコンピューター化などである。

現在、水道の送配水、ごみ焼却などの施設管理の省力化がすすんでいるが、将来、福祉、教育、保健などの分野にもひろがっていくであろう。現に医療機器のコンピュータ化はめざましい急展開を見せつつある。

巨額の費用を投入してそれほどの価値があるのかと疑いたくなるような分野もある。しかし、自治体はこのようなコンピューター化に対して一種の拒否反応を呈しつつこれまできたが、果して将来、このような対応姿勢で、真にコンピューターを利用し切れるのであろうか。

施設・サービスシステムは、施設管理面における機械化、さらにマイクロシステムによる無人化が図られていくであろう。神戸市の新交通システムは無人化となっており、施設面では冷暖房のコンピューター・システムコントロールが導入されているが、ごみ焼却場、下水処理場の部分的機械化からさらに広い範囲にわたる省力化が図られていくであろう。

民間企業における製造部門にあっては、機械化、自動化、システム化、無人化へと発展しつつある。地方自治体はどちらかといえばサービス産業なので、民間企業の無人工場化を導入する余地は少ないが、施設管理の面にあって、省力化がすすむのではなかろうか。

たとえば、マイクロコンピューターを導入した「新社会システム」の導入例は第14表のようになり、導入済、検討中のシステム数も多数にのぼる。

交通機関の事例では、神戸市の新交通システムはコンピューターによる自動運転、すなわち無人運転が行われている。

さらに市民ニーズとして利用度の高いのは駐車場状況で、各駐車場の「満車」という表示では、交通渋滞や事故の潜在原因になる。したがって公私を問わず複数駐車場の状況をリアルタイムに得られるようなシステムを開発していくべきであろう。

第3に、自治体の情報化社会への対応も、府内OA化から市民情報サービスのシステム

第14表 新社会システム導入例

省エネルギー系	ソーラーシステム、中水道利用システム、ごみ廃熱利用発電システム
情報・通信系	地域医療情報システム、CATV、公害監視テレメーターシステム
交通・物流系	新交通システム、バス接近表示システム、真空ごみ輸送システム

ム化になると、OA化からニューメディアの活用へと範囲を拡大することになる。――

したがって今後は、地方自治体はOA化によるノウハウ、技術、専門家などを基礎にして、さらにニューメディアへの対応へとすむことになるであろう。

すでに施設利用の予約・決済システムがキャプテンを使って行われているが、将来、一般住民サービスにあってもOA化のみに止まらず、さらに住民証明関係もファクシミリを使って各所への配達が瞬時に可能となり、将来は各家庭への行政情報の配布、さらにはダイヤル方式による行政自己データの検索システムなど、ホームバンキング、ホームショッピングと同じようなシステムが行政サービスにも波及していくであろう。

将来は福祉、環境、文化などの面にあって、CATVによる社会教育、ホームオートメーションによる在宅ケアなどあらゆる分野にわたってニューメディアの活用が期待される。

第4に、自治体のこのような情報化社会への政策対応をすすめるには、技術的なシステムの開発とともに、その政策を支え、推進する周辺のソフトなシステムの開発、水準向上がのぞまれる。

その1つが、専門家の育成、知識の向上である。情報処理・サービスについても、建築・文化財などと同じように専門家を育成し、情報化社会への研究・対応を深めていくべきである。

行政は専門集団といわれるが、ハードの土木・建築に比して、ソフトの専門集団は貧弱であり、文化行政と同じように行政の弱点といわれている。しかも、将来、情報化会社が深化すると、行政のアキレス腱になりかねない。

すなわち、今後OA化からメカトロニクス化にすすむにしたがって、そのシステムの導入にあたっては専門技術のみでなく、経営、環境、健康、安全、効率などあらゆる面からみて総合的効果としてよりよきシステムをつくりだす複眼的政策思考が迫られるであろう。

技術職員をみても土木・建築中心であり、公害問題が起り化学関係も強化されるようになつたが、機械関係、ことにエレクトロニクス関係は弱い。したがって、民間企業の売り込みのデータを過信・過大評価し、不必要な過重な装置を付設する失敗を犯さないとも限らない。

さらにこのようなシステムにともなう経営、財政的なシステムも開発・向上していくなければならない。普及を焦る余り、安易な無料政策の導入とか、メディア先行型の投資は、経営・財政上はマイナス要因となる。

たとえば、市民サービス情報システムについても、有料化方式を十分に当初から導入していくべきである。

すなわち情報は価値あるものであり、それへのアクセスは基本的には有料であるべきで、街頭キャプテンなどもカード方式などの有料制を原則とすべきである。市民サービスの名において軽々しく無料化すべきでない。

新刊紹介

進歩と貧困
台湾の土地政策
宮崎神戸市政の研究（第1巻）
近代日本地方自治の構造と性格
政策型思考と政治
高速道路と車社会

■進歩と貧困

19世紀における産業革命の進展は、旧勢力たる地主階級と新興勢力のブルジョワ階級との間に激しい経済的利益の対立をもたらした。当時、経済学は、この両勢力の対立を代替する形で発展し、そこでの理論展開は、1つの政治的立場の表明でもあった。この時期の代表的な経済学者であるリカードとマルサスの対立は、新旧両勢力の立場の違いを反映したものとしても知られている。

著者ヘンリー・ジョージが本書を執筆した1870年代後半には、すでに古典派経済学は、いわゆる限界革命の前に解体を始めており、経済学もようやく政治経済学から脱皮しつつあった。しかし、アメリカ資本主義の発展期に貧困の中で生まれ育ったヘンリー・ジョージにとって、その関心は労働者階級の生活向上であり、物質的進歩の中での貧困の原因の解明とその解決を狙うとする本書は、政治経済学の伝統を継ぐ経済学書であると同時に、すぐれた社会改革の書ともいいうことができる。

本書は10編で構成されている。

第1編「賃金と資本」及び第2編「人口と食料」では、賃金は生産力の増進にかかわらずかろうじて生計を維持させる最低限

度に向かうという当時の通説を批判し、賃金は、それに対して支払われる労働により生み出され、他の事情の等しい限り、労働者数とともに増加すべきであることを論究する。そして、人口の増加が賃金低下を招き貧困を生むとするマルサス説を痛烈に批判し、人口増加はより多くの生産量を可能にするため、一層の富みを生み出すとしている。

それでは、労働者階級の生活困窮の原因は何か。著者はこの点につき、第3編「分配の諸法則」で、土地、労働、資本への分配に関して、賃金と利子はともに騰落すべきものであり、地代が賃金・利子の増進を妨げているとしたうえで、第4編「物質的進歩が富の分配に及ぼす影響」及び第5編「問題解決」で、物質的進歩が土地私有財産制の必然としての地価の投機的上昇を通じて地代の取り分を増加させることを指摘し、土地が私有財産である限り、労働者は低賃金を余儀無くされると論じる。

このように、富の増大につれて貧困が深刻になるのは、あらゆる富の源泉である土地が独占されているためであるとする著者は、第6編「救済策」で、貧困根絶のためには、土地を共有制にすべきであると主張し、第7編「救済策の公正」で、労働による

生産物でない土地への排他的所有権には元来何の根拠もなく、土地共有制の提案は公正なものであると論究する。さらに第8編

「救済策の応用」では、共有制の実施に当たっては、土地を没収する必要はないし、地価又は地代への課税とそれ以外の全ての課税廃止を最良の方法として提案する。

最後に第9編「救済策の影響」及び第10編「人類進歩の法則」では、このような提案が実施に移されたとき、実現されるであろう素晴らしい社会について語る一方、富の不平等は民主主義を腐敗堕落させ、現代文明を衰退させること、また社会的平等の確保こそが人類を進歩に向かわせることを論じている。

著者の指摘とは異なり、その後、労働者が富の分配を争う相手は、地主ではなく資本家となり、さらに、混合経済、福祉施策の導入は富の再分配を通じて民主主義社会を実現させてきた。しかし、近年の我が国における地価高騰は、土地を「持てる者」と「持たざる者」との格差を再び深刻化させており、土地の公共性への認識を再確認するうえでも、本書は一読の価値ある書といえよう。

ヘンリー・ジョージ著
山崎義三郎訳
日本経済評論社 6,695円

■台湾の土地政策

本書は、1972年の日中国交回復以降、政府間の外交関係は途絶えているものの、様々な面において我が国と緊密な関係にある隣国、台湾の、極めて斬新な内容を有する土地政策の理念とそれを押し進める行政の

一貫性のとりこになった著書が、比較東アジア土地政策研究の一環としてここ数年進めてきた研究の成果である。

本書は3部からなり、第1部(1~3章)では、思想としての平均地権の特徴とその舞台となる台湾の地域経済と地方財政制度の分析、第2部(4~6章)では、平均地権政策の実態の解明、第3部(7~終章)では、平均地権に関連した施策の検討がなされている。

第1章の「平均地権思想の形成」では、国父と呼ばれる孫文が土地の有効利用とその成果の公共への還元を目指す「平均地権」思想をどのように発展させてきたかについて検討している。この思想は経済政策としての民主主義の核心をなし、新しい国づくりにおいて県を単位とする地方自治確立のための基礎的作業に位置づけられていた。

第2章の「台湾の地域経済構造と都市化」では、現実の平均地権政策が展開される舞台となった、台湾の地域経済構造の特徴を、台北市を中心とした北部区域の大都市化の過程を跡づけ、併せて87年から89年にかけての地価高騰と深刻な住宅難の実態を検証することにより明らかにしている。

第3章の「台湾の地方自治と地方財政」では、平均地権政策を担う地方自治体の財政制度について、財源配分を中心に検討を加えている。

第4章の「平均地権政策の展開」は本書の核心をなす部分であり、平均地権政策の主要手段である土地税制の変遷と課税の実態の検討を通じて、その政策意図がどの程度実現されているかを検証し、併せて近年の改革を巡る論争に言及し、その意味につ

いても考察している。

第5章の「台湾の遊休地利用促進政策」では、過去2回の地価高騰時に切札として実施された遊休地利用促進政策例の検討を通じて、今回の地価高騰時において何故いまだに遊休地利用促進政策が実施されていないかについて考察している。

第6章の「台湾の公共用地取得政策」では、税制と並ぶ平均地権政策のもう一つの柱である公共用地取得政策のこれまでの実施において、開発利益の社会還元がどのように追求されてきたかを検証し、その行き詰まりを開拓するべく行われた改革の諸問題を検討している。

第7章の「台湾の房屋税」では、建物の保有を課税対象とする房屋税の特徴と改革の課題について検討している。

第8章の「台湾の住宅問題と住宅政策」では、住宅政策の歴史と現状の検討を通じ、長年の平均地権政策の実施にもかかわらず、何故今日のような事態を招いたかを考察している。

終章の「結びと展望」では、台湾の土地政策の歴史的特徴及びその憲法的・理想と実態との乖離の原因を概括し、今後の土地政策の展望についても言及している。

本書は、台湾において、「地盡其利」「地利共享」（土地を有効に活用し、その成果は社会に還元する）という課題の実現を目指し、“平均地権”にもとづくユニークな土地政策が、経済成長と都市化の進む過程で、どのように遂行されてきたかについてまとめあげた労作である。

（川瀬光義著
青木書店 4,326円）

■宮崎神戸市政の研究（第1巻）

—企業的都市経営論—

宮崎神戸市政（昭和44年～平成元年）を評する書籍・文献等は、いわゆる「一般書」としてはこれまでにも数多くのものが出版されている。しかし、あるものは宮崎市政の特定の分野に関するものであり、またあるものは特定の時期に関するものであり、またあるものは全般には渡っているものの、5期20年間に及ぶ宮崎市政に対してはボリュームの不足、物足りなさが感じられるものであった。

本書はそのタイトルからわかるように、あくまでも「研究書」であり、経済学者の目を通し宮崎市政を企業的都市経営の歴史的代表例として、体系的にあるいは理論的に分析している。つまり、宮崎前市長の神戸に対する「思い」が生活環境基準の策定、人間環境都市宣言、しあわせの村の建設、ポートアイランド・六甲アイランドなどの海面埋め立て事業、須磨・西神ニュータウンの建設、ポートピア'81・ユニバーシティード・フェスピック神戸大会の開催等々、様々な政策・事業として実行に移されていき、その事業化手法・管理運営手法として公共デベロッパー方式、あるいは外郭団体方式が活用されたわけであるが、著者はこれを冷静に、あるいは客観的に受け止め、分析し、評価しているのである。この点について著者は、宮崎市政=企業的都市経営の評価に当たり、まず都市経営の実績を検証する必要性を指摘し、さらにその前に①社会化・収益化論争、②公共化・経済化論争、③政治化・経営化論争の3つの争点を克服していかねばならないと述べてい

る。

このうち、社会化・収益化論争については、宮崎前市長自身も市会答弁の中で、『……株式会社神戸市だとよく言われるのありますけれども……収益というのは手段でありますとして、目的はあくまでも市民福祉の向上であります。……最小の経費で最大の福祉を実現するのが都市経営の本質で……』と明言しており、著者も『……企業的都市経営が意図した多くの政策的使命、そして成果は、偏見と誤解の元に今日まで、正に評価されることなく放置されてきたのではなかろうか』と述べているように、これはまた、本書執筆の大きな動機の一つであるように思われる。確かに、宮崎市政といえば、なれば批判的に「株式会社・神戸市」、「公共デベロッパー」という言葉を連想する人が多いと思われるが、政策的效果を含め、本当にその意味するところを理解している人は決して多くないだろう。

本書は、全4巻のうちの第1巻であり、副題も「企業的都市経営論」と付けられているように、主として理論篇であり、第1章「都市経営の基本理論」、第2章「都市経営の基本概念」の2章から構成されている。今後、第2巻「公共デベロッパーの展開」、第3巻「企業的都市行財政の実践」、第4巻「企業的都市経営と政治」を年1巻のペースで刊行する予定になっている。

著者はこれまでに、「都市経営思想の系譜」において、戦前の都市経営思想についての研究成果を集成しているが、本書は、美濃部東京都政（本書でいう自治権活用型）と並び、戦後の代表的な都市経営の実

践者である宮崎神戸市政（本書でいう公企業活用型）を研究したものであり、これを端緒として都市経営思想研究の今後のさらなる展開を大いに期待していただきたい。

（高寄昇三著
勁草書房 6,180円）

■近代日本地方自治の構造と性格

本書は、著者が日本留学の間に書き上げた博士論文である。

著者は、歴史発展の理論に心を引かれ、ヘーゲルの歴史哲学をはじめ、主として西洋の社会科学者たちの社会変動理論を系統的に勉学していたが、そのような観念的・理論的な研究に行きづまりを感じていた。従って本書では、著者の従来の研究方法を一変して、資料を丹念に読み、資料をして歴史的現実を語らしめる方法により完成されたものである。

本書は、題名のとおり近代日本における地方自治の理念と実態の研究の書であるが、その目的は、日本近代国家の特質と効率を正しく理解することであり、そのためには、「国民」の政治的な体質（＝政治文化）及びその体質の形成過程（＝政治的社会化過程）をみきわめることである。日本の近代化は、明治維新以降国家主導でおしそすめられてきた。しかし、国家官僚の思うままに近代日本の「国民」が形成されたわけでもなく、また前近代的な民衆文化の「原像」がそのまま近代「国民」の政治文化を規定したわけでもない。つまり、「国民」の形成過程は、国家官僚の意志と民衆文化の「原像」との弁証法的な相互作用過程の所産であり、その隠れたメカニズムを見出

するために地方自治のあり方が格好の分析対象と考えたものである。

本書は5章から構成されている。第1章「問題の提起」では、先にも述べた問題の所在を明らかにするとともに、従来の研究史の検討、さらに具体的な分析方法として、国家、在地指導者、民衆といった3段階の下降的な分析方法をとった意義を述べている。

第2章「地方自治の思想構造」では、日露戦後における地方自治論の台頭の歴史的・社会的な背景をふまえながら、国家官僚の地方自治論及び農本主義知識人の地方自治論をそれぞれ分析している。国家官僚の地方自治論は、日露戦後経営としての地方改良運動を分析することで、その政策の内在的なエーストスを検出しようとしており、そしてそれとの対比の中で農本主義者の地方自治論を検討している。

第3章「地方名望家の思想と活動」では、第2章でみた地方自治論の現実での展開過程をあとづけるため、これまで「地方改良運動の国家的論理」と「地主支配の論理」との統一として位置づけられてきたいわゆる「模範村」づくりについて、埼玉県南埼玉郡潮止村（現八潮市域）を主な分析地域として、実態分析を行っている。

第4章「地方自治の参与実態」では、自治への民衆の参与の実態をみきわめることにより、自治の重層構造の全体像をとらえようとしている。在村リーダーシップとうらはらの関連性をもつ、いわばフォロワーシップの側面を細かく追究している。つまり、村指導者が志向してやまなかつた村体制及び村民像のあるべき姿は、実際どうい

う形であらわれてきたのかといった問題意識に立ち、村共同一致体制の実像、そして村民の態度及び行動のあらわれ方を綿密にあとづけている。

そして第5章「総括と展望」において、分析の結果を総括して、日本近代における地方「自治」の実像は矛盾と和解とが絡みあう重層的な構造として、しかも複雑な自己分裂をみせるものとしてとらえることができ、まさに「自治」の場は、国家の意志と民衆文化の原像とがはげしくぶつかりあう場にして、両方とも自己矛盾と屈折とを余儀なくされた、と結論づけている。

日本近代の地方「自治」の構造を単一の論理としては捉えきれない重層構造として把握する視点は、従来の研究に欠落していた視点を提示するものであり、近代日本の地方自治の研究者に限らず、現代の日本をみるうえでも貴重な示唆を与えてくれるであろう。

（金 長権著
刀水書房 8,858円）

■政策型思考と政治

本書は、都市型社会がつくりだした新しい政治景観とそこにおける市民の政治成熟の可能性について、理論的整理をもくろむものである。

都市型社会とは、近代ヨーロッパから始まる工業化・民主化=近代化によって、数千年続いた農村型社会が崩壊したのち、二十世紀にはいって、工業化・民主化の先発地域から、順次、移行していった新しい社会であり、筆者によると、1980年代の日本もここに位置するとされている。

農村型社会では、小規模の＜共同体＞が生活の単位であり、少數の例外をのぞけば食料、水、薪、家屋は地域で自給され、帝王、君主といえども、この共同体自体とこの共同体のうえに組み立てられる＜身分＞には介入できなかった。農村型社会の政治は、支配層維持のための貢納・徵税、これを強行する治安・軍事にとどまり、共同体・身分をふまえた、「無為」が政治の理想とされた。

しかし、共同体・身分という安住の地が解体されてしまった都市型社会では、個々の個人と政治とのかかわりあいは一変する。市民の日常生活は、政治によって決定される＜政策・制度＞のネットワークのなかに組み込まれることとなる。

上水や下水、電気、ガス、交通機関、さらに住宅、道路、緑といった、政策によって設置された巨大な都市装置によって、市民の日常生活が維持される。しかも、その安全基準、環境基準、整備基準が、いずれも政策課題となる。生活様式の＜都市化＞、＜社会化＞が公共政策を構造的に必要とし、その政策をめぐって＜政治化＞をひきおこす。市民生活のあらゆる領域が、政策・制度のネットワークで組み立てられ、たえず政治争点となる。都市型社会では、政治争点の日常化・全般化がおきるのである。

公共政策による市民の生活条件の制度整備、すなわちシビル・ミニマムの公共保障が不可欠であるため、これを巡って、＜市民活動＞がひろく広がるだけでなく、分業の深化・拡大にもとづく利害分化から＜団体・企業＞、ついで意見を巡る党派対立から＜政党＞が、この公共政策の策定・執

行に参入してくる。これを筆者は、政治の＜多元化＞と呼んでいる。

また、この公共政策は、国レベルの政府だけではなく、自治体レベルの政府、さらに国際機構レベルの政府の課題となっていく。今日では、政府は、自治体、国、国際機構各レベルに三分化し、国家に独占されるものなくなる。同時に、政策基準も自治体法、国法、国際法に三分化していく。つまり政治の＜重層化＞がおこる。

この多元化・重層化は、また政治における市民参加のチャンスの多元化・重層化でもある。政治は、＜市民化＞され、市民の参加を土台とし、政策・制度ないし政府の選択を巡る、市民の組織・制御技術、つまり＜社会工学＞となる。この結果、絶対無謬、包括という近代がつくりだした国家観念は破綻する。

都市型社会では、政策は、まず個人の日常生活から出発することになる。個人が政策主体なのである。政策とは、問題解決の手法の模索であり、個人、あるいはこの個人からなる運動・組織・機構による、問題解決のための作業仮説の設計といってよい。

政策は、①個人の解決能力をこえる「問題領域」をめぐって、②資源の集中効果を発揮できる「解決手法」があり、③ミニマムの政策・制度保障として「市民合意」がえられるという、三条件を満たすとき、公共政策となる。公共課題の解決の模索としての＜公共政策＞は、市民、団体・企業、政党さらに政府の各レベルで構想されるが、自治体、国、国際機構の各レベルの基本法にもとづく「手続」によって、公認の正統政策となつたとき、公共政策は「政府政策」

となる。

政策は、今日では、自治体、国、国際機構という三レベルに分化する、いずれかの政府を、制度主体として前提せざるをえない。政策構想は、その政策課題の特性に応じて、自治体、国、国際機構という政府の三レベルのいずれかを想定しなければ、実現のレベルを見うしなうからで、<政策>が<制度>つまり政府レベルと結びつくという認識が必要となる。政策・制度ないし政策論・制度論は相互に循環し、政策型思考と制度型思考とは対応していく。

以上のように、都市型社会とそこにおける政策の特性について論述したのち、著者は、都市型社会の成熟とともに、「自治体による分権化」、「国際化と国際機構の成立」そして「政策水準の文化化」という時代潮流のなかで、政治過程における政策の定位と市民の新しい政治可能性を探っていく。

本書は、「大衆社会」における<市民>の定位という基礎作業から始め、シビルミニマムの提唱によって70年代の自治体政策を指導してきた筆者が、都市型社会の成立了現在、<市民>を起点として、市民良識・市民文化という<生ける法>を、各政府レベルでいかに政策化、制度化するかを提言しており、自治体政府の関係者にとって、特に有用な書となるであろう。

(松下圭一著
東京大学出版会 3,914円)

■高速道路と車社会

—英国の道路交通政策の変遷—
交通体系の充実は、その国の経済の発展、人々の厚生の拡大に最も大きな影響を与える重要なファクターの一つである。

とりわけ、現在のモータリゼーションの時代においては、高速道路網の充実は、緊要な課題である。

しかしながら、一方では、高速道路網の充実は、船や鉄道から、トラック・乗用車へと交通手段の変遷を助長した。そして、道路周辺において、NO₂や騒音など様々な環境汚染を引き起こしてきた。また近年では、地球規模の環境汚染への影響としても捉えられてきた。

高速道路網の拡大は、長短の影響があるが、それをどのように考えていくのか、国民の求める経済・厚生水準、自然・環境の保護など、トレード・オフの関係にあるファクターに対して、人々の望む生き方まで含めて論じられる必要があろう。

そういった中で、諸外国の例を参考にし、また学ぶことも一つの方法である。

英国では、日本の名神高速道路の一部開通より5年早い、1958年に最初の高速道路が開通した。そして現在では、総延長距離にして約2,500kmの高速道路網が整備されている。これは、日本の現在の高規格幹線道路網約5,000kmに対して半分という状況である。

さて、本書の原著は、1982年に出版されているが、それに、今回の日本語訳の出版に合わせて、加筆されている。

本書の構成は、15章に分かれており、各章ごとに特定の論争・開発に焦点を当てながら、ほぼ年代順に記されているので、英国の道路・交通政策の流れを掴むのに容易なものとなっている。

第1章では、都市間における高速道路の

必要性が強調された最初の高速道路計画について、第2章では、都市内における道路開発の欠如による都市問題の悪化について、第3章から第7章までは、それらがもたらした問題とそれに対する対応、つまり、路上駐車問題と交通管理、ロードプライシング、都市交通の長期的分析を記している。

第8章から第10章までは、都市内高速道路について、第11・12章は、トラックルートと大型トラック問題について、第13章は、70年代後半における幹線道路計画と高速道路計画の衰退について触れている。そして第14章では、それまでの13の章でみてきた道路・交通政策の基本的な姿を吟味し、基本政策がどのような理由・条件で変化してき

たかについて筆者の考察がなされている。そして、第15章では、日本語訳の出版にあたり、1980年代の急速な経済成長と多くの高速道路の拡張について加筆し、その結果、新しい「高速道路の時代」が到来するかどうかは、今後の動向に注意する必要があるとしている。

英国の高速道路政策について、これだけ詳しく論及したものは希有であるし、また、一国の政策展開の流れとその原因についての考察としても非常に興味深い書である。

ディビッド・スターキー著

UTP研究会訳

学芸出版社 2,678円

編 集 後 記

* 最近、ニューメディアという言葉をよく目にします。地域キャブテンや都市型CATVはその典型的なものであるが、パソコンやファクシミリさらに多機能電話もニューメディアに含まれる。各家庭におけるニューメディアの普及はすくんでいるようだが、各メディア毎に普及率は異なり、この点を地域情報化をすすめるうえで十分に認識しなければならない。すなわち、だれでも同じ情報サービスが受けられるという公平性をいかに達成するかが大きなポイントであると考える。市民すべてに提供されるべき情報の場合、加入者と未加入者との間で差が生じることがあってはならない。その意味で、地域情報化はニューメディアと従来メディアを総合的に体系づけてすすめなければならないのである。

* 今回の特集は、「地域情報化へのビジョン」を取り上げ、総論として、姫路獨協大学滑川教授に、産業振興の観点から流通科学大学吉田教授に、神戸市における地域情報化への取り組みを神戸市総務局伊達参事に、地域キャブテンについて神戸ポートキャブテンの石井部長に、CATVについて神戸市開発管理事業団野浪課長に、NTTの地域情報化対策についてNTT神戸支店鹿野副支店長にそれぞれ執筆いただいた。

* 特別論文として、第7回勧神戸都市問題研究所・宮崎賞を受賞された、福井県和泉村池尾村長と、熊本県菊鹿町富田町長に実践報告をいただき、また、都市経営研究会に「宮崎神戸市政の研究Ⅶ」を執筆いただいた。

都市政策バックナンバー

- 第55号 特集 都市のアイデンティティ 1989年7月1日発行
第57号 特集 鉄道建設とその経営 1989年10月1日発行
第58号 特集 都市と医療 1990年1月1日発行
第59号 特集 宮崎市政の総括 1990年4月1日発行
第60号 特集 都市と文化産業 1990年7月1日発行
第61号 特集 都市と公共デベロッパーの評価 1990年10月1日発行
第62号 特集 インキュベータ政策の課題 1991年1月1日発行
第63号 特集 インナーシティ再論 1991年4月1日発行
第64号 特集 アーバンリゾート 1991年7月1日発行
第65号 特集 高齢者福祉 1991年10月1日発行
第66号 特集 住宅政策 1992年1月1日発行

☆年間予約購読のおすすめ

書店にて入手困難な方は、当研究所へ直接お申込み下さい。

予約購読の場合、送料は当研究所が負担いたします。

季刊 都市政策

第67号

- 印刷 平成4年3月20日 発行 平成4年4月1日
発行所 財団法人神戸都市問題研究所 発行人 高寄昇三
④651 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号(神戸商工貿易センタービル18F)
振替口座 神戸 3-75887 電話 (078) 252-0984
発売元 劲草書房
④ 112 東京都文京区後楽2の23の15
振替口座 東京 5-175253 電話 (03) 3814-6861
印刷 田中印刷出版株式会社

月刊自治職員研修

B5判 138頁 定価730円 每月10日発売

●日本の都市計画を考える● <連載予定>

第1回(4月号) 3月19日発売

諸外国の都市計画制度比較と今回の地価高騰

第2回(5月号) 4月18日発売

都市計画制度と地価

第3回(6月号) 5月18日発売

都市計画法・建築基準法改正案

第4回(7月号) 6月18日発売

都市計画制度変更と地価

第5回(8月号) 7月18日発売

これからの土地利用規制の方向

公職研 〒101 東京都千代田区神田神保町2-12

TEL 03-3230-3701

地方自治を語るみんなの広場

〈予告〉

月刊

自治 フォーラン 1992.4 定価480円(本体466円)
VOL 391

特集 外国人居住者と地方自治体

〈総論〉

外国人居住者問題への視座 花見 忠
日本国憲法と外国人 中村 陸男

〈各論〉

外国人居住者に対する国の施策 新島 良夫
—外国人労働者をめぐる諸問題—
外国人居住者の生活と地方自治体 江橋 崇
外国人居住者の教育と地方自治体 中西 畏
地域社会と外国人居住者 小山八千代
民間企業と外国人労働者 佐崎 昭二
(比較事例)
諸外国における外国人労働者受け入れ策 手塚 和彰
(事例)
①「かながわ国際政策プラン」について
②豊島区における外国人居住者施策について
③大泉町における外国人居住者施策について

編集 自治大学校・地方自治研究資料センター

(〒106) 東京都港区南麻布4-6-2

電話 03 (3444) 3283

発行所 第一法規出版株式会社

(〒107) 東京都港区南青山2-11-17

電話03(3404)2251 振替口座東京3-133197

大好評発売中

新版

地方公務員が個人責任を問われるとき



内容紹介

本誌好評ノリ。大好評発売中。1. 服務上のトラブルによる責任
2. 仕事上のトラブルによる責任
3. 個人生活上のトラブルによる責任

責任「が」地方公務員になりました。
地方公務員であることで直面する
責任問題の対処法を法律的な側面
からわかりやすく解説。日々起
るトラブルをスムーズに解決する。

公務員二人に一冊必読の書です。

公人の友社

A5版 各巻定価1400円

助神戸都市問題研究所編／都市政策論集 新刊

☆第14集 外郭団体の理論と実践 定価 2,500円

複雑化・多様化する行政ニーズに対応するためには、自治体も一元化された行政機構においてのみ留まっていることはできない。地域社会の活性化と市民福祉の向上のためには、外郭団体方式による準公共・市場サービス的な分野への進出が、余儀なくされている。

しかしながら、これまで、外郭団体を総合的に捉えた文献は非常に少なく、本書は、神戸市の外郭団体の事例を中心に、経営理論と実践的戦略について、多角的な分析を加えたものである。

I 外郭団体の経営理論と運営課題

- 1 外郭団体原論
- 2 外郭団体の現況と設立要因
- 3 外郭団体の経営戦略
- 4 外郭団体における人事管理
- 5 外郭団体の会計原則

II 開発型団体の経営

- 1 神戸市都市整備公社の経営
- 2 外郭団体と不動産経営
- 3 交通サービスと外郭団体
- 4 サービス型団体の経営
- 1 市民福祉振興協会の経営
- 2 神戸国際交流協会の経営
- 3 神戸国際観光協会の経営
- 4 神戸市民生活協同組合の経営

※ ご購入は書店または神戸都市問題研究所へお申し込み下さい。

販売部長：吉田一郎（6400）

勁草書房

神戸都市問題研究所出版案内

■ 都市政策論集

☆第1集	消費者問題の理論と実践	定価 2700円
☆第2集	都市経営の理論と実践	定価 2200円
☆第3集	コミュニティ行政の理論と実践	定価 1700円
☆第4集	都市づくりの理論と実践	定価 2600円
☆第5集	広報・広聴の理論と実践	定価 2500円
☆第6集	公共料金の理論と実践	定価 2200円
☆第7集	経済開発の理論と実践	定価 1700円
☆第8集	自治体OAシステムの理論と実践	定価 2000円
☆第9集	交通経営の理論と実践	定価 2000円
☆第10集	高齢者福祉の理論と実践	定価 2200円
☆第11集	海上都市への理論と実践	定価 2200円
☆第12集	コンベンション都市戦略の理論と実践	定価 2500円
☆第13集	ファッション都市の理論と実践	定価 2500円
☆第14集	外郭団体の理論と実践	定価 2500円

■ 都市研究報告

☆第3号	公共投資の効果に関する 実証的分析	定価 4000円
☆第5号	インナーシティ再生の ための政策ビジョン	定価 3000円
☆第6号	神戸／海上文化都市への構図	定価 3500円
☆第8号	集合住宅管理の課題と展望	定価 2000円
☆第9号	地方自治体へのOAシステム導入	定価 5000円
☆第10号	民活事業経営 システムの実証的分析	定価 4000円

※ ご購入は書店または神戸都市問題研究所へお申し込み下さい。

勁草書房

季刊 都市政策 第67号 ISBN 4-326-96091-4 C3331 P550E
発売元 **勁草書房** 東京都文京区後楽2の23の15 定価 550円
振替東京 5-175253 電03-3814-6861 (本体 534円)